



子育てしたくなるまち日本一を目指して

本市は、子育てしたくなるまち日本一を目指すことを最重要テーマに掲げ、政策のあらゆる部分に反映させ、子育て支援の取組を充実させてまいりました。

交通の利便性や豊かな自然環境、産業の発展といった、暮らしやすさに直結する地域の強みに加え、子育て支援センターやこども広場などの子育て支援拠点の充実、一人ひとりの発達に寄り添う元気っ子応援事業、手厚い保育などの取組は、子育てしたくなるまちとしての評価や、子育て世代人口の社会増加などの成果につながっています。

しかしながら、全国的に急速に少子化が進行する中で、地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化し、子育てに対する不安感、負担感、孤立感が高まっています。また、児童虐待や子どもの貧困問題などの深刻な課題に対し、これまで以上の取組が求められています。

この元気っ子育成支援プランⅢは、子どもを育む基盤である家庭を支援し、子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、本市が、子育て世代に選ばれるまちであり続けることを目指して、子ども・子育てに関する取組を総合的かつ網羅的にまとめた計画です。その実現には、行政はもとより、家庭、地域、企業など、地域に暮らす全ての皆様の協力が欠かせません。それぞれの立場、それぞれの関わり方で、皆様の積極的な御協力をお願いいたします。

子育てしたくなるまち日本一というスローガンには、子どもたちに元気よく育てほしいという願いや、子どもが元気な地域は大人も幸せであるという思いを込めています。未来の塩尻市が、一人でも多くの子どもが生まれ、子どもと大人がともに育つ元気なまちであり続けることを願い、これからも、より一層、子育て支援の取組を充実させてまいります。

令和2年3月

塩尻市長 小口 利幸

目次

第1章 元気っ子育て支援プランⅢの概要	1
1-1 元気っ子育て支援プランⅢ策定の背景	2
1-2 根拠法	3
1-3 元気っ子育て支援プランⅢの位置付け	4
1-4 元気っ子育て支援プランⅢの期間	4
第2章 現状と課題の整理	5
2-1 塩尻市の子どもを取り巻く環境	6
2-2 前回プランの達成状況	18
2-3 前回プランの重点施策の成果	21
第3章 元気っ子育て支援プランⅢの基本的な考え方	23
3-1 基本目標（目指すまちの姿）	24
3-2 基本方針	25
3-3 元気っ子育て支援プランⅢの体系	27
3-4 元気っ子育て支援プランⅢを推進していくために	29
第4章 施策の展開	31
基本方針 1 塩尻らしい子育ての推進	32
基本方針 2 きめ細かな子育て支援の推進	44
基本方針 3 総合的な子育て環境づくりの推進	56
第5章 子ども・子育て支援事業計画	65
5-1 教育・保育提供区域の設定	66
5-2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	69
5-3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容及びその実施時期	74
5-4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の内容及びその実施時期	75
資料編	91
1 アンケートによる量の見込みの算出方法	92
2 元気っ子育て支援プランⅢ策定経過	96
3 子ども子育て会議委員名簿	97
4 諮問	98
5 答申	99

第1章

元気っ子育成支援プランⅢ の概要

元気っ子育て支援プランⅢの概要

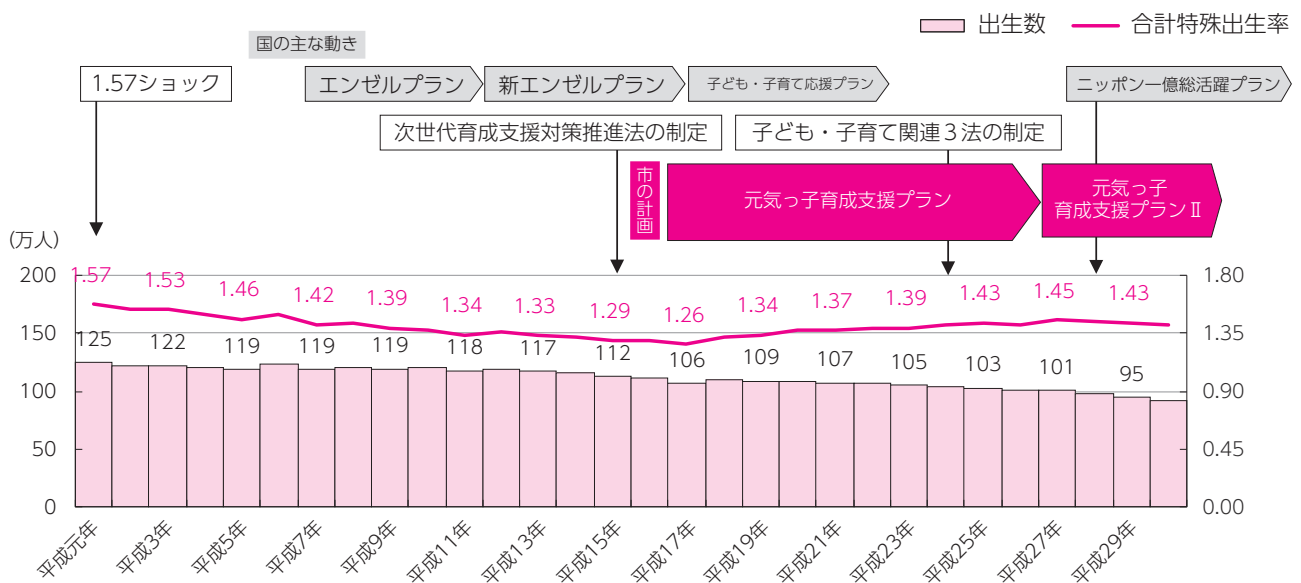
1-1 元気っ子育て支援プランⅢ策定の背景

平成元年に、全国の合計特殊出生率がそれまでの統計上最低の値となった1.57ショックを契機に、国では、子どもを生み育てやすい環境をつくるための政策（エンゼルプラン、新エンゼルプラン等）が強化されてきました。平成15年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る次世代育成支援対策推進法が制定され、平成24年には、全国的な子育て支援の質・量の不足を解消するため子ども・子育て支援法等の子ども・子育て関連3法が制定されました。さらに、近年は希望出生率1.8の実現を目指して、若者の雇用安定・処遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進等を掲げたニッポン一億総活躍プランをはじめとする、出産や就労等に関して子育て世代の希望が実現される社会づくりが推進されています。

こうした中、本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき元気っ子育て支援プラン（平成17～26年度）を策定し、地域で支えあい、安心して子どもを生み、健やかに子どもが育つまちの実現を目指して、子育て世帯に対する総合的な支援を行ってきました。また、平成27年度には、新たに、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を加えた元気っ子育て支援プランⅡ（平成27～令和元年度）を策定し、子どもが生まれ育つ豊かさをみんなで分かちあえるまちの実現を目指して、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業を充実させてきました。

このような背景を踏まえて、これまでの元気っ子育て支援プランⅡを継承しつつ、新たに元気っ子育て支援プランⅢ（以下、本計画）を策定し、子どもや子育て家庭をまちぐるみで支えていけるよう、本市の特性を生かした少子化対策と子育て支援事業をより充実させ、総合的に子ども・子育てに関する施策を進めていきます。

全国の合計特殊出生率と国の少子化対策の動き



出典：(出生数・合計特殊出生率) 人口動態統計/厚生労働省

1-2 根拠法

本計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画として位置づけられます。2つの法律に基づく事項を1つの計画書としてまとめる本計画は、本市の子ども・子育て分野の施策・事業を網羅的かつ体系的にまとめる計画としての性格を持ちます。

計画の根拠法と記載事項

	次世代育成支援行動計画	子ども・子育て支援事業計画
根拠法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
目的	次世代育成支援対策のための集中的・計画的な取組を推進する	幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の提供体制についての計画を定める
記載事項	1) 地域における子育ての支援 2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4) 子育てを支援する生活環境の整備 5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等 6) 子どもの安全の確保 7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	≪基本的記載事項≫ ●教育・保育提供区域の設定 ●幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ●地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ●幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容 ≪任意記載事項≫ ●産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保 ●保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 ●労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

子ども・子育て支援の意義のポイント

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

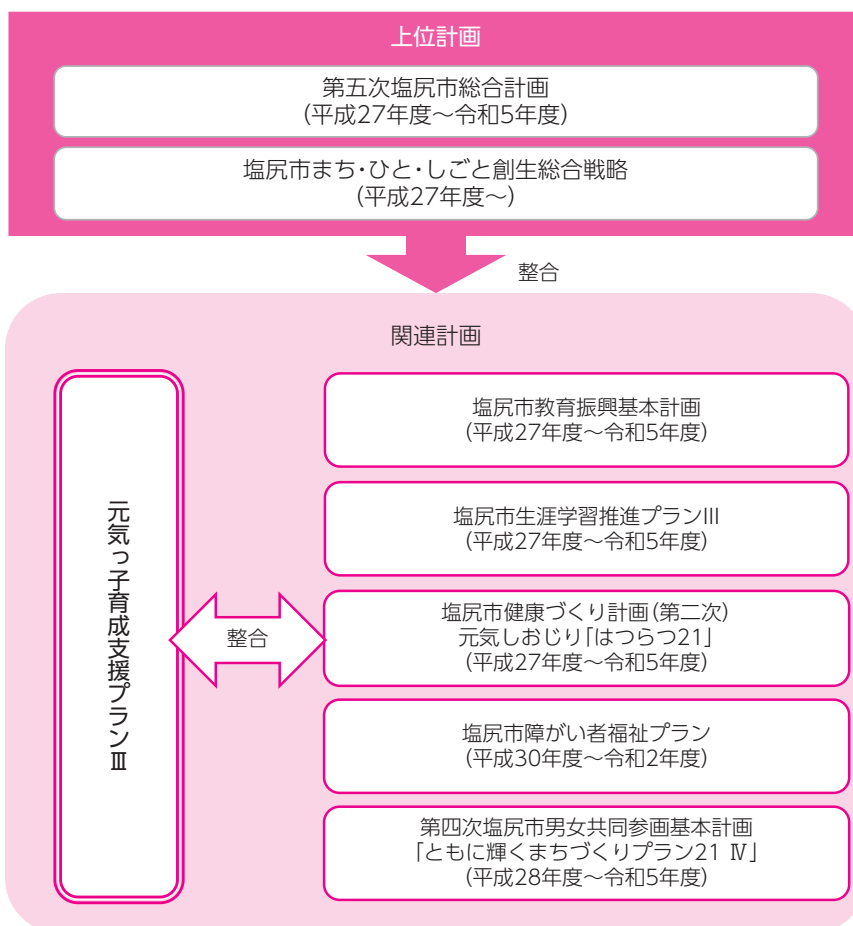
子ども・子育て支援法に基づく基本指針より

1-3 元気っ子育て支援プランⅢの位置付け

本計画は、本市が目指す都市像や長期戦略が示されている第五次塩尻市総合計画を上位計画とし、その実現を目指す、子育て支援に関する個別計画です。

子育て支援施策に関連する各分野の関連計画と連携・整合させながら、施策を展開していきます。

元気っ子育て支援プランⅢの位置付け



1-4 元気っ子育て支援プランⅢの期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年です。

年度	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
計画	元気っ子育て支援プラン										元気っ子育て支援プランⅡ				元気っ子育て支援プランⅢ					

第2章

現状と課題の整理

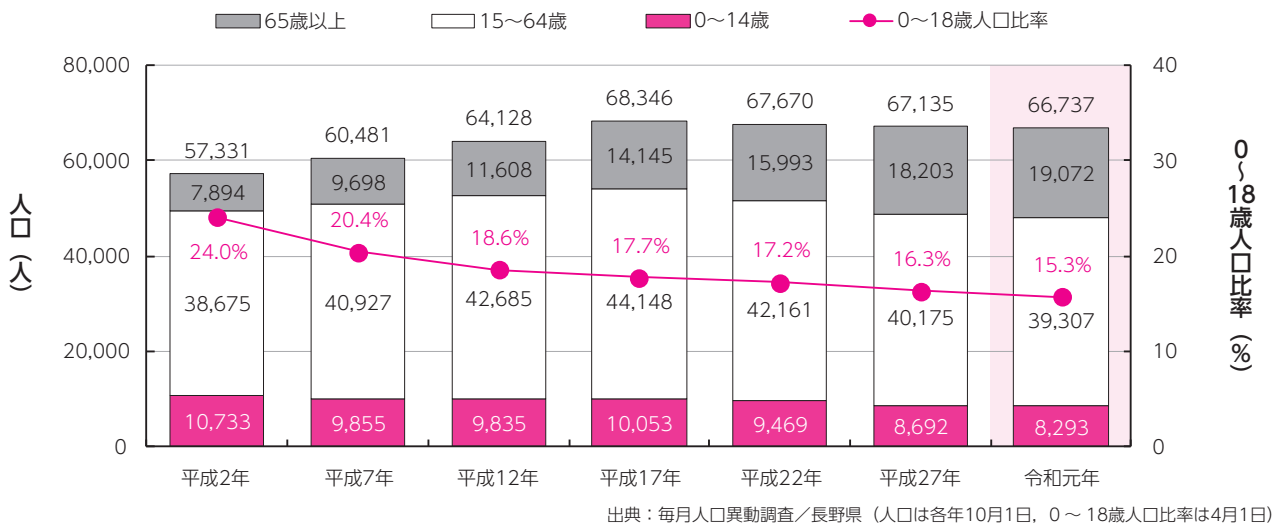
2-1 塩尻市の子どもを取り巻く環境

(1) 人口・世帯の動向

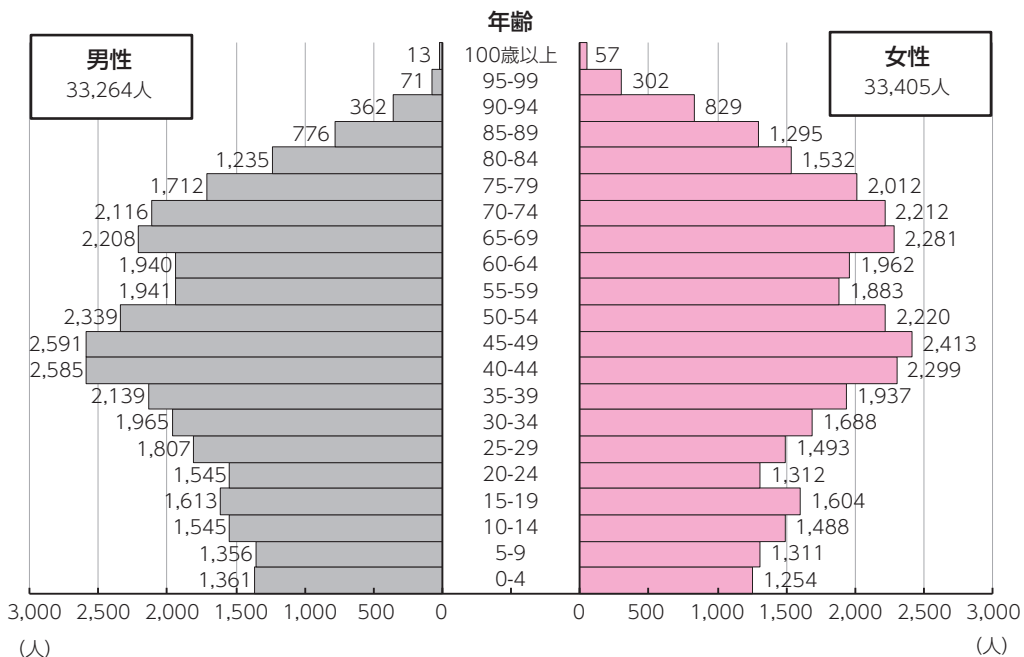
① 人口の推移

本市の総人口の推移をみると、平成17年に約6万8,000人のピークを迎え、以降は緩やかに減少が続いています。この間、0～18歳人口比率は減少を続けており、少子化が進んでいます。

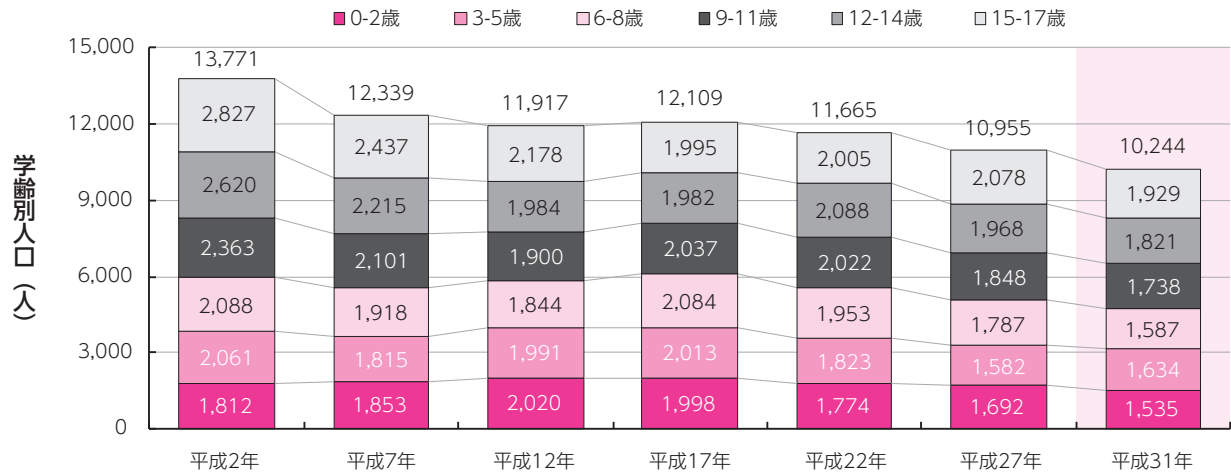
総人口の推移



人口ピラミッド



学齢別人口の推移

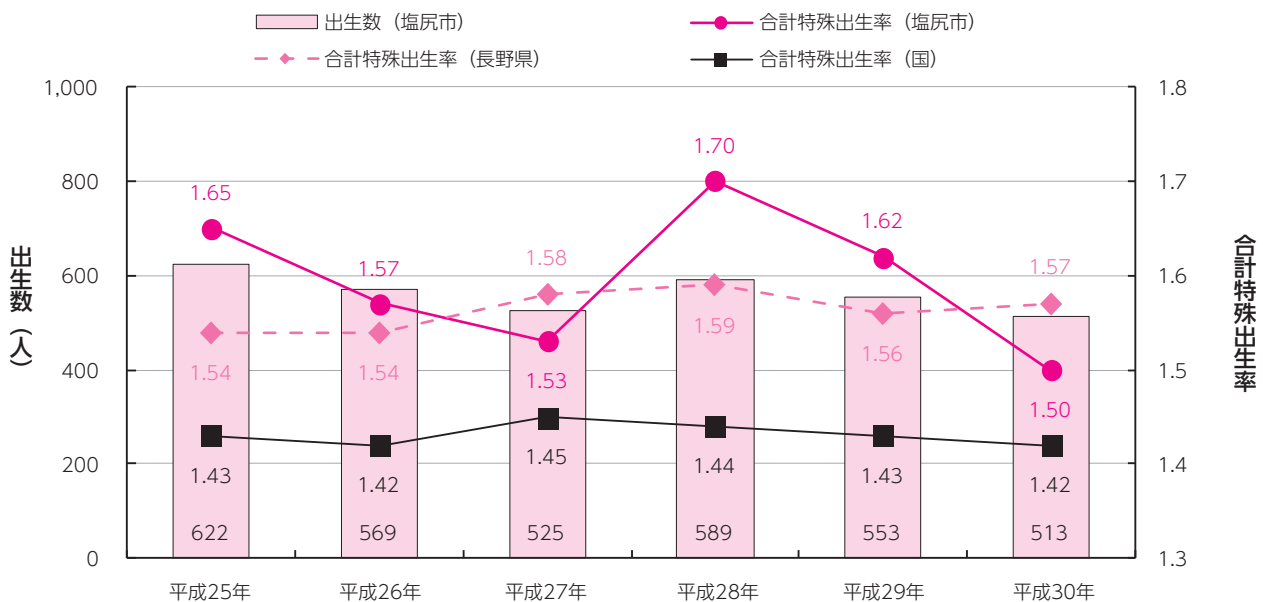


出典：毎月人口異動調査／長野県（各年4月1日）

② 出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成25年は622人でしたが、平成30年には513人まで減少しています。一方で、合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生むと想定される子どもの人数）は、平成25年以降、国平均を上回っていますが、平成27年と平成30年は県平均を下回る値となっています。

出生数・合計特殊出生率の推移

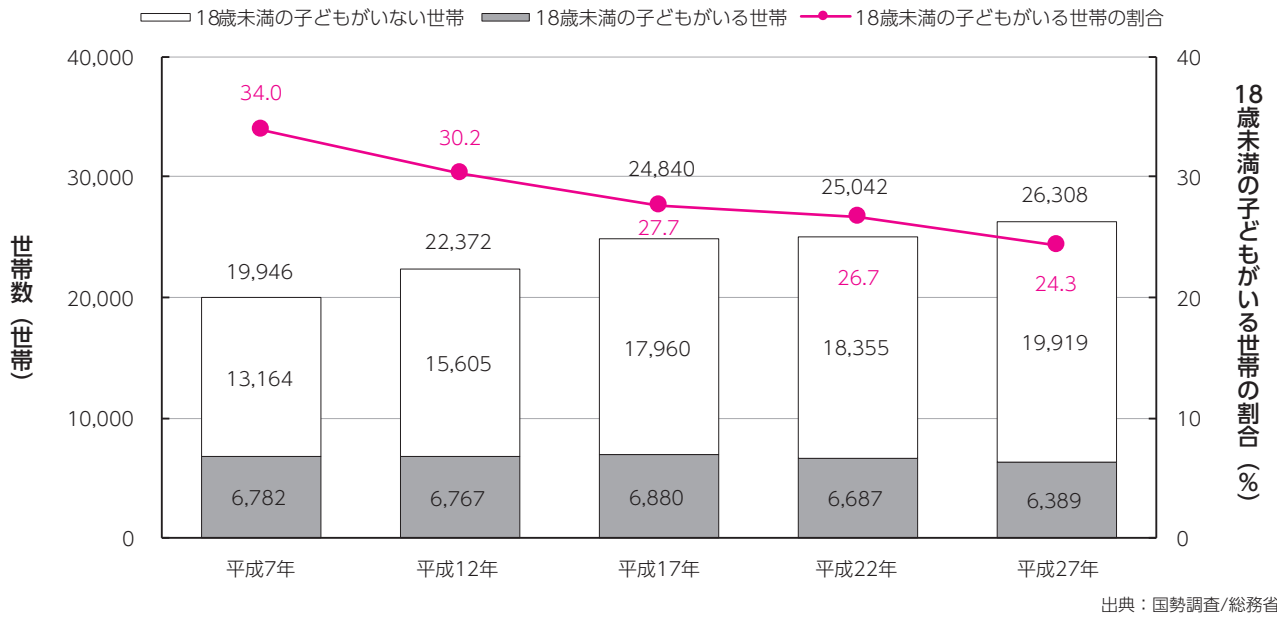


出典：(合計特殊出生率・塩尻市) 健康づくり課 (出生数・塩尻市) 毎月人口異動調査／長野県 (合計特殊出生率・長野県、国) 人口動態統計／厚生労働省

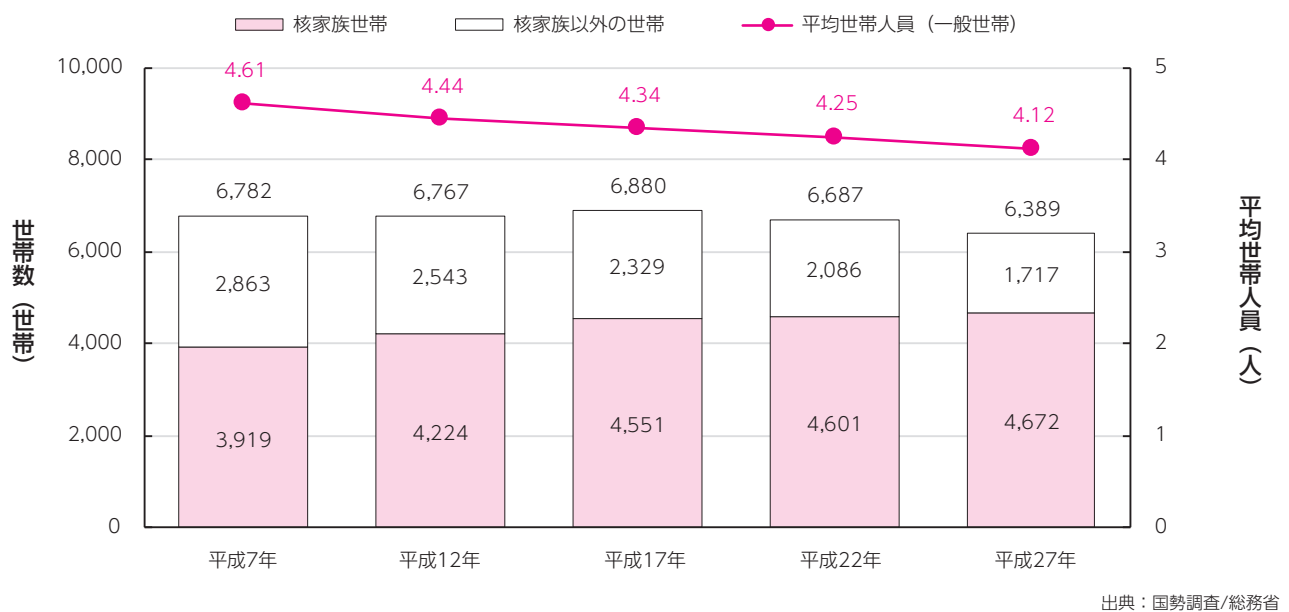
③ 世帯の推移

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成27年には約2万6,000世帯となっています。一方で、18歳未満の子どもがいる世帯数は減少傾向にあり、全世帯数に占める割合は平成7年の34.0%から平成27年には24.3%に減少しています。18歳未満の子どものいる世帯の内訳をみると、核家族世帯が増加しており、平均世帯人員は平成7年の4.61人から平成27年には4.12人に減少しています。

18歳未満の子どものいる世帯数の推移



18歳未満の児童のいる世帯の内訳数および平均世帯人員の推移

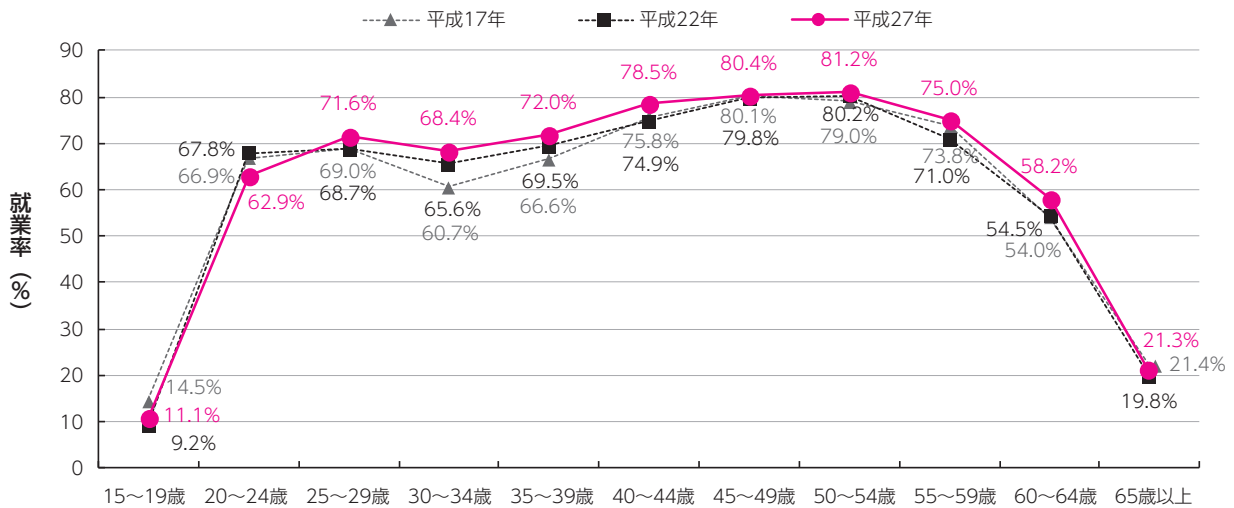


(2) 家庭の状況

① 女性の就業状況

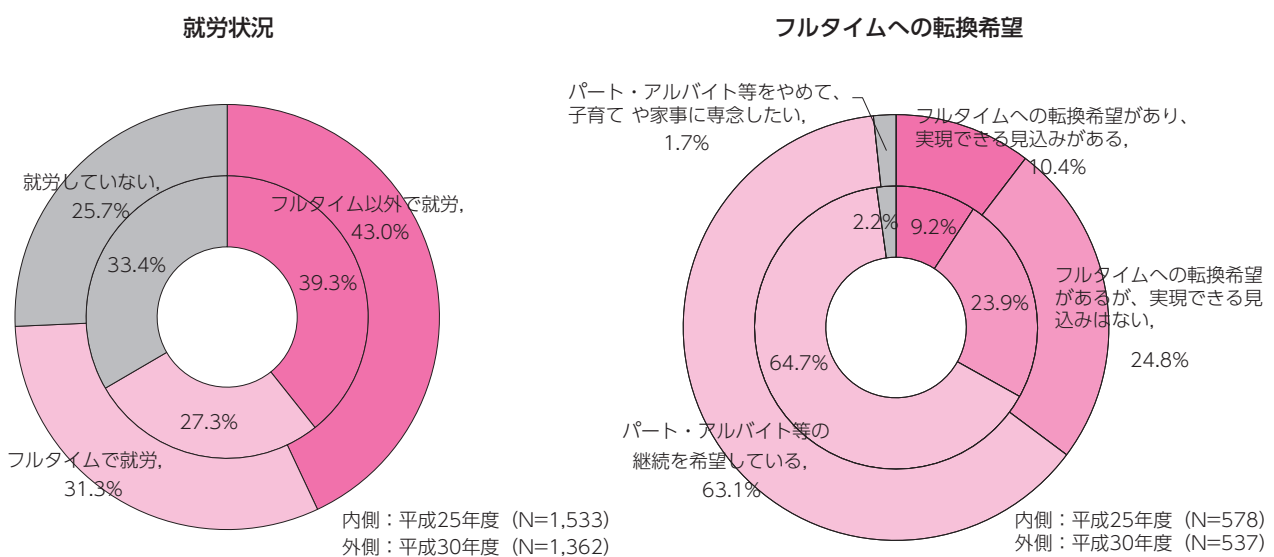
本市の女性の年齢別就業率を平成17年と平成27年で比較すると、25～44歳の間で就業率が増加しており、女性の就業状況の特徴と言われるいわゆるM字カーブが緩やかになっています。また、未就学の子を持つ母親の就業状況を5年前と比較すると、未就学児を育てながらフルタイムで就労する母親の割合は27.3%から31.3%に増加しています。

女性の年齢階級別就業率



出典：国勢調査/総務省

未就学の子を持つ母親の就労状況とフルタイムへの転換希望（単一回答）

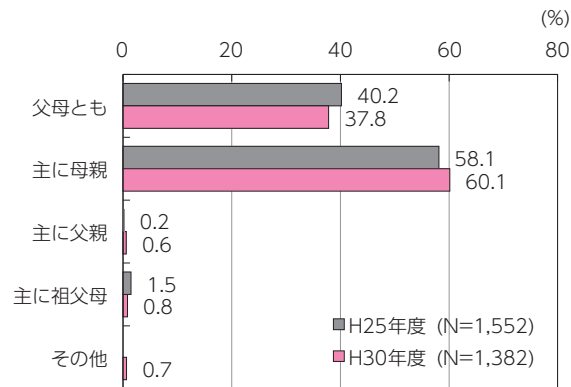


出典：子ども・子育てアンケート調査/こども課

② 家庭での子育て環境

家庭での子育て環境をみると、平成25年と平成30年ともに母親が子育てを主に行っている家庭が約60%と多く、次いで父母ともとなっています。5年前と比較すると、同様の傾向となっています。

子育てを主に行っている人（単一回答）

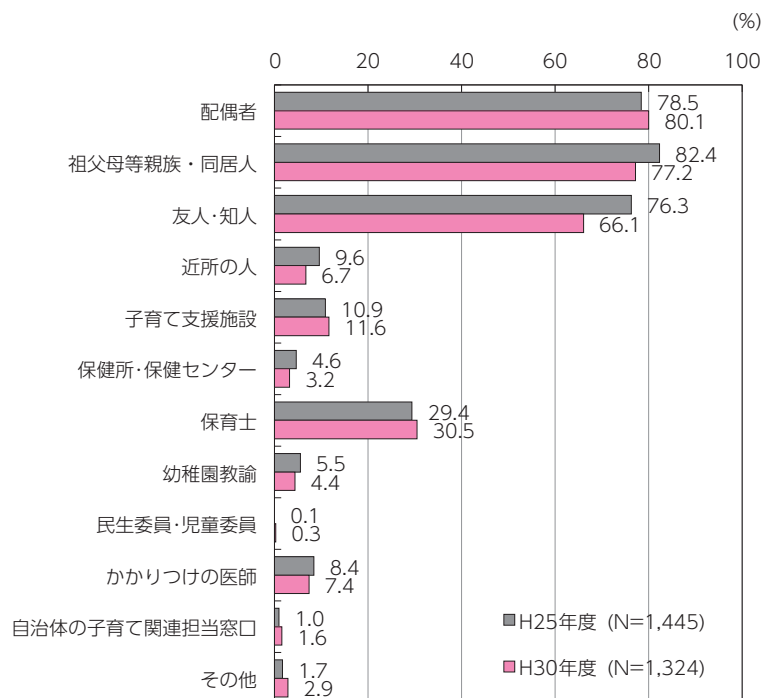


出典：子ども・子育てアンケート調査/こども課

③ 子育てについて気軽に相談できる相手

子育てについて気軽に相談できる相手を見ると、平成25年と平成30年ともに祖父母等親族・同居人、配偶者、友人・知人の割合が大きくなっています。一方で、5年前と比較すると、祖父母等親族・同居人、友人・知人に相談できるという回答の割合が減少しています。

子育てについて気軽に相談できる相手（複数回答）



出典：子ども・子育てアンケート調査/こども課

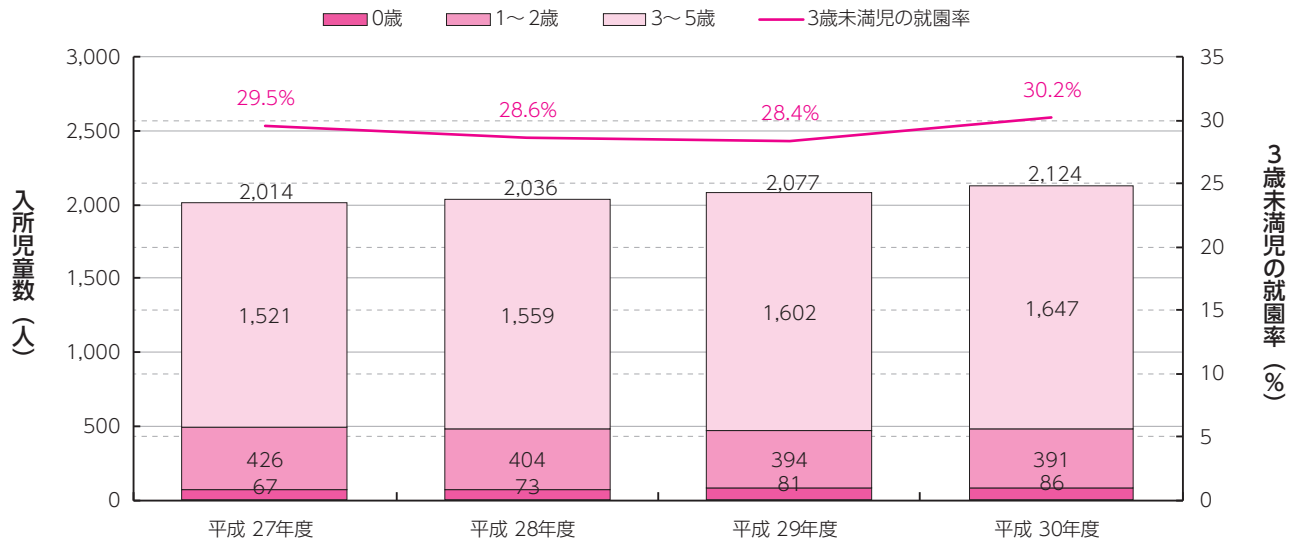
(3) 子育て支援サービスの状況

① 保育園・幼稚園の年齢別入所児童数

保育園・幼稚園の年齢別入所児童数をみると、総数は増加傾向にあります。内訳をみると0歳児と3歳以上児の入所児童数が増加し、1～2歳児の入所児童数は減少しています（保育士不足の影響等により、入所可能数が制限されているため）。

3歳未満児の就園率は、30%前後で推移しています。

保育園・幼稚園の年齢別入所児童数の推移

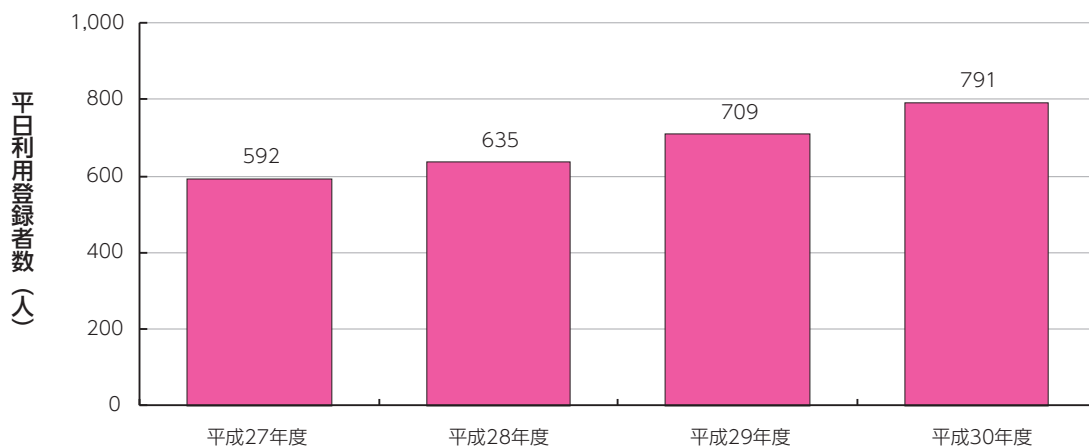


出典：こども課

② 放課後児童クラブの平日利用登録者数

放課後児童クラブの平日利用登録者数は、増加傾向にあります。

放課後児童クラブの平日利用登録者数の推移



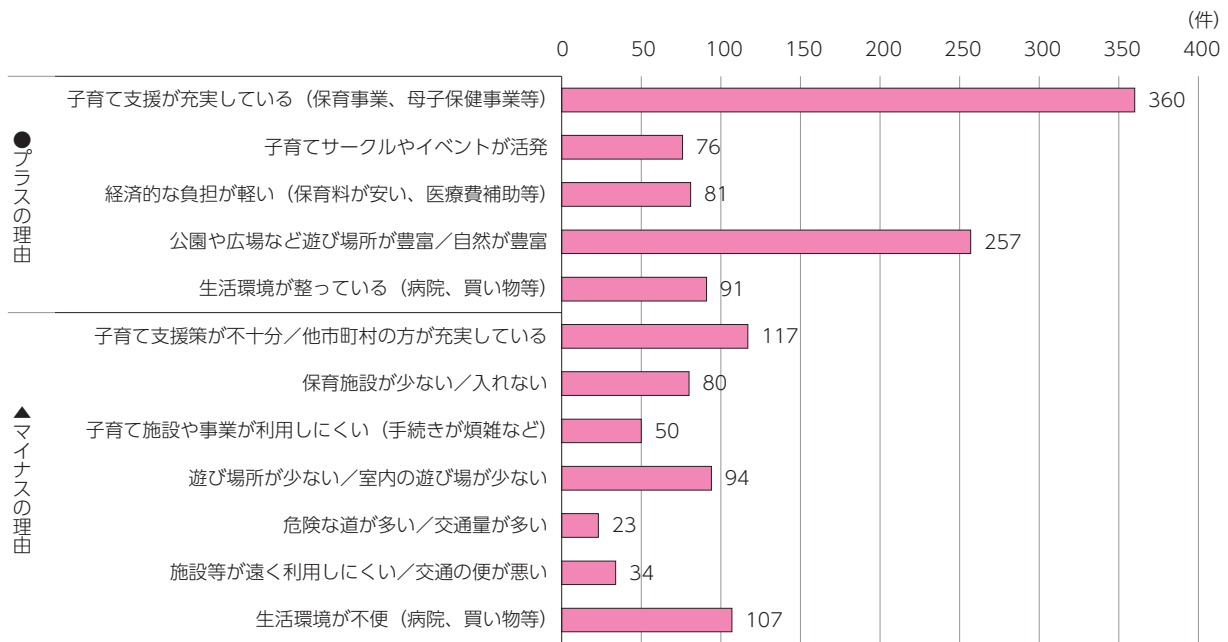
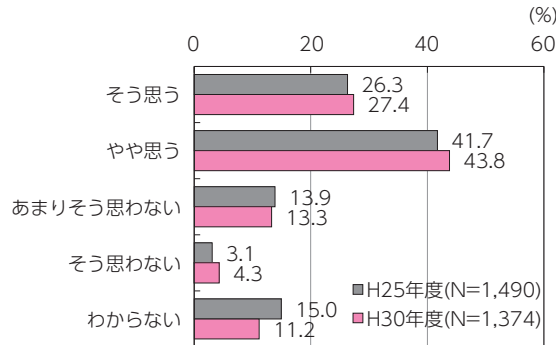
出典：こども課（3月1日時点の平日利用登録者数）

(4) 子育て支援へのニーズ

① 塩尻市は子どもを育てやすいまちだと思うか

子どもを育てやすいまちとしての市民評価をみると、平成25年と平成30年ともに約70%が、そう思う・ややそう思うと回答しています。5年前と比較すると、そう思う・ややそう思うの割合は微増しています。そう思う理由としては、子育て支援が充実している（保育事業、母子保健事業等）、公園や広場など遊び場所が豊富、自然が豊富という記述が多くなっています。

塩尻市は子どもを育てやすいまちだと思うか（単一回答）

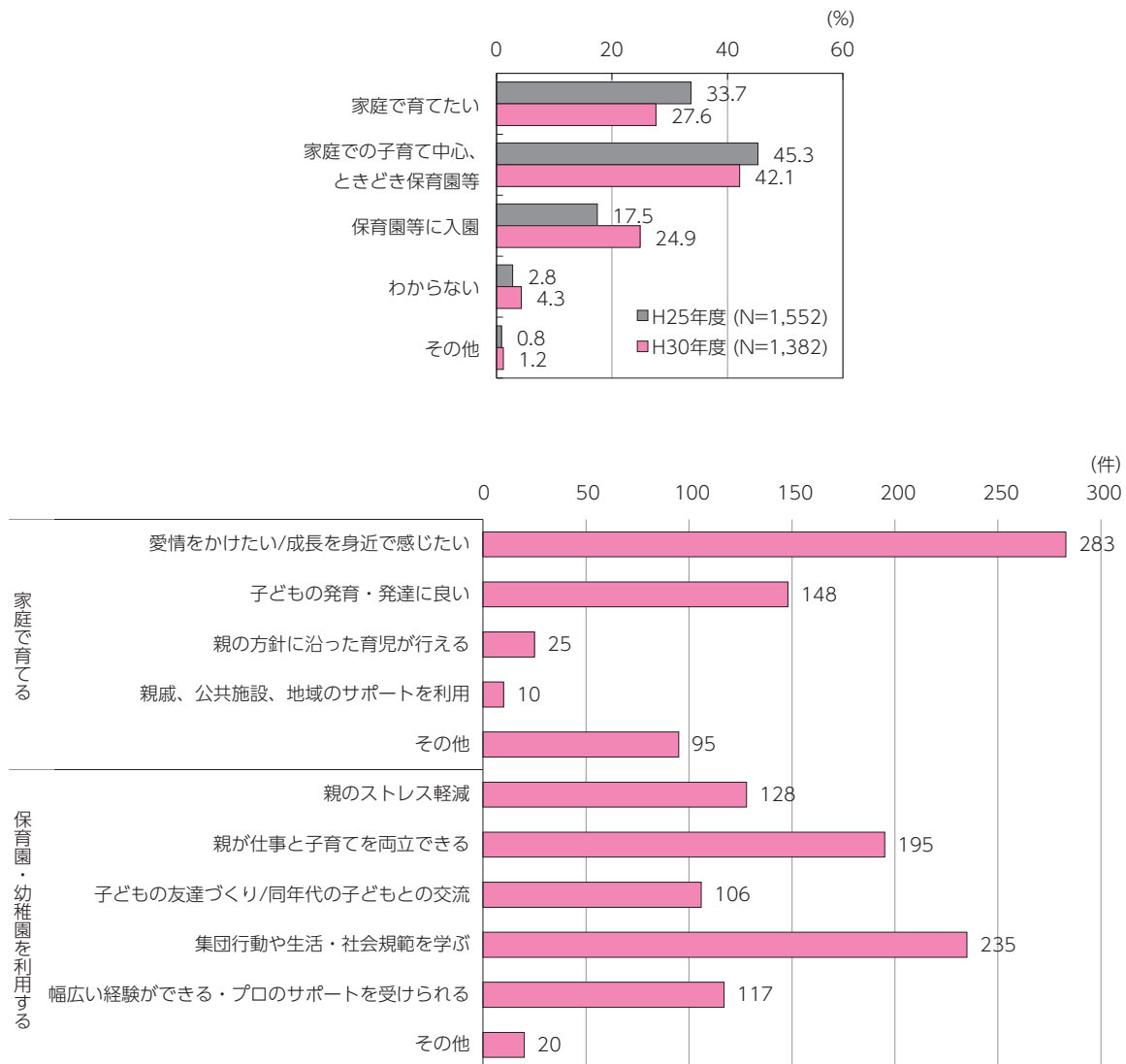


出典：子ども・子育てアンケート調査／子ども課

② 3歳までの望ましい子育て環境

3歳までの望ましい子育て環境の回答をみると、5年前と比較して、家庭で育てたいという家庭の割合が減少し、保育園等に入園とする家庭の割合が増加しています。保育園等への入園を選ぶ理由としては、集団行動や生活・社会規範を学ぶ、親が仕事と子育てを両立できるといった記述が多くなっています。

3歳までの望ましい子育て環境（単一回答）



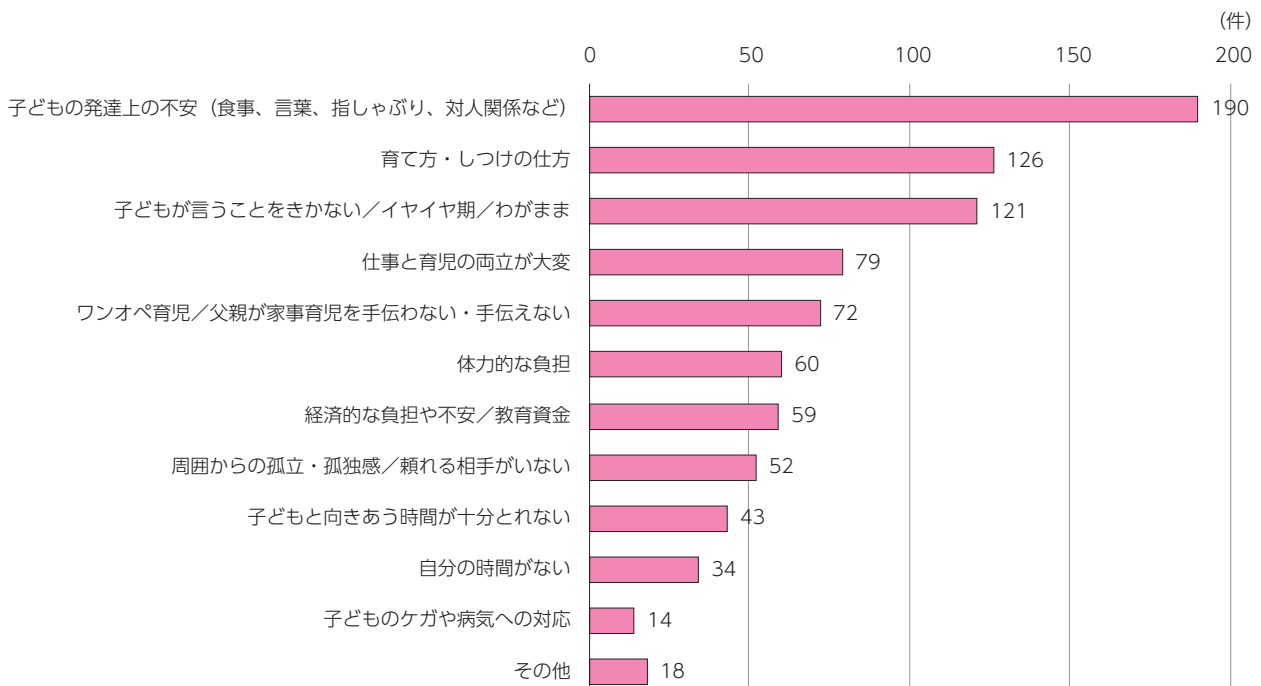
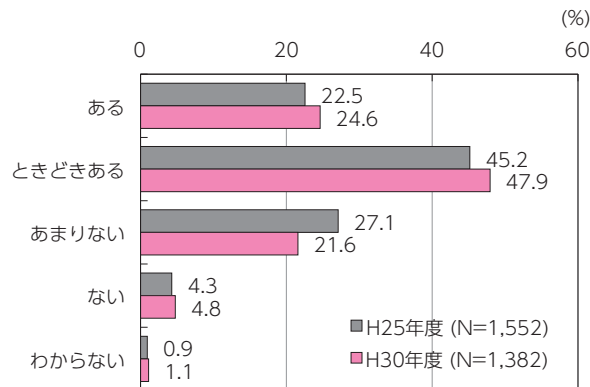
出典：子ども・子育てアンケート調査/こども課

③ 子育てをする上で悩みや不安・負担を感じるどころ

子育てをする上で悩みや不安・負担を感じるどころをみると、5年前と比較して、ある・ときどきあるとする家庭の割合が増加しています。

悩みや不安・負担の内容としては、子どもの発達上の不安が最も多く、次いで、育て方・しつけの仕方、子どもが言うことを聞かない・イヤイヤ期・わがままとなっています。

子育てをする上で悩みや不安・負担を感じるどころ（単一回答）



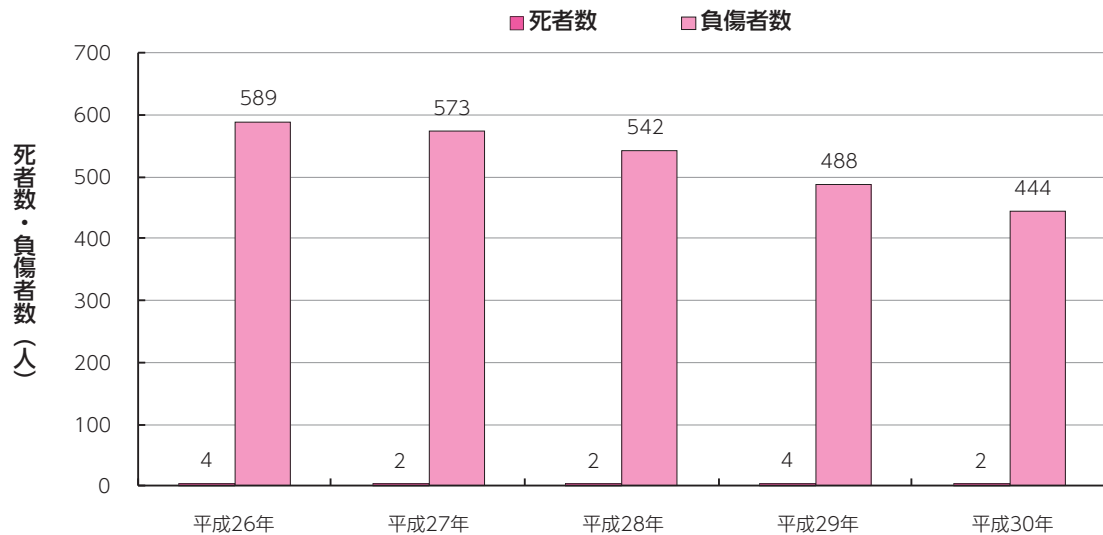
出典：子ども・子育てアンケート調査／こども課

(5) 子どもを取り巻く環境

① 交通事故

中学生までの子どもの交通事故（長野県）について平成26年から平成30年までの推移をみると、死者数は2～4人で推移しています。また、負傷者数は減少傾向にあります。

中学生までの子どもの交通事故による死者数・負傷者数の推移（長野県）

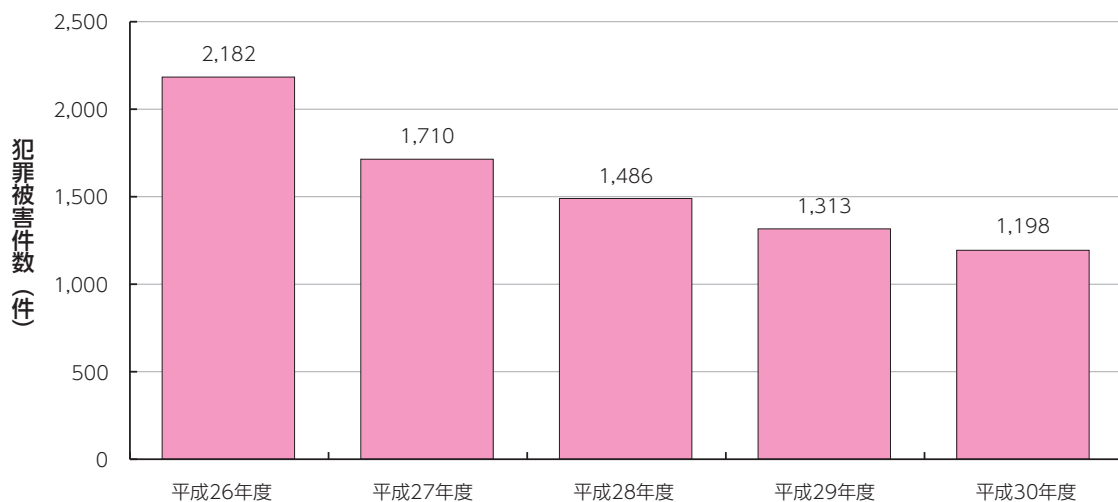


出典：長野県警察本部

② 犯罪

20歳未満の少年が被害者となる犯罪件数（長野県）について平成26年度から平成30年度までの推移をみると、全体的に減少傾向にあります。

少年の犯罪被害件数の推移（長野県）

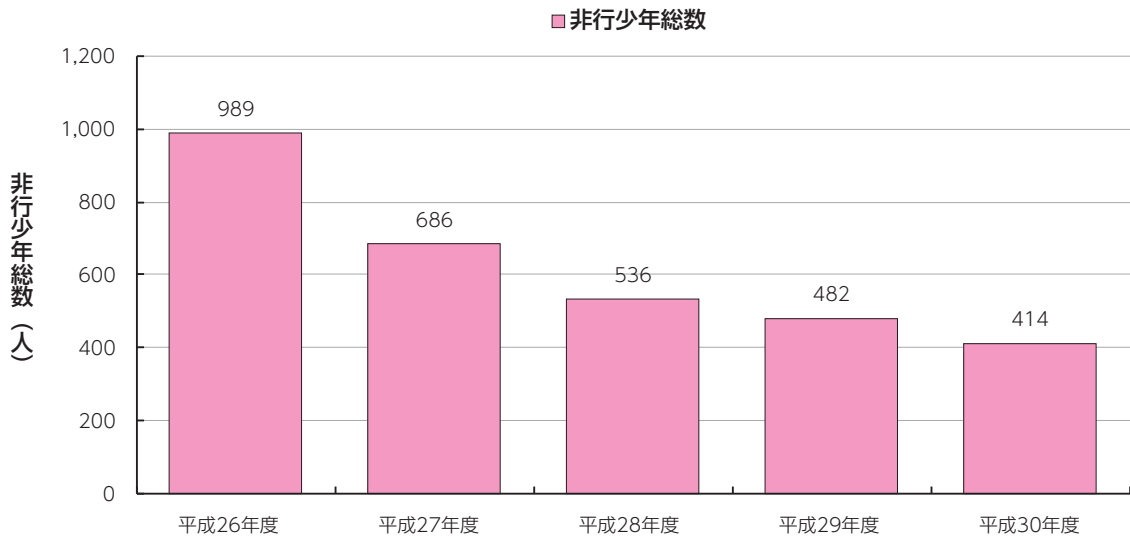


出典：長野県警察本部

③ 非行

非行少年（20歳未満）の総数について平成26年度から平成30年度までの推移をみると、全体的に減少傾向にあります。

非行少年総数の推移（長野県）

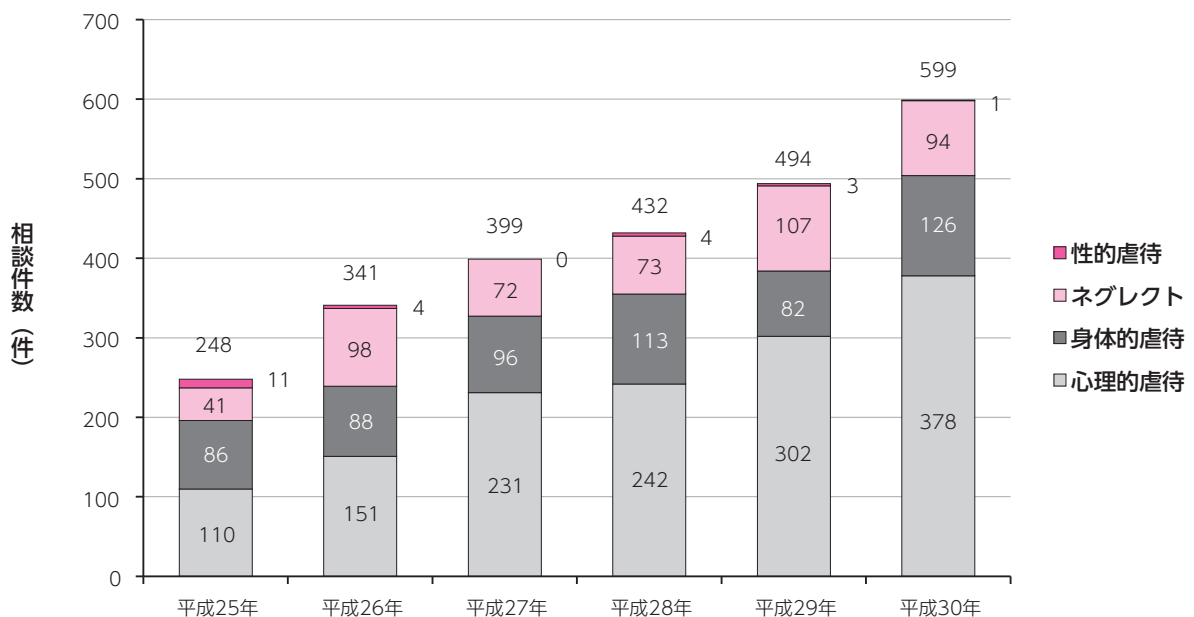


出典：長野県警察本部

④ 児童虐待

松本児童相談所管内における児童虐待相談件数は増加傾向にあり、平成30年には相談件数が599件となっています。区分別にみると、特に、心理的虐待に対する相談件数が大幅に増加しています。

児童虐待区分別相談件数（松本児童相談所管内）

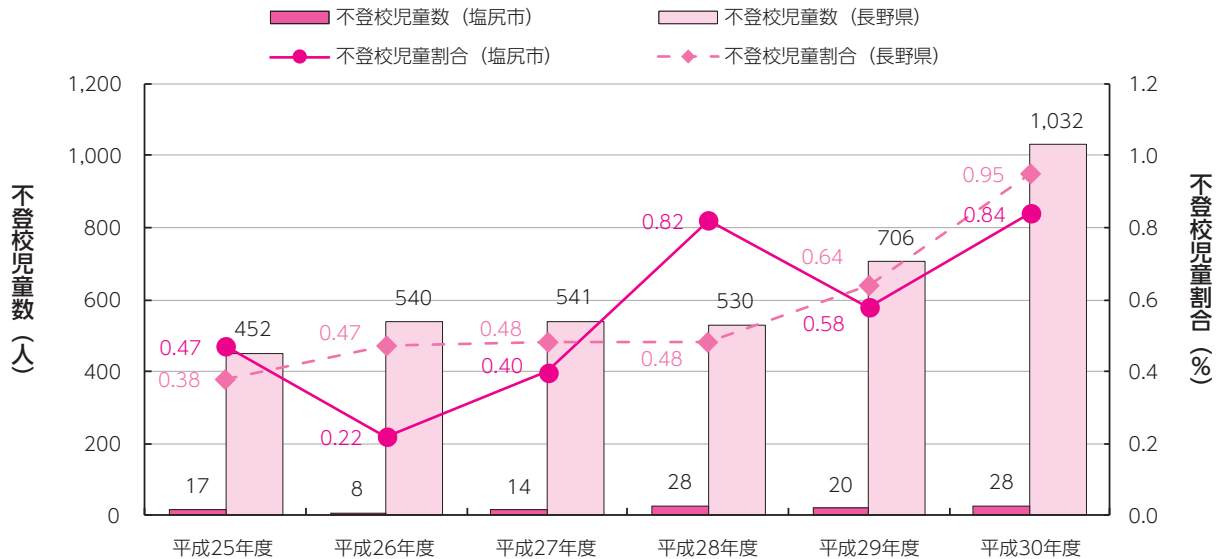


出典：長野県松本児童相談所 業務概要

⑤ 不登校

本市の小学校における不登校児童数（病気や経済的理由など以外で年間30日以上欠席している児童数）は20名前後で推移しています。

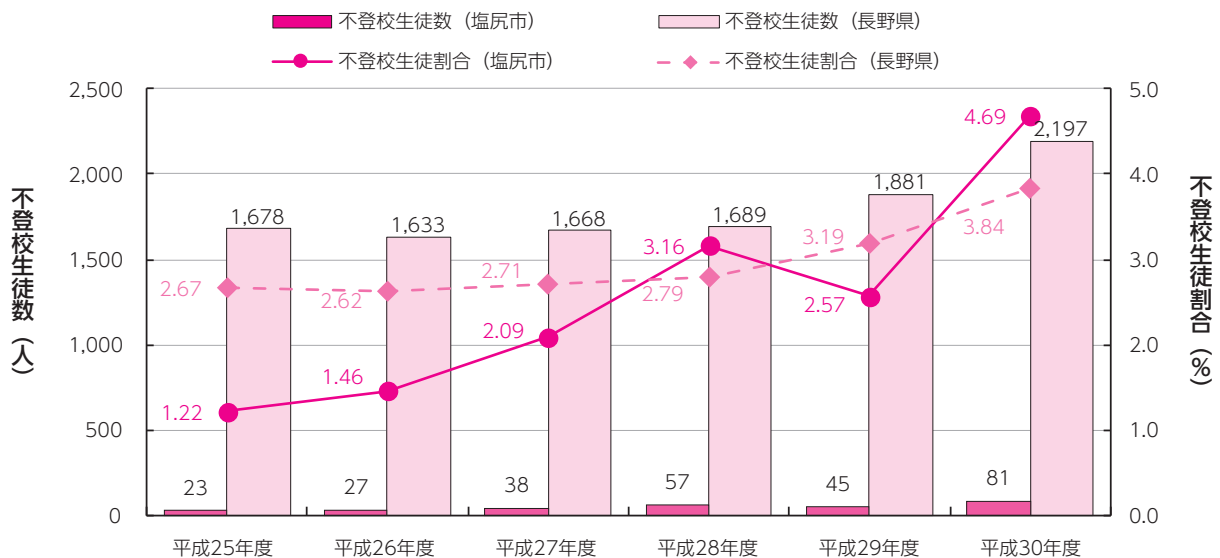
小学校 不登校児童数の推移



出典：プレスリリース/長野県社会部

本市の中学校における不登校生徒数は増加傾向にあり、平成30年には81人に達しています。

中学校 不登校児童数の推移



出典：プレスリリース/長野県社会部

2-2 前回プランの達成状況

元気っ子育て支援プランⅡの指標の達成状況は、次のとおりです。

(1) 計画全体の達成状況

計画全体の指標をみると、市民指標については値が改善されているものの、目標値には達していない状況です。子育てしやすいまちを目指して、引き続き取り組んでいくことが求められます。

計画全体の達成状況

指標		基準値 (平成26年度)	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和元年度)
市民指標	塩尻は「子育てしやすいまち」であると思う市民の割合	51.2%	55.5% (↑)	59.8%
統計指標	合計特殊出生率(塩尻市)	1.65 (平成25年度)	1.50 (↓)	1.58

■ は、5年前と比較して改善されているものの、目標値には達していないもの
■ は、5年前と比較して後退しているもの

(2) 基本方針別の達成状況

基本方針別の指標をみると、基本方針1きめ細かな子育て支援の推進では、子どもを預かるサービスに関する施策については目標値を達成しています。一方で、パパの育児参加の促進について基準値よりも値が後退しています。

共働き世帯や母親のフルタイム就労の増加に対応していくため、家庭内での子育ての負担の分散を推進していくことが重要です。また、保育ニーズ、就学児童の放課後の預かりニーズの増加に対応していくため、引き続き事業量を確保していくことが求められます。

基本方針1 きめ細かな子育て支援の推進の達成状況

施策	指標	基準値 (平成26年度)	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和元年度)	
第1項 産前・産後の支援					
1	子どもを安心して授かれる環境の充実	子育てに対して希望や期待より不安や負担を感じる未出産女性の割合	16.1%	11.7% (↓)	参考値のため 目標値なし
2	保健・医療サービスの充実	3歳児健康診査までの受診率	94.3% (平成25年度)	99.6% (↑)	参考値のため 目標値なし
3	パパの育児参加の促進	子育て体験講座へのパパの参加数(延べ人数)	96人 (平成25年度)	75人 (↓)	110人
第2節 乳幼児期等の支援					
1	保育園・幼稚園等の充実	安心して子どもを預けられる環境があると 感じる市民の割合	39.3% (平成25年度)	43.1% (↑)	43.0%
2	預かりサービスの充実				
3	経済的負担の軽減				
4	情報提供の充実	子育てに必要な情報を得たり相談したり することができる感じる市民の割合	41.5% (平成25年度)	42.6% (↑)	参考値のため 目標値なし
第3項 個々の事情を持つ家庭への支援					
1	支援を必要とする家庭への支援	児童虐待等相談件数	1,494件 (平成25年度)	1,610件 (↑)	参考値のため 目標値なし
2	ひとり親家庭への支援	特別支援教育就学奨励費支給対象者数	59人 (平成25年度)	86人 (↑)	参考値のため 目標値なし
3	障がい児がいる家庭への支援				
4	相談体制の充実	子育ての不安や悩みなどを解消するためのサポートがなされていると感じる市民の割合	34.7% (平成25年度)	36.9% (↑)	38.0%

■ は、目標値を超えて改善されているもの
■ は、5年前と比較して改善されているものの、目標値には達していない(又は目標値が設定されていない)もの
■ は、5年前と比較して後退しているもの

基本方針2 塩尻らしい子育ての推進では、子育てと仕事を両立できる環境整備、食育の充実、木育の充実、体験活動の充実、遊び場の充実の施策について基準値よりも値が後退しています。

子育て世代の子育てや就業の希望を実現できる地域づくりを推進していくため、職場の理解をさらに深めていくとともに、子どもや家庭のニーズに合わせた各種教室や体験事業の充実を図っていくことが求められます。

基本方針2 塩尻らしい子育ての推進の達成状況

施策	指標	基準値 (平成26年度)	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和元年度)
第1項 子ども一人ひとりの成長の支援				
1 元気っ子応援事業の推進	市内在住の年中児のうち元気っ子応援事業を受けた子どもの割合	88.7% (平成25年度)	94.5% (↑)	99.0%
2 すべての子どもへの継続的な支援				
3 家庭教育への支援	学校図書館一人当たり貸出冊数(小中学校平均)	57.1冊 (平成25年度)	59.9冊 (↑)	参考値のため 目標値なし
第2項 まちぐるみの子育て支援				
1 子育てと仕事を両立できる環境整備	社員の子育て応援宣言市内登録企業数	—	52社 (↑)	60社
	仕事と生活とのバランスに満足している市民の割合	45.2%	39.7% (↓)	56.3%
2 地域の子育てネットワークの強化	出張ひろば開催数	8回 (平成25年度)	27回 (↑)	参考値のため 目標値なし
3 子育てに対する市民参画の促進	市内のながの子育て家庭優待パスポート事業参加事業者数	114社 (平成25年度)	129社 (↑)	150社
	学校支援ボランティア登録者数	622人 (平成25年度)	788人 (↑)	参考値のため 目標値なし
第3項 実体験を重視した子育て支援				
1 食育の充実	離乳食教室参加者数	190人 (平成25年度)	161人 (↓)	190人
	家族と一緒に食事をとる人の割合(幼児)	—	80% (↑)	90.0%
2 木育の促進	子どもが木と触れ合い遊んだり学んだりすることが盛んであると感じる市民の割合	30.5%	27.5% (↓)	参考値のため 目標値なし
3 体験活動の充実	塩尻市塩嶺体験学習の家及び塩尻市柏茂会館の利用者数(日帰り・宿泊含む。)	2,880人 (平成25年度)	2,657人 (↓)	参考値のため 目標値なし
	スポーツ少年団の登録団員数	570人 (平成25年度)	472人 (↓)	参考値のため 目標値なし
4 遊び場の充実	公園長寿命化計画による遊具の更新	2公園 (平成25年度)	1公園 (↓)	参考値のため 目標値なし
	公園・緑地がきれいと感じる市民の割合	49.3% (平成25年度)	51.2% (↑)	参考値のため 目標値なし

■ は、目標値を超えて改善されているもの

■ は、5年前と比較して改善されているものの、目標値には達していない(又は目標値が設定されていない)もの

■ は、5年前と比較して後退しているもの

基本方針3 総合的な子育て環境づくりの推進では、子育て家庭が増える環境の確保の施策について大きな成果が出ています。また、病気・ケガから子どもを守る環境整備、災害から子どもを守る環境整備の施策について目標値を達成しています。一方で、健全育成のための環境の確保の施策について基準値よりも値が後退しています。

今後も、子育て世代に選ばれる、子育てしやすいまちとして評価の高い環境を維持していくことが重要です。また、青少年による犯罪被害や非行が減少傾向にある中で、時代の変化に合わせて青少年が健全に育つ環境づくりに関する取り組みを改善していくことも求められます。

基本方針3 総合的な子育て環境づくりの推進の達成状況

施策	指標	基準値 (平成26年度)	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和元年度)
第1項 子どもが生まれ育つ環境づくり				
1 子育て家庭が増える環境の確保	20歳~49歳の社会増加数	△33人 (平成25年度)	168人 (↑)	0人
2 良質な住居・居住環境の確保	良好な住宅・住環境が整っていると感じる市民の割合	53% (平成25年度)	63.7% (↑)	参考値のため 目標値なし
3 健全育成のための環境の確保	学校と地域の連携の下、青少年が健全に育つ環境があると感じる市民の割合	51.2% (平成25年度)	45.0% (↓)	参考値のため 目標値なし
第2項 子どもを守る環境づくり				
1 病気・ケガから子どもを守る環境整備	各種定期予防接種の接種済率の平均値	89% (平成25年度)	92.4% (↑)	90.0%
2 犯罪から子どもを守る環境整備	学校緊急メール登録件数	3,824件 (平成25年度)	4,704件 (↑)	参考値のため 目標値なし
3 事故から子どもを守る環境整備	誰もが安心して歩くことのできる歩道が整備されていると感じる市民の割合	24.3% (平成25年度)	30.4% (↑)	参考値のため 目標値なし
4 災害から子どもを守る環境整備	備蓄倉庫への紙おむつの備蓄数	—	4,730枚 (↑)	4,640枚

■ は、目標値を超えて改善されているもの

■ は、5年前と比較して改善されているものの、目標値には達していない（又は目標値が設定されていない）もの

■ は、5年前と比較して後退しているもの

2-3 前回プランの重点施策の成果

平成27年度から令和元年度までの元気っ子育成支援プランⅡにおける重点施策の主な成果は以下のとおりです。

(1) 子育てと仕事を両立できる環境整備

- ・次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画を策定する事業所（13事業所）、長野県が推進する社員の子育て応援宣言に登録する事業所が増加（平成26年度20事業所→平成30年度52事業所）し、企業の協力体制が整備されてきています。
- ・子育てや介護等による時間的な制約がある方への就労支援事業によりテレワーカーが増加（平成26年度30人→平成30年度220人）するなど、多様な働き方が広がっています。

(2) 地域の子育てネットワークの強化

- ・保健福祉センターにあんしんサポートルームが、北部子育て支援センターに北部あんしんサポートルームが設置され、妊娠期や子育てに関する相談体制が充実しています。
- ・子育て支援センターを中心に各種講座やイベントを開催し、子育てサポーターやボランティアの育成や、地域の方の交流を図っています。また、北部交流センター（えんてらす）内に北部子育て支援センターが移転し、子育て支援拠点の機能が充実しています。

(3) 様々な家庭のニーズに寄り添える支援体制の充実

- ・保育サービスにおいては、子どもの発達に合わせた保育士の配置や相談体制により、質の向上を推進しています。
- ・ファミリー・サポート・センター事業や一時預かり、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等を実施し、ニーズに合わせた支援を実施しています。
- ・専門的な相談窓口により、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施しています。

(4) 経済的負担の軽減

- ・平成30年8月から、中学生までの子どもの医療費について、窓口で上限500円の負担で受診できる現物給付方式での給付を採用し、保護者の一時的な経済負担を軽減しています。
- ・令和元年10月から、全国一斉に幼児教育・保育無償化が始まり、主に3歳以上児の保育料が大幅に軽減されています。

(5) 元気っ子応援事業の推進

- ・幼保小中高の連携により、一人ひとりの成長発達を継続して共有する元気っ子応援事業を、平成18年度から継続して実施し、保育園や幼稚園に在園していた当時の情報を小・中学校、高校においても共有することで、きめ細かな支援に活かしています。
- ・平成28年度から、少人数でのあそびや課題を通して健やかな発達を促す元気っ子のびのび会が元気っ子応援事業のメニューに加わり、より早期からの支援ができるようになっています。

(6) 自然や文化との触れ合いの充実

- ・学校給食では、流通コーディネーターによる食材の地産地消を進めています。また、保育園、幼稚園等では、園児が野菜を栽培して調理体験をするなどの食育活動も行われています。
- ・保育園、幼稚園等では、自然環境、地域資源、地域文化を取り入れた教育・保育が実践されています。また、一部の園では、県が推進する信州やまほいくに参加しています。
- ・新生児への記念品として木のおもちゃを進呈したり、木育フェスティバルを実施したりするなど、木育の推進に取り組んでいます。

第3章

元気っ子育成支援プランⅢの 基本的な考え方

元気っ子育成支援プランⅢの 基本的な考え方

3-1 基本目標（目指すまちの姿）

子どもが生まれ育つ豊かさを みんなで分かちあえるまち

※子どもが生まれ育つことが、まちにとって素晴らしいことだということを、皆で共感していきたいという想いが込められています。

子どもは、家族に喜びや生きがいをもたらし、地域に活力を生み出す社会のかけがえのない一員です。子どもが、生きる力を伸ばし、元気で心豊かに成長し、これからの未来をつくっていくことは、私たちの夢であり希望です。

少子高齢化、核家族化などの影響により、子どもを取り巻く環境が多様化、複雑化しています。子育ての原点である家庭が責任を持って子育てをしていくことを大切にしつつ、子どもや子育て家庭をまちぐるみの協力者（組、常会、区、地区などの幅広い市民や企業、NPO、各種団体などをいう。以下同じ。）で支えていくことも重要です。そのためには、子どもと大人が共に育つという関係を数多く築いていくことが求められます。

これまでも本市は、乳幼児期から青年期まで一人ひとりの成長を応援することをはじめとして、様々な分野の事業を総合的に展開しながら、まちぐるみの重層的な子育て環境づくりを進めてきました。今後も、多くの子どもが塩尻で生まれ育つことの素晴らしさを地域みんなが共有できるまちを目指し、塩尻への誇りと愛着を持ちながら、子育てしやすいまちづくりに取り組んでいきます。

3-2 基本方針

基本目標を達成するために、次に示す3つの基本方針と9つの個別方針の下に、子育て支援を行っていきます。

基本方針1：塩尻らしい子育ての推進

■現状と課題

- ・市民アンケートの結果から、本市は、子どもを育てやすいまちとして一定の評価を得ています。子育て支援に関する本市独自の施策をさらに充実させ、一人ひとりの子どもの成長を支えていくことが重要です。
- ・共働き世帯や母親のフルタイム就労が増加する一方で、父親の育児参加が遅れている可能性があります。また、育児に不安を感じる保護者が増えています。家庭での子育ての負担の分散を促進することや、家庭の子育て力を底上げすることが必要です。
- ・家庭が責任を持って子育てをしていくことを大切にしつつ、子育て家庭を支える行政、地域、職場のサポートがますます重要になっています。
- ・食育、木育、体験活動の指標の結果が低くなっています。子どもや家庭のニーズに合わせ、塩尻らしい体験を子どもができるよう事業の改善を図っていくことが求められます。



元氣っ子育て支援事業によって、一人ひとりの子どもに寄り添いながら心身の健やかな成長を支えていきます。また、子育ての主役である家庭の子育て力を高めるための支援を行うとともに、子育て家庭を支える地域や職場などのまちぐるみのサポートを促進します。さらに、本市の地域資源を活用した実体験を重視した子育て支援を展開していきます。

個別方針①：子ども一人ひとりの成長の支援

元氣っ子育て支援事業をはじめとした、子どもの成長に寄り添う支援体制を継続し、子ども一人ひとりの個性を大切にしながら、子どもたちの健やかな成長を支えます。

個別方針②：家庭の子育て力の強化

共働き世帯や母親のフルタイム就労の増加等の変化に対応するため、家庭での子育てにおける役割分担を促進します。また、子どもへの接し方や家庭教育の役割等に関する保護者の理解を促進します。

個別方針③：まちぐるみの子育て支援

全ての子育て家庭と子ども自身の成長を地域全体で支える環境づくりを、企業、地域等の多様な主体と連携しながら推進します。

個別方針④：実体験を重視した子育て支援

乳幼児期からの食育によって子どもや家庭の食に対する理解を深めます。また、木育や課外活動等の機会を多く設け、塩尻らしい体験を子どもたちに提供します。

基本方針2：きめ細かな子育て支援の推進

■現状と課題

- ・少子化、核家族化により子育て環境が変化し、子育てへの不安が高まっているなか、子どもを安心して授かり、生み、育てることのできる環境を充実させていくことが求められます。
- ・共働き世帯や母親のフルタイム就労が増加しています。幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のニーズの増加に応えることのできる事業の量と質の確保が求められます。
- ・支援を必要とする家庭を早期に把握するための体制が整ってきています。それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援につなげていくことが重要です。



妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を強化するとともに、支援を必要とする家庭の早期発見と適切な支援を推進します。

個別方針⑤：産前・産後の支援

母子保健サービスを中心に、子どもと保護者の健康増進を図るとともに、子育て世代包括支援センターを中心とした各種専門機関の連携を推進します。

個別方針⑥：乳幼児期等の支援

近年、ニーズが高まっている、保育や小学生の放課後の居場所づくりをはじめとする子育て支援サービスを充実するとともに、保育料無償化等により経済的負担の軽減を推進します。

個別方針⑦：個々の事情を持つ家庭への支援

支援を必要としている家庭や子どもの早期発見に取り組みながら、要支援・ひとり親・障がい児等、それぞれの家庭が抱える様々な事情に対応した支援を行います。

基本方針3：総合的な子育て環境づくりの推進

■現状と課題

- ・子育て世代の転入が増えています。まちぐるみで子どもを育てやすいまちを維持・充実していくことが求められます。



子育てがしやすく、子どもが安心して過ごせる環境づくりを推進します。

個別方針⑧：子どもが生まれ育つ環境づくり

優れた子育て環境を市内外に発信するとともに、良質な子育て環境を整えるために、質の高い住居の確保や子どもが健全に育つ環境づくりを推進します。

個別方針⑨：子どもを守る環境づくり

使いやすい医療や、まちぐるみの防犯、交通安全、防災の取り組みを推進します。

3-3 元氣っ子育て支援プランⅢの体系

次世代育成支援対策塩尻市行動計画

基本目標 子どもが生まれ育つ豊かさを みんなで分かちあえるまち

基本方針1 塩尻らしい子育ての推進

- 個別方針1 子ども一人ひとりの成長の支援
 - 施策1 元氣っ子応援事業による全ての子どもへの継続的な支援
- 個別方針2 家庭の子育て力の強化
 - 施策1 家庭での育児協力の促進
 - 施策2 家庭教育への支援
- 個別方針3 まちぐるみの子育て支援
 - 施策1 子育てと仕事を両立できる環境整備
 - 施策2 多様な拠点で実施される活動の充実
 - 施策3 市民と連携した子育て支援活動の展開
 - 施策4 地域と連携した子育て支援の推進
- 個別方針4 実体験を重視した子育て支援
 - 施策1 食育の充実
 - 施策2 木育の充実
 - 施策3 体験活動の充実
 - 施策4 遊び場の充実

基本方針2 きめ細かな子育て支援の推進

- 個別方針1 産前・産後の支援
 - 施策1 子どもを安心して授かれる環境の充実
 - 施策2 保健・医療サービスの充実
- 個別方針2 乳幼児期等の支援
 - 施策1 保育園・幼稚園等の充実
 - 施策2 預かりサービスの充実
 - 施策3 経済的負担の軽減
 - 施策4 情報提供の充実
- 個別方針3 個々の事情を持つ家庭への支援
 - 施策1 支援を必要とする家庭への支援
 - 施策2 ひとり親家庭への支援
 - 施策3 子どもの貧困対策の推進
 - 施策4 障がい児がいる家庭への支援
 - 施策5 相談体制の充実

基本方針3 総合的な子育て環境づくりの推進

- 個別方針1 子どもが生まれ育つ環境づくり
 - 施策1 子育て家庭が増える環境の確保
 - 施策2 良質な住居・居住環境の確保
 - 施策3 健全育成のための環境の確保
- 個別方針2 子どもを守る環境づくり
 - 施策1 病気・ケガから子どもを守る環境整備
 - 施策2 犯罪から子どもを守る環境整備
 - 施策3 事故から子どもを守る環境整備
 - 施策4 災害から子どもを守る環境整備

塩尻市子ども・子育て支援事業計画

幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の量の拡充及び質の向上のための計画

1 教育・保育提供区域の設定

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・ 3～5歳の教育
- ・ 3～5歳の保育
- ・ 0～2歳の保育

3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

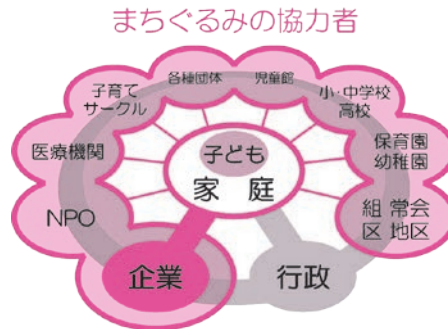
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・ 利用者支援事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

3-4 元氣っ子育て支援プランⅢを推進していくために

(1) それぞれの役割と連携による推進

基本目標でも示したように、子育てには、各家庭の努力とともに、まちぐるみの協力が重要です。また、地域みんなで協力していくなかで、対応できない課題については、行政が積極的に関わりながら解決していく必要があります。本計画は、市民アンケート調査や塩尻市子ども・子育て会議などを通じて、多くの市民の声を取り入れながら策定を進めました。本市で生活する全ての市民と行政が力を合わせ、本計画を具体的・効果的に推進していくために、家庭、まちぐるみの協力者、企業及び行政それぞれの役割を設定します。



子育てに必要な人々	役割
家庭	子育ての責任を果たしながら、子どもを健康に育てる役割を担います。
まちぐるみの協力者	【組、常会、区、地区などの幅広い市民や企業、NPO、各種団体など】 家庭の外で活動する子どもを見守り、育む役割を担います。 【企業】 まちぐるみの協力者として、家庭と仕事を両立できる子育てしやすい職場づくりを目指し、家庭をサポートする役割を担います。
行政	家庭やまちぐるみの協力者では担いきれない問題を解決する役割や、子育てに関わるまちぐるみの協力者同士のつなぎ役としての役割、目指すまちの姿の実現に総合的な視点から取り組んでいく役割を担います。 第五次塩尻市総合計画（平成27～令和5年度）の基本戦略の一つに子育て世代に選ばれる地域の創造を掲げ、子育て環境の整備と子育て世代に選ばれるまちづくりに特に力を入れて取り組みます。

(2) 庁内推進体制の整備

子育て支援や児童の健全育成の二ーズを反映し、保健・医療・福祉・教育分野をはじめ、関係部課を横断する全庁的な推進体制の整備を図ります。

また、国や長野県との連携を密にし、社会・経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら本計画を着実に推進します。

(3) 計画の点検・評価

塩尻市子ども・子育て会議において、毎年度、進捗の評価を行います。また、指標、量の見込み、確保方策については、今後、実際の状況との間にかい離が生じる可能性があることから、計画期間中においても、必要に応じ見直しを行います。

評価指標と参考値について

基本目標を達成するために、施策の進捗状況を把握する基準として評価指標と参考値を設定します。評価指標は、市が行う事業を評価するために特定の事業に目標値を定めたもので、参考値は、事業の進捗を把握するために参考として用いる値です。

【計画全体の評価指標】

指標名	現状値	目標値 (R6)
子育てしやすいまちであると思う市民の割合 (市民意識調査)	55.5% (H30)	60%
子育てを楽しんでいると感じる人の割合 (子ども・子育てに関する市民アンケート)	50.4% (H30)	51%
合計特殊出生率	1.50 (H30)	1.70
出生数	513人 (H30)	維持又は増加 (推計は499人)

第4章

施策の展開

基本方針1 塩尻らしい子育ての推進

基本目標である、子どもが生まれ育つ豊かさをみんなで分かちあえるまちを実現するには、塩尻ならではの豊かな自然、温かな社会を活かした子育てを展開していく必要があります。

元気っ子応援事業を継続しながら一人ひとりの成長を見守り、まちぐるみでの連携をし、実体験を重視した子育てを展開することによって、塩尻らしい子育ての推進を図っていきます。

【基本方針1の内容】

個別方針1 子ども一人ひとりの成長の支援

施策1 元気っ子応援事業による全ての子どもへの継続的な支援

個別方針2 家庭の子育て力の強化

施策1 家庭での育児協力の促進

施策2 家庭教育への支援

個別方針3 まちぐるみの子育て支援

施策1 子育てと仕事を両立できる環境整備

施策2 多様な拠点で実施される活動の充実

施策3 市民と連携した子育て支援活動の展開

施策4 地域と連携した子育て支援の推進

個別方針4 実体験を重視した子育て支援

施策1 食育の充実

施策2 木育の充実

施策3 体験活動の充実

施策4 遊び場の充実

個別方針1 子ども一人ひとりの成長の支援

子どもの個性や家庭の環境は一人ひとり様々です。塩尻らしい子育て支援の1つである元気っ子応援事業により、関係機関が連携し、一人ひとりの子どもの成長を継続して見守っていく体制をつくります。また、それぞれの家庭の子育て力を高める支援にも取り組んでいきます。

施策1 元気っ子応援事業による全ての子どもへの継続的な支援

全ての子どもがそれぞれの個性や特性を大切にしながら、健やかに成長し、持っている力を十分発揮できるように、一人ひとりに応じた育ちを応援していきます。全ての子どもの一人ひとりの成長を、関係機関が連携して見守り、それぞれの成長段階に応じた支援を充実していきます。

主 な 事 業		担当課
a	元気っ子応援事業^{※1}の推進 幼稚園・保育園の年中児を対象に行う元気っ子相談、年長児を対象に行う個別支援保育 ^{※2} をはじめ、継続相談や小児科医師、言語聴覚士、臨床心理士などによる専門的な相談を行うなど、子どもの成長発達段階に応じた切れ目のない支援を継続します。	家庭支援課 こども課
b	利用しやすい相談窓口の整備と周知 元気っ子相談を通じて、相談員と保護者とのネットワークを構築し、気軽に相談しやすい窓口とします。また、保育園・幼稚園や子育て支援センター、地区担当保健師など、地域にある相談窓口の周知に努めます。	家庭支援課 こども課
c	成長段階に応じた子どもへの支援の強化 元気っ子応援事業により、継続相談や小・中学校フォローアップ訪問を継続し、専門機関と連携するなど個々の子どもの成長、発達に応じた支援を強化します。また、18歳以降の支援につなげる体制づくりや、経過記録等を関係機関が共有し、支援に活用するための情報システムの構築を検討します。	健康づくり課 こども課 家庭支援課
d	幼・保・小・中・高の連携による継続的な支援体制の充実 子どもに関する基本情報や経過記録を、支援に関わる関係機関が共有し、フォローアップ訪問を行うなど継続的な支援体制の充実を図ります。	こども課 家庭支援課 教育総務課

※1元気っ子応援事業：子どもたちがそれぞれの個性や特性を大切にしながら、健やかに成長し、持っている力を十分に発揮できるように、一人ひとりに応じた育ちを応援していく、0歳から18歳までを対象とした事業。平成18年から実施している。

※2個別支援保育：安定した園生活を送れるようにすることを目的とする、5人前後で行う小集団保育のこと。全ての子どもが理解し、最後までやり遂げる経験を積み重ねることで、達成感や自尊感情を高め、また、園児がお互いの頑張りを認め合う仲間関係を築き、一人ひとりの持っている能力を十分発揮できるようにする。

【評価指標】

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
市内在住の年中児のうち元気っ子応援事業を受けた子どもの割合	94.5%	99%

(家庭支援課)

個別方針2 家庭の子育て力の強化

共働き世帯・母親のフルタイム就労が増加する中で、子育てと仕事を両立していくため、家庭教育を支援していくことが重要です。家庭での子育てにおける役割分担を促進しながら、子どもへの接し方や家庭教育の役割等に関する保護者の理解を促進するための取り組みを推進します。

施策1 家庭での育児協力の促進

家庭は、子どもが成長する基盤であり、生活習慣や社会規範などを学ぶ礎となっています。家族が協力しながら子育てをしていけるよう、父親や祖父母に対する育児協力の啓発を推進します。

主 な 事 業		担当課
a	育児に関する家族の理解と支援の促進 子育て体験講座の開催や情報発信により、家族の育児参加を促し、母親の育児負担の軽減につなげます。父親が積極的に子育てに参加できる機会を提供します。	健康づくり課 子育て支援センター
b	塩尻子育てガイドの配布 父親や祖父母、地域住民に塩尻子育てガイドを配布し、子育てへの積極的な参加を促します。	子育て支援センター
c	子育てにおける男女共同参画の促進 セミナーの開催などを通じて、男性が子育てに参加することへの意識啓発に取り組みます。	こども課 男女共同参画・若者サポート課

【評価指標】

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
【見直し】 子育て体験講座への父親の参加率 (妊婦の総数に対する父親の参加者数の割合)	14.1% (妊娠届533人中75人)	15%

(健康づくり課)

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
【新】 父親の育児休業取得率	2.5%	5%

(こども課)

● 市民の皆様へ

父親や祖父母の育児参加の重要性が高まっています。積極的に育児に参加するとともに、育児の喜びを家族で共有していきましょう。

施策2 家庭教育への支援

家庭の教育を通じて子どもは社会性や倫理観など人間性の多くを身につけます。親も子どもの成長に関わる中で自らを成長させることができます。子どもが健やかに成長できるよう、家庭と連携して日常的な生活習慣づくりを進めます。

主 な 事 業		担当課
a	<p>早ね早おき朝ごはん・どくしょ市民運動^{※1}の推進</p> <p>学校、保育園、幼稚園、市民団体などが連携した市民運動の活性化を図ります。また、規則正しい生活習慣を早期に身につけるため、乳幼児がいる保護者に対し、保健師と連携し意識の啓発と周知に努めます。また、学校図書館管理システムの有効活用や、学校司書が子どもと触れ合う機会を増やすことなどを通じて、読書活動を推進します。</p>	家庭支援課 こども課 教育総務課 子育て支援センター 健康づくり課 図書館
b	<p>親子の触れ合いを深め、豊かな心と言葉を育む読書活動の推進</p> <p>4か月児に絵本を贈るこんにちは絵本（ファーストブック）、3歳児に絵本を贈るなかよし絵本（セカンドブック）や塩尻市PTA親子文庫^{※2}等により、親子で本を楽しむ環境づくりを進めます。また、子育て支援センター、保育園、幼稚園、学校、児童館・児童クラブ、市民団体等と連携して読み聞かせや読書活動を推進し、子どもが本に親しむ機会の充実を図ります。</p>	図書館
c	<p>家庭教育の促進</p> <p>家庭環境が複雑化、多様化する中、子どもの生活習慣や社会性の定着が図られるよう、市の広報やホームページなどを通じた家庭教育の啓発や相談支援の実施、学校、PTA、公民館等との連携などにより、家庭や地域での教育力の向上を図ります。</p>	こども課 家庭支援課
d	<p>家族全員の子育て参加促進</p> <p>家庭の日（毎月第3日曜日）の普及啓発などを通じて、家族全員の子育て参加を促進します。</p>	こども課 子育て支援センター
e	<p>生活規範の習得の推進</p> <p>学校や地区などでの合宿や体験活動等の集団生活を通じ、基本的な生活規範の習得や相手を思いやる心の醸成に努めます。</p>	教育総務課 こども課 家庭支援課
f	<p>子育て経験者との交流促進</p> <p>子育て家庭の不安を軽減するため、相談や幅広い世代との交流活動を促進します。先輩ママとの交流により、その経験やアドバイスを共有できるような機会を提供します。</p>	子育て支援センター こども課

※1 早ね早おき朝ごはん・どくしょ市民運動：塩尻市では、国が推進する早寝早起き朝ごはん国民運動に、どくしょを加え、平成18年度から取り組んでいます。子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上、読書の定着を目指します。

※2 塩尻市PTA親子文庫：PTA会費と市の補助で本を購入し、各家庭を巡回させて親子での読書を促進する取り組み。

【参考値】

指標名	現状値 (H30)
学校図書館一人当たり貸出冊数 (小中学校平均)	59.9冊

(教育総務課)

● 市民の皆様へ

教育の基本は家庭にあります。各家庭で責任をもって、子どもに規則正しい生活習慣を身につけさせましょう。家庭だけでは解決できない問題は、積極的に地域や行政等の協力を得ましょう。

個別方針3 まちぐるみの子育て支援

塩尻らしい子育て環境づくりには、まちぐるみの協力が重要です。共働き世帯・母親のフルタイム就労が増加する中で、子育てと仕事の両立が課題となっています。女性が働きやすい職場を整備するだけでなく、男性が育児休業などを取ることができるよう促していく必要があります。家庭と仕事を両立しながら、親が自己実現感を高めていくことで、社会を元気にしていくことが必要です。また、子育てをサポートするネットワークの強化や、子育てへの市民参画の促進にも取り組んでいきます。

施策1 子育てと仕事を両立できる環境整備

職場の理解と協力のもと、男性も女性も家庭と仕事の両立ができる社会環境の整備を進めていきます。

主 な 事 業		担当課
a	子育てと仕事の両立のための職場理解の促進 育児休業制度や多様な就労形態の充実などのほか、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進による男性の育児参加などにより、子育てと仕事の両立がより一層進むよう、事業者向けの啓発や相談支援などを行います。	産業政策課 男女共同参画・若者サポート課
b	社員の子育てを応援する企業の拡大 長野県が推進する社員の子育て応援宣言への登録を企業に呼びかけます。また、一般事業主行動計画の策定状況を把握し、中小企業への普及啓発に努めます。市のホームページ、情報紙等を通じて、仕事と子育ての両立に前向きに取り組んでいる企業を紹介し、意識の醸成を図ります。	産業政策課 男女共同参画・若者サポート課
c	就職・起業支援の強化 塩尻商工会議所、塩尻市振興公社、塩尻市ふるさとハローワークなどと連携して、子育て世代を中心とする女性を対象とした就労相談や資格取得講座などの支援の充実を図ります。また、テレワークなどの多様な働き方の充実を図ります。	産業政策課 男女共同参画・若者サポート課

【評価指標】

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
社員の子育て応援宣言市内登録企業数	52社	70社

(産業政策課)

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
仕事と生活とのバランスに満足している市民の割合	39.7%	40%

(経営戦略課)

● 市民の皆様へ

<企業> 育児休暇や短時間労働、再就職など、子育て中の従業員が働きやすい社内制度の構築に努めるほか、そうした制度を活用しやすい社内の雰囲気づくりを進めましょう。

施策2 多様な拠点で実施される活動の充実

子育て家庭が、悩みなどを共有し、助言やアドバイスを受けられるように、保護者同士や子育て経験者と交流する機会を増やしていきます。

主 な 事 業		担当課
a	子育て支援センターの充実 子育て支援センター、北部子育て支援センター、こども広場あ・そ・ぼにおける子育て支援の充実や利便性の向上を図り、子育てに関する総合的な支援を進めます。	子育て支援センター
b	あそびの広場、つどいの広場の運営 保育園や児童館の施設を活用して、未就園児と保護者を対象に、親子や保護者同士の交流の場として、あそびの広場、つどいの広場を開催します。保育園、児童館と連携しながら内容の充実を図ります。	こども課
c	子育てサロンの拡充 区や地区単位等で地域の子育て支援者が開設している子育てサロンを支援します。	子育て支援センター
d	公民館等を活用した居場所づくりの推進 公民館、学校、児童館などを活用した子どもの居場所づくりを進めます。市民交流センター（えんぱーく）、北部交流センター（えんてらす）の利用促進と、交流イベント等の開催による交流の場づくりに取り組みます。	こども課 社会教育課 交流支援課

【参考値】

指標名	現状値 (H30)
お出かけ支援センター開催数	27回

(子育て支援センター)

● 市民の皆様へ

<地域>子どもは地域で育てるという意識を共有し、子育て経験者が未経験者への相談やアドバイスを行いましょう。

<家庭>積極的に、子育て関連団体、区や常会など地域の集まり、交流イベントに参加し、交流や情報交換を通じて、お互いに支え合いながら子育てをしましょう。

施策3 市民と連携した子育て支援活動の展開

地域で子育てを支援していくためには、支援の担い手を増やしたり、地域に活動を広げていったりすることが重要です。子育てサポーターや子育てに関する社会活動の育成、地域でのネットワークづくりに取り組みます。

主 な 事 業		担当課
a	子育てサポーター等との連携 子育てサポーター養成講座*などを開催し、地域で子育てをサポートする人材の育成を進めます。また、多様な交流機会を支援し、地域で子育てをサポートする取り組みを拡大します。	こども課 子育て支援センター
b	地域住民や市民団体との連携による世代間交流の促進 地域の高齢者の皆さんや子ども会育成会、市民団体などと連携し、園児や児童、生徒が、読み聞かせ、地域活動、農業体験、食育講座など様々な機会を通じて、世代間の交流が進むよう取り組みます。	交流支援課 こども課 社会教育課 教育総務課 男女共同参画・若者サポート課
c	子育て関連団体のネットワークづくり 子育て関連団体のネットワークづくりや活動支援を行い、情報交換や団体同士の連携促進、行政との協働を進めます。	こども課 子育て支援センター

*子育てサポーター養成講座：子育てを支援する地域の人材育成のため、地域における子育て支援、乳幼児の発達への理解、事故やケガへの対応等の講座、講習を実施している。

● 市民の皆様へ

＜地域＞子育て家庭が孤立しないよう、地域、子育て関連団体など社会全体がサポートするまちぐるみの子育てを進めましょう。

施策4 地域と連携した子育て支援の推進

子どもは地域の宝であり、地域が一丸となって子育てを支援していくことが重要です。市民の子育てに対する理解を深めながら、多くの人の子育てに関心を持ち、支援活動に自ら参加できる地域づくりを促進します。

主 な 事 業		担当課
a	地域全体で子育てをする意識の向上 子育て支援に関する情報の発信や講演会の開催などにより、地域全体で子育てを支援できるよう、子育てに対する意識を高めます。	こども課
b	地域で孤立化する保護者に対する支援の強化 子育てサークルや子育て交流会に参加できず孤立してしまう子育て家庭に対して、周りからの声かけや情報提供を行うことで、地域とのつながりをつくる機会をつくれます。	こども課
c	子育て講座や勉強会の実施 子育てに関する講座や勉強会を実施し、多くの市民が子育てに関わる機会を増やし、子育てへの理解が深まるよう取り組みます。	子育て支援センター
d	事業主との協働による、ながの子育て家庭優待パスポート事業の推進 長野県が推進するながの子育て家庭優待パスポート事業の実施により、事業主による子育て支援を拡大し、事業主と家庭がともに子育てをしていく体制を整えます。	男女共同参画・若者サポート課 産業政策課
e	あいさつ・声かけ活動の拡大 児童会、生徒会活動によるあいさつの励行や、PTA、学校支援ボランティア等による地域での街頭指導にあわせて声かけ活動等を行います。あいさつの習慣を身につけるとともに、市民にも見守り意識が醸成されるよう取り組みます。	教育総務課

【評価指標】

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
市内のながの子育て家庭優待パスポート事業参加事業者数	129社	150社

(男女共同参画・若者サポート課)

【参考値】

指標名	現状値 (H30)
学校支援ボランティア登録者数	788人

(教育総務課)

● 市民の皆様へ

<地域>子育ては、豊かな地域生活を送るために重要なことであるという認識を市民全員が共有し、子育て家庭を支援する意識を地域全体で醸成していきましょう。

<企業>子育て家庭へのやさしさは、人材確保や効率的な企業経営につながる大切な理念です。ながの子育て家庭優待パスポート事業等に積極的に参加して、子育て家庭を支援していきましょう。

個別方針4 実体験を重視した子育て支援

塩尻には子どもの豊かな実体験を支える自然や歴史、文化などがあります。多様な地域資源を活用しながら、木育や食育など、塩尻らしい実体験を重視した子育て支援を行っていきます。

施策1 食育の充実

子どもが正しい食習慣を身につけるためには、親子で食に関する知識を深め、子どもが自分で食を選択する力を得ることが必要となります。食育のプログラムを通じて、子どもに食事の大切さと楽しさ、知識を学んでもらうとともに、親にはアレルギーや食の安全性に関して、正しい知識を身につけてもらえるように支援していきます。

主 な 事 業		担当課
a	乳幼児期からの食育の実施 ぴよぴよ教室（離乳食教室）、乳幼児健診・相談、親子にこここ食事相談、保育士による相談等を通して、食に関する保護者の相談にきめ細かく対応しながら、乳幼児期からの食育の充実に努めます。また、食育が身近な市民運動として定着するように、食育活動推進プログラムに基づく取り組み（毎月19日の家族そろっていただきますの日の普及啓発など）を推進します。	健康づくり課 こども課
b	自校・自園給食を通じた食育の充実 地元食材を活用した地産地消の給食をはじめ、給食レストランを通じた自校給食の体験と食育の啓発を行います。また、自校、自園給食の強みを生かして、地元食材を積極的に取り入れる地産地消を通じて、郷土愛の熟成を図ります。	教育総務課 こども課 農政課
c	子どもとともに料理作りを楽しむ習慣づくり 給食レシピサイトこんこんレシピや広報しおじりで学校給食のレシピを公開するなど、親子で料理を楽しむきっかけをつくり、家庭での食事の大切さへの理解を深めます。また、親子料理教室等、各種の講座を通じて、親と子が一緒に台所に立つ習慣づくりを促進し、食に関する理解を深めます。	健康づくり課 こども課 教育総務課

【評価指標】

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
離乳食教室参加者数	161人	190人

(健康づくり課)

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
家族（大人）と一緒に朝食をとる年長児の割合	68%	90%

(こども課)

施策2 木育の充実

豊かな森林資源に囲まれた本市では、木を真ん中においた子育て環境を整備し、全ての子どもたちが、人生最初のステージを木の温もりを感じながら楽しく豊かに送ることができるようにしていく取り組みとして、平成25年度にウッドスタート宣言をしました。木育を通じて、実際に木に触れ、創る楽しさを実感することで、木の文化への理解や木への親しみを深めます。

主 な 事 業		担当課
a	木と触れあう機会の創出 新生児に木製玩具を進呈するウッドスタート事業や、木と触れ合う様々な企画の木育フェスティバル、こども広場あ・そ・ぼの木育コーナー（木のおもちゃひろば）、北部子育て支援センターの木のおもちゃ旬間（期間中、プレイルームの玩具を全て木製玩具にする）など、木と触れ合う機会の充実を図り、木育の普及啓発に取り組みます。	森林課 子育て支援センター
b	自然体験を取り入れた幼児教育・保育の推進 幼児期の教育・保育において、森林をはじめとする自然環境や地域資源を積極的に活用することで、自然に親しみ、知的好奇心や豊かな感性を育みます。また、信州やまほいく [*] など、自然と触れ合う活動に取り組みます。	こども課
c	森林教育の推進 市内にある県の機関林業総合センターでは、木について学ぶ講座や木と触れ合うイベントが多く開催されています。また、市が出資する一般社団法人塩尻市森林公社では、小学生を対象に森の健康診断（森林についての学習、伐採体験）を開催しているほか、市民団体による自然体験イベントなども開催されています。様々な機会を通じて、森林教育を推進します。	森林課

※信州やまほいく：信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した、屋外を中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育のこと。県が対象団体の認定を行う。

【参考値】

指標名	現状値 (H30)
子どもが木と触れ合い遊んだり学んだりすることが盛んであると感じる市民の割合	27.5%

(経営戦略課)

施策3 体験活動の充実

課外活動などを通して様々な体験をしていくことは、生きる力や社会知識の向上、他人を思いやる心などを育むために重要です。遊び方や子どもを取り巻く環境の変化により減っている体験活動の機会を補っていきます。

主 な 事 業		担当課
a	支え合いの心を育成する体験活動の実施 学校教育における道徳の時間やボランティア活動等を通じて、思いやりの心を育みます。	教育総務課
b	子どもを主体としたイベントの開催 塩尻商工会議所や子ども会育成会、NPO等の関係団体と連携して、こども未来塾、体験学習フェスティバル、こども科学探検団、こどもしおじりなどを開催し、体験学習の機会を充実します。さらに地元企業の職場見学や体験できる仕組みを作り、子どものキャリア教育*につなげます。	社会教育課 こども課 産業政策課 教育総務課 交流支援課 男女共同参画・若者サポート課
c	文化芸術に直接触れる体験活動の実施 保育園、幼稚園、学校における芸術や地域の歴史文化に触れる活動や、地域の文化祭や芸術祭など、文化芸術に触れる機会を設けます。	教育総務課 こども課 社会教育課
d	多様な課外活動やスポーツを支援する体制の確保 市民やNPO、ガールスカウト、スポーツ関係団体等からの提案を取り入れながら連携を促進し、自然体験、スポーツ活動、サイエンス教室など多様な事業の継続と充実を図ります。	こども課 交流支援課 スポーツ推進課 社会教育課
e	都市間交流による異文化体験機会の創出 姉妹都市であるミシャワカ市との国際交流を通じて、異文化を体験できる機会を提供します。あわせて、糸魚川市、南伊豆町、袋井市との都市間交流を実施します。	経営戦略課 男女共同参画・若者サポート課
f	地域の教育活動の強化 地域スポーツクラブの活動支援、公共施設や公民館等の有効活用を進め、地域の教育活動の具体例を提示しながら、活動が活発になるよう努めます。	教育総務課 スポーツ推進課 社会教育課 こども課
g	幼児期の体験活動の充実 保育園や幼稚園において、日常保育や園生活の中での散歩や野菜の栽培などの体験活動を充実化し、心身の発達に努めます。	こども課
h	体験学習施設の活用 塩嶺体験学習の家を課外活動や体験学習の場として周知し、その活用を促進します。	社会教育課

*キャリア教育：将来、子どもが社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための力を身につけていくこと。

【参考値】

指標名	現状値 (H30)
塩嶺体験学習の家の利用者数	1,966人

(社会教育課)

指標名	現状値 (H30)
スポーツ少年団の登録団員数	472人

(スポーツ推進課)

● 市民の皆様へ

地域と家庭が連携して、子どもたちに様々な体験活動ができる機会を提供しましょう。

施策4 遊び場の充実

子どもが、創意工夫を重ねながら健やかな心を育てていくために、安全な遊び場の確保を行います。

主 な 事 業		担当課
a	公園の確保と維持管理 既存の公園や緑地を活用して、親子が安心して過ごせる遊び場の拡充に努めます。また、公園長寿命化計画に基づき遊具等の更新、改修を進めるなど、適切な維持管理を行い、安心して利用できる遊び場を維持します。	都市計画課 こども課 スポーツ推進課
b	様々な交流を促す遊び場の充実 公園や緑地、運動公園、プレーパーク*（塩尻冒険遊び場）を活用し、子どもがのびのびと外で遊べる場所の充実を図ります。	こども課 都市計画課
c	遊び場情報の提供 子育て応援BOOKや市ホームページにより、情報提供の充実化を図ります。	こども課

*プレーパーク：子どもが、自らの想像力を活かし、遊びを作り出すことの出来る遊び場のこと。

【参考値】

指標名	現状値 (H30)
公園長寿命化計画による遊具の更新	1公園

(都市計画課)

指標名	現状値 (H30)
公園・緑地がきれいだと利用しやすく設備されていると感じる市民の割合	51.2%

(経営戦略課)

● 市民の皆様へ

豊かな自然を活かしながら、のびのびと遊びましょう。また、子どもが外で遊べる環境をまちぐるみで守っていきましょう。

基本方針2 きめ細かな子育て支援の推進

基本目標である、子どもが生まれ育つ豊かさをみんなで分かちあえるまちを実現するには、周産期（産前・産後）から乳幼児期へとつながっていく切れ目のない支援や、個々の事情を持つそれぞれの家庭に対応できる支援が必要です。特に医療や福祉、教育等の諸施策との地域での連携のもと、母子保健サービスが提供されることが大切です。

ここでは、そのようなきめ細かな子育て支援の推進をするための施策や取り組みを、母子保健計画の一環としてもまとめます。

【基本方針2の内容】

個別方針1 産前・産後の支援

- 施策1 子どもを安心して授かれる環境の充実
- 施策2 保育・医療サービスの充実

個別方針2 乳幼児期等の支援

- 施策1 保育園・幼稚園等の充実
- 施策2 預かりサービスの充実
- 施策3 経済的負担の軽減
- 施策4 情報提供の充実

個別方針3 個々の事情を持つ家庭への支援

- 施策1 支援を必要とする家庭への支援
- 施策2 ひとり親家庭への支援
- 施策3 子どもの貧困対策の推進
- 施策4 障がい児がいる家庭への支援
- 施策5 相談体制の充実

個別方針1 産前・産後の支援

核家族化が進み、地域とのつながりが希薄になる中で、子育てに対する不安感が高まっています。きめ細かな子育て支援は、安心して子どもを生むことができるよう産前から始まっています。産前・産後のケアを充実し、子どもを安心して授かれる環境を整備するとともに、保健・医療サービスの充実を通して、子どもを健康に育てていける環境づくりを進めていきます。

施策1 子どもを安心して授かれる環境の充実

子どもを授かることは、うれしい反面、不安もつきものです。子どもを安心して授かれるよう、1人ひとりの母親の状況に寄り添う支援を行っていきます。

主 な 事 業		担当課
a	妊婦の健康保持 妊婦一般健康診査や妊婦歯科健診等で妊婦の健康を保持します。また、母親学級や、妊娠期からの相談窓口（あんしんサポートルーム [※] ）を充実し、妊娠から育児まで不安なく過ごせるよう支援します。	健康づくり課 子育て支援センター
b	小児科医療及び周産期医療の維持 広域的な連携を図るなかで、小児科医療及び周産期医療を安心して受けられる環境を維持します。	健康づくり課
c	産前・産後ケアの充実 支援が必要な妊婦を早期に把握し、関係機関が連携して継続的に支援を行います。また、出産後の心身の回復に心配のある産婦や育児に不安がある産婦に、必要に応じて医療機関での宿泊型産後ケア等を実施します。	健康づくり課
d	産後うつへの対応 出産や子育てに不安を抱える母親が増加していることから、担当者が母親とコンタクトをとり、必要な支援につなげます。	健康づくり課
e	不妊治療費用の負担軽減 不妊治療費用の補助などを行う天使のゆりかご支援事業は成果を上げているため、継続した支援を行います。	健康づくり課

※あんしんサポートルーム：平日に気軽に子育て相談やお子さんの身体計測ができる場として、保健福祉センター（中央あんしんサポートルーム）及び北部子育て支援センター（北部あんしんサポートルーム）に設置。親子にこころ食事相談、口のケアと歯育相談を月1～2回開催しています。また、洗馬・片丘・北小野・櫛川支所で出張あんしんサポートルーム（すくすく子ども相談）を実施しています。

【参考値】

指標名	現状値（H30）
子育てに対して希望や期待より不安や負担を感じる未出産女性の割合	11.7%

（経営戦略課）

● 市民の皆様へ

出産や育児は、身体的・精神的に負担がかかります。出産や育児で悩みがあれば、一人で悩まず、周りの人や専門家に相談しましょう。周りの人はママを応援していきましょう。

施策2 保健・医療サービスの充実

子どもを健康に育てていくためには、保健・医療サービスが整っていることが欠かせません。本市では、保健・医療サービスをより充実していきます。

主 な 事 業		担当課
a	すこやか赤ちゃん訪問の充実 出産後から2か月までを目処に、すこやか赤ちゃん訪問（新生児訪問）を実施し、育児の悩み相談や子育てに関する情報提供を行います。	健康づくり課
b	養育支援訪問の実施 養育支援が必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育の指導や助言を行います。	家庭支援課
c	乳幼児健診の充実 母子の健康を確保するために、子どもの成長段階に合わせた乳幼児健康診査や乳児一般健康診査を実施します。また、受診率を高めるため、健診の必要性の周知を行います。	健康づくり課
d	家庭でできる応急処置の啓発 わが家の安心ガイドブックの配布などにより、子どもの事故防止、救急処置の啓発を行います。	健康づくり課
e	乳幼児保健相談の充実 乳児の栄養面や発達面での相談を気軽に行える場として、あんしんサポートルームを充実します。	健康づくり課
f	出産や保健・医療に関する情報提供の充実 妊娠、出産についての相談の場として、あんしんサポートルーム及び健康づくり課で相談を行います。	健康づくり課

【参考値】

指標名	現状値（H30）
3歳児健康診査までの受診率	99.6%

（健康づくり課）

個別方針2 乳幼児期等の支援

きめ細かな子育て支援には、乳幼児から小学校へとつながる切れ目のない支援が必要です。保育園・幼稚園等や、様々な預かりサービスの量と質の確保が求められます。また、保護者の所得水準に関係なく、子どもが、きちんと成長していけることも重要です。必要な時に必要なサービスが受けられるよう、サービスの提供体制や情報提供も充実していきます。

施策1 保育園・幼稚園等の充実

保育園・幼稚園のサービスの質の向上を図ります。また、幼児期の教育・保育ニーズに応じて、サービス量の確保を行います。

主 な 事 業		担当課
a	保育サービスの向上 自己評価の実施、保護者アンケート調査などによる恒常的なサービス改善を行うとともに、状況に応じた保育士の配置や延長保育の実施などを通して、保育サービスを向上させます。	こども課
b	ゆとりある保育の実施 利用しやすい保育園施設の整備や定員数の適正化、子どもの心身の発達を支える保育内容の検討などを計画的に実施し、国の保育士の配置基準よりも手厚く保育士を配置することで、ゆとりある保育を進めます。	こども課
c	地域の人材の活用 豊かな経験を持つ方の保育補助員（おじいちゃん先生、おばあちゃん先生）としての採用や保育人材登録制度により、地域の人材の活用を進めます。	こども課
d	就園児の保健・医療体制の充実 保育中の緊急時対応ができるよう、保育士の研修を進めます。また、保育園での定期健康診査の実施に加え、保健師の訪問などにより、関係機関との連携に努めます。	こども課 健康づくり課
e	幼稚園、保育施設の運営支援 幼稚園、認可外保育施設等の幼児教育・保育施設を運営費補助などにより支援し、子育て支援活動の拡大を進めます。	こども課
f	就学前教育の充実及び小学校への円滑な接続の推進 幼年教育研究会の取り組みにより、年間を通じて学校と幼稚園、保育園を行き来し、園児と小学生の交流による特色ある教育・保育を行います。また、幼・保・小連絡会により、幼稚園、保育園、小学校の連携を強化し、子どもの発達特性やそれぞれの教育内容を共有することで、小学校への円滑な接続を図ります。	こども課 教育総務課
g	多様な主体による保育事業の促進 3歳未満児の保育ニーズの高まりにより、施設及び保育士の不足が進んでいるため、将来的なニーズ量の見込みに応じて、民間事業者による施設整備を促進します。	こども課

施策2 預かりサービスの充実

共働き家庭や母親のフルタイム就労などの増加により、預かりサービスのニーズが増加しています。必要な時に利用できるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。

主 な 事 業		担当課
a	子育て支援ショートステイ事業の運営 保護者の様々な都合により、一時的に子育てができない児童を数日間、児童養護施設などで預かります。	家庭支援課
b	病児・病後児保育事業の運営 保護者の様々な都合により、一時的に育児ができない病氣中又は病氣回復中の子どもを病院施設で預かります。必要な時に使えるよう、周知を進めます。	こども課
c	ファミリー・サポート・センター事業の運営 子育ての手助けが必要な人と手助けをしたい人を結ぶファミリー・サポート・センター事業を運営し、市民の支え合いによる子育てを支援します。	子育て支援センター
d	延長保育事業（長時間保育、休日保育（ホリデイ保育））の実施 保護者の仕事などの事由により、通常の利用時間を超えて保育が必要な保育園児を、保育園の通常の利用日及び利用時間以外の日時において保育します。	こども課
e	一時預かり（デイ保育）の実施 保育園を定期的に利用していない乳幼児を、保護者が一時的に保育できない場合に、保育園で一時的に預かります。	こども課
f	児童クラブ・放課後キッズクラブ・放課後児童教室の充実 放課後に就学児童を施設で預かることで、児童の生活と安全を守りながら、仲間との遊びの中で健全な発達を促します。	こども課

【評価指標】

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
安心して子どもを預けられる環境があると感じる市民の割合	43.1%	45%

(経営戦略課)

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
【新】ファミリーサポートセンターの提供会員数	83人	95人

(子育て支援センター)

施策3 経済的負担の軽減

子どもが生まれ育つには、相応の経済的負担が伴います。子育てに過度な負担がかからないように、経済的な負担の軽減に取り組みます。

主 な 事 業		担当課
a	保育料の負担軽減 全国一律の幼児教育・保育無償化制度の周知、運用を進めます。また、無償化制度の対象とならない子どもについても、引き続き、国の基準よりも低額な保育料の設定や多子世帯の減免制度など、本市独自の取り組みにより負担の軽減を図ります。	こども課
b	経済支援制度の拡充 ながの子育て家庭優待パスポート ^{※1} の周知を進めます。また、児童手当や要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 ^{※2} の支給、インフルエンザ予防接種費用の助成、にぎやか家庭保育料等補助事業による保育料・副食費の軽減などにより経済的な支援を実施します。	こども課 福祉課 教育総務課
c	育児用品に関する支援 ベビーバスや育児に関する書籍の貸し出し、育児用品や乳幼児用の衣類等の譲渡を実施します。	子育て支援センター
d	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施 子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園に通う子どものうち、低所得世帯及び多子世帯について、副食材料費に係る実費徴収の補助を行います。	こども課
e	乳幼児医療費助成制度の継続 子どもが医療機関を受診した際の負担を軽減するため、乳幼児から中学生までを対象に、福祉医療費給付金を支給します。	福祉課

※1 ながの子育て家庭優待パスポート：子育て中の世帯が、協賛店舗での割引等の子育て支援サービスを受けることができる制度。18歳未満の子ども又は妊婦がいる世帯に交付される。

※2 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費：生活保護及び生活保護に準ずる家庭の児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減することを目的に援助費を支給する制度のこと。

施策4 情報提供の充実

多様な子育て支援も、知ってもらわなければ、利用されないままとなってしまいます。情報を発信し、必要な時に必要な支援が受けられるように努めます。

主 な 事 業		担当課
a	利用者支援の実施 保護者の教育・保育に対するニーズを把握して、市内の教育・保育施設や各種支援事業等を円滑に利用できるように、相談や情報提供等の支援を行います。	こども課
b	子育てに関する情報の発信 市の広報やホームページなど様々な媒体を使って、医療・保健、保育園・幼稚園、子育て関連施設、預かりサービスなど、子育てに関する基本的な情報が入手できる体制をつくります。また、必要な情報が、必要な保護者に必要なタイミングで届くように、きめ細かな情報発信を行います。	こども課 子育て支援センター
c	専門機関の情報提供 各種学級、講座、相談を通じて、必要に応じた適切な専門機関の情報を提供します。	健康づくり課
d	子育て応援BOOKの発行 子育てに必要な情報を集約した、しおり子育て応援BOOKの内容を充実させるとともに、広く活用してもらえよう、周知を徹底します。	こども課

【参考値】

指標名	現状値 (H30)
子育てに必要な情報を得たり相談したりすることができると感じる市民の割合	42.6%

(経営戦略課)

● 市民の皆様へ

子育て支援サービスの情報を、みんなが利用しやすいように共有して広げていきましょう。また、そうしたサービスを利用できず孤立している家庭へ声をかけましょう。

個別方針3 個々の事情を持つ家庭への支援

きめ細かな子育て支援には、個々の事情を持つ家庭に配慮した支援が必要です。支援を必要とする家庭、ひとり親家庭、障がい者がいる家庭等に、それぞれの事情に対応した支援が求められています。複雑化する個別の問題に対応できる専門的な相談体制づくりも進めていきます。

施策1 支援を必要とする家庭への支援

保護者の健康状態や経済的な理由により、家庭で子育てができない場合もあります。また、児童虐待などの問題を抱えている家庭もあります。生まれてきた環境によらず、子どもが健やかに成長できるように支援体制を強化していきます。

主 な 事 業		担当課
a	事情のある家庭への支援 養育環境が複雑化、多様化する中で、保護者の病気や経済的な理由などにより子育てが困難な家庭の相談、支援を関係機関と連携して行います。	家庭支援課
b	事情のある家庭の子どもへの支援 家庭の事情によって、家族と一緒に暮らすことが困難な状況にある子どもの相談、支援を関係機関と連携して行います。	家庭支援課
c	児童虐待の防止 児童虐待に関する相談件数が年々増加していることから、相談支援体制を拡充します。また、親の体罰防止を盛り込んだ改正児童虐待防止法を踏まえて、児童虐待防止の啓発活動を行います。	家庭支援課
d	児童虐待防止のための連携強化 要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携を強化し、要保護児童等の早期発見と迅速な対応を図ります。	家庭支援課
e	児童相談所との連携の強化 児童虐待件数が増加する中で、要保護家庭等における子ども・保護者の早期の支援を図るため、定例的に実務者による会議を開催するなど、児童相談所との連携強化に努めます。	家庭支援課
f	親と子へのカウンセリング等の実施 子どもとのかかわり方に悩む保護者に対して、心理相談、ペアレントサポートプログラム（子育て応援教室）を充実することで、親子のサポートを行います。	健康づくり課 家庭支援課

【参考値】

指標名	現状値 (H30)
【見直し】 家庭児童相談件数	1,610件

(家庭支援課)

● 市民の皆様へ

支援を必要とする家庭のサポートのために、気軽に声を掛け合うことができるコミュニティづくりを行いましょう。

施策2 ひとり親家庭への支援

ひとり親の家庭は、経済的な基盤が弱い場合が多く、子どもを育てる保護者の負担も大きくなりがちです。経済的な支援の充実、地域での孤立を防ぐ取り組み、自立支援を進めます。

主 な 事 業		担当課
a	母子・父子家庭がともに利用しやすい相談体制の充実 母子・父子自立支援員 ^{※1} による、母子及び父子家庭の各家庭の状況に応じた、きめ細かな支援を継続します。	福祉課
b	地域でのサポート体制の拡充 地域住民や民生児童委員 ^{※2} とのつながりを大切にし、地域が主催する行事等への参加やひとり親しおじりなどへの加入を促進するとともに、交流等を通じて、ひとり親家庭への理解と支援を継続します。	福祉課
c	自立支援の充実 高等職業訓練や自立支援教育訓練などの受講により資格・技能を習得し、経済的に自立できるように助成するとともに、受講期間中の生活の負担を軽減できるよう、相談・支援を行います。また、個人のスキルや希望に応じた求人情報を提供し、就労支援を行います。	福祉課

※1 母子・父子自立支援員：母子・父子家庭等の親が自立できるように、さまざまな悩み事（生活上の問題、子どものこと等）や、母子寡婦福祉資金の貸付の相談相手となり、問題解決の手伝いをする。

※2 民生児童委員：地域に密着し、住民の立場に立って、地域の住民や関係機関と連携し、ボランティアとして自発的・主体的に、相談や情報提供、連絡通報、調整といった活動を行う役職。委員は、市町村に設置された民生委員推薦会により選考され、都道府県知事の推薦を受けて、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねる。

● 市民の皆様へ

育児と仕事に追われるひとり親家庭を地域全体で支えるために、気軽に声を掛け合うことができるコミュニティづくりを行いましょう。

施策3 子どもの貧困対策の推進

貧困の根絶を掲げるSDGs（持続可能でよりよい世界を目指す国際目標）や子どもの貧困対策の推進に関する法律の理念に基づき、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、教育の機会が保障され、夢や希望を持つことができる地域を目指します。分野横断的な推進体制を構築し、子どもの最善の利益を優先して考慮された支援を、包括的かつ早期に進めていきます。

主 な 事 業		担当課
a	関係機関の連携による推進体制の強化 妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで、切れ目のない支援体制を構築することにより、生活困窮を含めた家庭の課題を早期に把握し、支援へつなぐ体制を強化します。	家庭支援課
b	教育の支援 スクールソーシャルワーカー ^{*1} 等の専門職の活用により福祉部門等の関係機関等と連携し、家庭への支援を含めた教育環境の充実を図ります。また、コミュニティ・スクール ^{*2} 等との連携により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図ります。	家庭支援課 教育総務課
c	生活の安定に資するための支援 妊婦健康診査や乳幼児健康診査、新生児訪問などを通じて養育環境の把握を行い、養育支援訪問などにより支援します。また、保護者の自立支援を進めるとともに、保育サービスや放課後児童クラブなどにより、子どもの居場所を確保します。さらに、子育ての不安や悩みを相談でき、気軽に集える居場所の充実により、困窮した家庭の孤立化を防ぎます。	健康づくり課 こども課 家庭支援課 子育て支援センター
d	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 単に就労を支援することにとどまらず、所得の増大や職業生活の安定と向上につながるような支援を進めます。	福祉課
e	経済的支援の充実 児童手当の支給や就学援助、医療費助成、保育料の軽減など、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の充実を図ります。	福祉課 こども課 教育総務課

※1 スクールソーシャルワーカー：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う専門職。
 ※2 コミュニティ・スクール：教育委員会から任命された保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針の承認や教育活動についての意見陳述等を行う学校運営協議会が設置された学校のこと。

● 市民の皆様へ

子どもの貧困対策は、当事者だけでなく、地域全体が子どもの貧困問題に対する理解を深めることが欠かせません。地域全体で子どもを応援するという機運を高めましょう。また、気軽に声を掛け合うことができるコミュニティづくりを行いましょう。

施策4 障がい児がいる家庭への支援

障がい児が地域の中で生活し、地域の支えあいのなかで自立することができるよう、市民の理解や協力を促進します。

主 な 事 業		担当課
a	相談体制の充実とトータルケアの推進 元気っ子応援事業などの相談支援体制を強化して、発達障がいに限らず、全ての子どもたちの相談に応じます。障害児通所支援を利用する全ての方に、適切なサービス利用を考慮したサービス等利用計画を作成し、トータルケアの推進を図ります。	家庭支援課 福祉課
b	保育園、幼稚園や学校での受入支援 障がいの有無に関わらず、子どもの状況に合わせた支援をするため、加配保育士や特別支援講師 ^{※1} ・支援介助員を配置し、保育や平等に教育を受ける機会の確保に努めます。また、特別支援教育就学奨励費 ^{※2} を支給することにより、支援を行います。	こども課 家庭支援課 教育総務課
c	経済的支援の充実 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害者福祉年金など、障がい者家庭が地域で自立した生活ができるよう支援を行います。また、重度の障がいがある者が在宅での生活を継続できるよう、引き続き支援します。	福祉課
d	当事者同士の連携支援 ペアレントサポートプログラム（子育て応援教室）の受講者同士の交流を促進します。	家庭支援課
e	自立支援の充実 療育が必要な児童を把握して、障がい児の相談から支援へと一体的な支援体制を講じ、関係部署との連携を図ります。	福祉課

※1 特別支援講師：小中学校において、心身の障がい等により教育上の特別支援を必要とする児童・生徒の教育的支援のために配置する講師のこと。

※2 特別支援教育就学奨励費：特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者を対象に経済的負担を軽減することを目的に奨励費を支給する制度のこと。

【参考値】

指標名	現状値 (H30)
特別支援教育就学奨励費支給対象者数	86人

(教育総務課)

● 市民の皆様へ

障がい児がいる家庭の子育ては、まちぐるみの理解と協力が必要です。障がい児の自立を支えていきましょう。

施策5 相談体制の充実

子育ての悩みは多種多様で、中には繊細で気軽に相談できないものもあります。プライバシーを守りつつ、相談しやすい体制を継続していく必要があります。

主 な 事 業		担当課
a	専門的な相談体制の充実 子どもに関わる様々な悩みに専門的な立場で相談に応じるため、家庭支援課を子ども家庭総合支援拠点 ^{※1} とし、保健師、臨床心理士、家庭児童相談員 ^{※2} 、教育相談員 ^{※3} を、教育総務課に子と親の心の支援員 ^{※4} を配置し、関係機関とのネットワークとチーム力を活かした相談支援を推進します。また、一人ひとりに応じた育ちを18歳まで応援していく元気っ子応援事業を通して、幼稚園・保育園の年中児を対象に行う元気っ子相談やその後の継続的な相談を行います。	家庭支援課 こども課 教育総務課
b	きめ細やかな対応ができる相談員の充実 専門的な研修への参加や関係機関との連携を図るなど、専門性を活かした相談スキルの向上に努めます。	家庭支援課 健康づくり課
c	カウンセラーやコーディネーターの活用 必要に応じて、小児科医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士や障害者総合相談支援センターのコーディネーターなどが対応する専門的な相談支援に繋がります。	健康づくり課 こども課 家庭支援課 福祉課

※1 子ども家庭総合支援拠点：子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点

※2 家庭児童相談員：家庭における児童の養育、人間関係等の家庭児童に関する事項について、調査、相談及び援助を行う相談員のこと。

※3 教育相談員：子ども自身の悩みや保護者が子どもに関して持つ悩み等の相談に応じ、必要な指導援助を行うほか、幼児、児童及び生徒の健全な育成と適切な就学の支援を行う相談員のこと。

※4 子と親の心の支援員：不登校の児童について、早期発見や早期対応を行うとともに、児童や保護者の悩み相談、学校の教育相談活動を支援する、養護教諭資格等を有する相談員のこと。

【評価指標】

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
子育ての不安や悩みなどを解消するためのサポートがなされていると感じる市民の割合	36.9%	40%

(経営戦略課)

基本方針3 総合的な子育て環境づくりの推進

基本目標である、子どもが生まれ育つ豊かさをみんなで分かちあえるまちを実現するには、子どもが生まれ育つ環境や子どもを守っていくための環境を整えることが必要です。

ここでは、子育て世代を増やす取り組みをはじめ、住居・医療・防犯などの分野の連携による、総合的な子育て環境づくりを推進していくための施策や取り組みをまとめます。

【本節の内容】

個別方針1 子どもが生まれ育つ環境づくり

- 施策1 子育て家庭が増える環境の確保
- 施策2 良質な住居・居住環境の確保
- 施策3 健全育成のための環境の確保

個別方針2 子どもを守る環境づくり

- 施策1 病気・ケガから子どもを守る環境整備
- 施策2 犯罪から子どもを守る環境整備
- 施策3 事故から子どもを守る環境整備
- 施策4 災害から子どもを守る環境整備

個別方針1 子どもが生まれ育つ環境づくり

子育て世代が本市に家庭を築き、出産・子育てに進んでいける環境づくりが求められています。子育て家庭を増やすために、シティプロモーションに取り組みます。また、良質な子育て環境を整えるために、質の高い住居の確保や、子どもが健全に育つような環境づくりを進めていきます。

施策1 子育て家庭が増える環境の確保

多くの子どもが生まれ育つ活気あるまちを目指します。子育て世代に選んでもらえるまちづくりを進めていきます。

主 な 事 業		担当課
a	子育て世代や若者の呼び込み 首都圏へのプロモーション活動などにより、充実した子育て支援や教育環境、恵まれた自然、少ない自然災害、農業・製造業など豊富な雇用の選択肢、交通の利便性などの本市の魅力を情報発信し、移住や定住を促進します。	地方創生推進課
b	地域ブランドの創造 ワイン、漆器、レタス等の地場産品に加え、観光・交流拠点、住みよいまち等を含めた地域の魅力を、市民と共有し発信することにより、地域のブランド化を図ります。また、信州大学との共同研究や、大学生による地域ブランド構築のためのプロジェクトの企画、実践を支援し、地域ブランドの創出を目指します。	地方創生推進課

【評価指標】

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
20歳～49歳の社会増加数（前年との比較）	168人	維持

(地方創生推進課)

● 市民の皆様へ

地域への誇りを持ち、良さを発信することで、子育て世代に選んでもらえるまちづくりを進めていきましょう。

施策2 良質な住居・居住環境の確保

子どもの健康や安全性に配慮した居住環境づくりに取り組みます。

主 な 事 業		担当課
a	子どもの安全に配慮した住まいづくりの推進 無料耐震診断事業の実施や耐震対策への補助により、地震に対する建築物の安全性の向上を促進します。また、長期優良住宅等の長期にわたり良好な状態で使用できる高性能な住宅の普及促進を図ります。	建築住宅課
b	子育て家庭に配慮した公共住宅づくりの推進 公営住宅等長寿命化計画に基づき、存続すべき住宅について長寿命化改修を行い、廃止すべき住宅については用途廃止を進めます。また、子育て家庭のニーズに配慮した住環境をつくることで、ゆとりの持てる子育ての支援を行います。	建築住宅課
c	子育てに配慮した公共施設の整備 公共施設、駅、道路など、多くの人が共有する公共空間のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。また、授乳室、おむつ換えスペース、キッズスペースの設置など、子育てに配慮した公共施設の整備を進めます。	公共施設を管理する部署

【参考値】

指標名	現状値 (H30)
良好な住宅・住環境が整っていると感じる市民の割合	63.7%

(経営戦略課)

● 市民の皆様へ

住環境の整備は、子育てだけでなく、日々の生活の基盤となるものです。現在、建物の老朽化が課題となっており、早急な対策が必要となります。もし、公共施設に破損箇所や老朽化による危険な箇所を見つけた場合は、担当課にご連絡ください。

日常の身の回りにある段差なども、子どもや妊婦にとって思わぬ事故につながる場合があります。潜在的な危険などにお気付きの方は、担当課までご連絡ください。

施策3 健全育成のための環境の確保

薬物やアルコール、タバコ、有害図書などから子どもを守る必要があります。子どもが健全に育つていくための環境を整えていきます。

主 な 事 業		担当課
a	街頭指導の実施 補導件数の減少を踏まえ、青少年補導委員を青少年育成委員に改め、組織の在り方や活動の方向性の見直しを進めながら、青少年の安全の確保や非行防止に取り組みます。	男女共同参画・若者サポート課
b	関係機関の連携強化 保護者や教職員、民生児童委員及び関係機関の連絡会等を通して連携を強化し、実情の把握や情報共有、問題の早期解決を図ります。	福祉課 こども課
c	成人向け商品の販売規制の強化 塩尻市有害図書類等の自動販売機等の規制に関する条例の運用や、規制対象商品と思われる自動販売機の見回りを実施します。	男女共同参画・若者サポート課
d	環境美化運動の推進 ポイ捨て禁止等によるきれいなまちづくり市民条例の運用や、地域を見て歩きながら美化活動を行うエコ・ウォークの実施などにより、環境美化に対する意識の向上を図ります。また、県が推進する信州プラスチックスマート運動などを通じて、海洋プラスチックごみ問題に取り組みます。	生活環境課
e	青少年健全育成都市宣言[*]の周知徹底 青少年健全育成に取り組む育成委員の活動を、育成センターだより等により周知するなどし、青少年健全育成の理念の浸透を図ります。	男女共同参画・若者サポート課

※青少年健全育成都市宣言：塩尻市の都市宣言の一つ。次代を担う青少年が、心身共に健やかに育つことを希求し、市民こぞって健全育成の実をあげるため、塩尻市は、青少年健全育成都市の宣言をするものとする。(昭和41年7月18日議決)

【参考値】

指標名	現状値 (H30)
学校と地域の連携の下、青少年が健全に育つ環境があると感じる市民の割合	45%

(経営戦略課)

● 市民の皆様へ

子どもが健全に育つためには、地域全体で子どもたちを気にかけることが大切です。子どもに悪影響を及ぼす環境に気付き、極力取り除くとともに、子どもが危険に近づくことを防ぎましょう。

個別方針2 子どもを守る環境づくり

病気やケガ、犯罪や事故から子どもを守っていくことが必要です。情報発信や医療費助成などを通して、使いやすい医療を確保します。また、市民と協働して大人が子どもの模範となれるようまちぐるみの防犯や交通安全の取り組みを進めていきます。

施策1 病気・ケガから子どもを守る環境整備

病気やケガから子どもを守るには、必要な時に、必要な医療サービスが受けられることが求められます。医療情報の提供も充実させていきます。

主 な 事 業		担当課
a	予防接種の実施 予防接種法に基づき、BCG、四種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、B型肝炎などの予防接種を実施します。加えて、インフルエンザの予防接種費の助成を行います。今後も接種率の向上を目指しながら、国の方針に基づいた新たなワクチンの導入等を検討します。	健康づくり課
b	医療機関情報の提供 市の広報やホームページ、しおじりまあるい子育てネットへの掲載や各種相談を通じて、医療機関や休日当番医、夜間急病センターに関する最新の情報を発信します。また、長野県小児救急電話相談（#8000）の周知を図ります。	健康づくり課
c	救急医療体制の充実 松本広域圏救急・災害医療協議会における医療連携を継続し、緊急時にも対応できるよう医療体制の維持に努めます。	健康づくり課

【評価指標】

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
各種定期予防接種の接種済率の平均値	92.4%	95%

(健康づくり課)

施策2 犯罪から子どもを守る環境整備

本市は、犯罪から子どもを守るため犯罪をゼロにするとの意識を持って、地域と協力して、防犯対策に取り組んでいきます。

主 な 事 業		担当課
a	地域防犯活動の推進 学校支援ボランティア等による登下校時の見守り活動やPTAによる防犯活動、こどもを守る安心の家 ^{※1} の取り組みなど、地域の協力による防犯活動を推進します。また、区等によるLED防犯灯の設置を補助します。	教育総務課 地域振興課
b	CAP研修の継続 CAP研修 ^{※2} （子どもを暴力から守るプログラム）を継続し、児童が自分を守る力を養成します。同時に、大人を対象とした大人・教職員のワークショップを開催し、人権意識を醸成します。	男女共同参画・若者サポート課
c	緊急メールしおじりの活用 緊急メールしおじりを活用し、メールの登録者に不審者情報等の防犯に関する情報や、大雪、台風等の災害に関する情報等を発信し、緊急時の迅速な情報提供をします。	こども課 教育総務課
d	犯罪・事故からの立ち直り支援 スクールカウンセラーの配置やNPOとの連携により、児童・生徒のメンタル面の支援を行います。	教育総務課

※1 こどもを守る安心の家：通学路などを中心に、商店や事業所など、日中常に大人がいる場所に設置される子どもの緊急避難場所。警察署長から委嘱される。

※2 CAP研修：Child Assault Prevention（子どもへの暴力防止）の略。子どもが、いじめ、虐待、痴漢、誘拐などの暴力から自分を守るための教育プログラム。子どもたちに自分の大切さを教え、自尊感情を高め、全ての子どもたちが本来持っている自信を育てるプログラムとなっている。

【参考値】

指標名	現状値 (H30)
学校緊急メール登録件数	4,704件

(教育総務課)

● 市民の皆様へ

登下校時の見守り活動や、こどもを守る安心の家への登録など、子どもが犯罪に巻き込まれにくい社会環境づくりを広げましょう。

施策3 事故から子どもを守る環境整備

子どもが交通事故に巻き込まれないようにするには、子どもとともに、一人ひとりの大人が交通道徳やマナーを理解し、安全な道路環境の確保に努める意識と努力が不可欠です。安全な交通環境のため、ヒト・モノ両面から改善を進めていきます。

主 な 事 業		担当課
a	安全な道路交通環境の整備 歩行者やベビーカー等が安全に通行できるように、歩道の整備等を進めます。また、定期的に通学路や未就学児の散歩コースの安全点検を行い、計画的に整備を進めます。	建設課 都市計画課 教育総務課 こども課
b	交通安全教室の実施 交通事故防止を進めるために、体験型の交通安全教室など、各種年齢層に応じた交通安全教室を実施します。	都市計画課
c	運転マナーの向上啓発 交通安全運動を継続して行い、自動車や自転車等の運転マナーの向上啓発に努めます。	都市計画課

【参考値】

指標名	現状値 (H30)
誰もが安心して歩くことのできる歩道が整備されていると感じる市民の割合	30.4%

(経営戦略課)

● 市民の皆様へ

市民一人ひとりが交通ルールを守り、事故を起こさないように心がけましょう。また、登下校の時間帯には特に、慎重な運転と歩行者の保護を心がけましょう。

施策4 災害から子どもを守る環境整備

子どもが災害に巻き込まれないようにするには、日頃から災害に対する備えをしていくことが必要です。また、災害時にどう行動すればよいのかを学ぶ取り組みを進めていきます。

主 な 事 業		担当課
a	避難訓練の実施 土砂災害、地震、火災、不審者の侵入などに備え、保育園、幼稚園などの幼児教育・保育施設、学校、児童館及び子育て支援センターなど、子どもが過ごす施設において、計画的に避難訓練を実施します。	こども課 子育て支援センター
b	非常持ち出し袋等の準備の啓発 災害時の避難の際に、まず持ち出す非常持ち出し袋や、最低3日間自活するための非常備蓄品の準備をするよう啓発に努めます。子育て世代には、粉ミルク、液体ミルク、紙おむつなど必要な備品を準備するよう啓発します。	危機管理課
c	災害時要援護者登録名簿への登録の推進 小学校就学前の乳幼児や、放課後、休日等において保護者が不在となる児童のうち、家族の支援がなく、単独で避難できないものを、災害時要援護者避難支援制度に基づく災害時要援護者登録名簿に登録することを推進します。	福祉課

【参考値】

指標名	現状値 (H30)
防災倉庫への紙おむつの備蓄数	4,730枚
【新】液体ミルクの備蓄数	0本 (令和2年度中に備蓄予定)

(危機管理課)

● 市民の皆様へ

避難訓練を通して、災害時の行動について、確認しておきましょう。避難の際には、近所の家庭にも声かけをするなど、地域みんなで助け合うようにしましょう。

第5章

子ども・子育て支援 事業計画

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法及び関連する法律に基づいて、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための計画です。本章に定めた量の見込みと確保方策に沿って子ども・子育て支援新制度を適切に運用していきます。

5-1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定することとされています。本市の提供区域は、次の表のとおりです。

	量の見込みを算出する必要がある事業	対象児童	区域
教育・保育	1号認定 2号認定のうち教育の利用希望が強いもの (幼稚園(認定こども園))	年少～年長	全市
	2号認定(保育園(認定こども園))	年少～年長	7区域
	3号認定(保育園(認定こども園、地域型保育))	3歳未満児 (4月1日現在満年齢)	7区域
地域子ども・ 子育て支援事業	① 利用者支援事業	新生児～小学6年生	全市
	② 地域子育て支援拠点事業	就学前児童 (事業量は0～2歳で算出)	全市
	③ 妊婦健康診査	—	全市
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	0歳児	全市
	⑤ 養育支援訪問事業、要保護児童等の支援に資する事業	—	全市
	⑥ 子育て短期支援事業	就学前児童	全市
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	満3か月～小学6年生	全市
	⑧ 一時預かり事業	満3か月～年長	全市
	⑨ 延長保育事業	満6か月～年長	全市
	⑩ 病児・病後児保育事業	満6か月～小学3年生	全市
	⑪ 放課後児童健全育成事業	小学生	10区域
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	全市
	⑬ 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業	—	全市

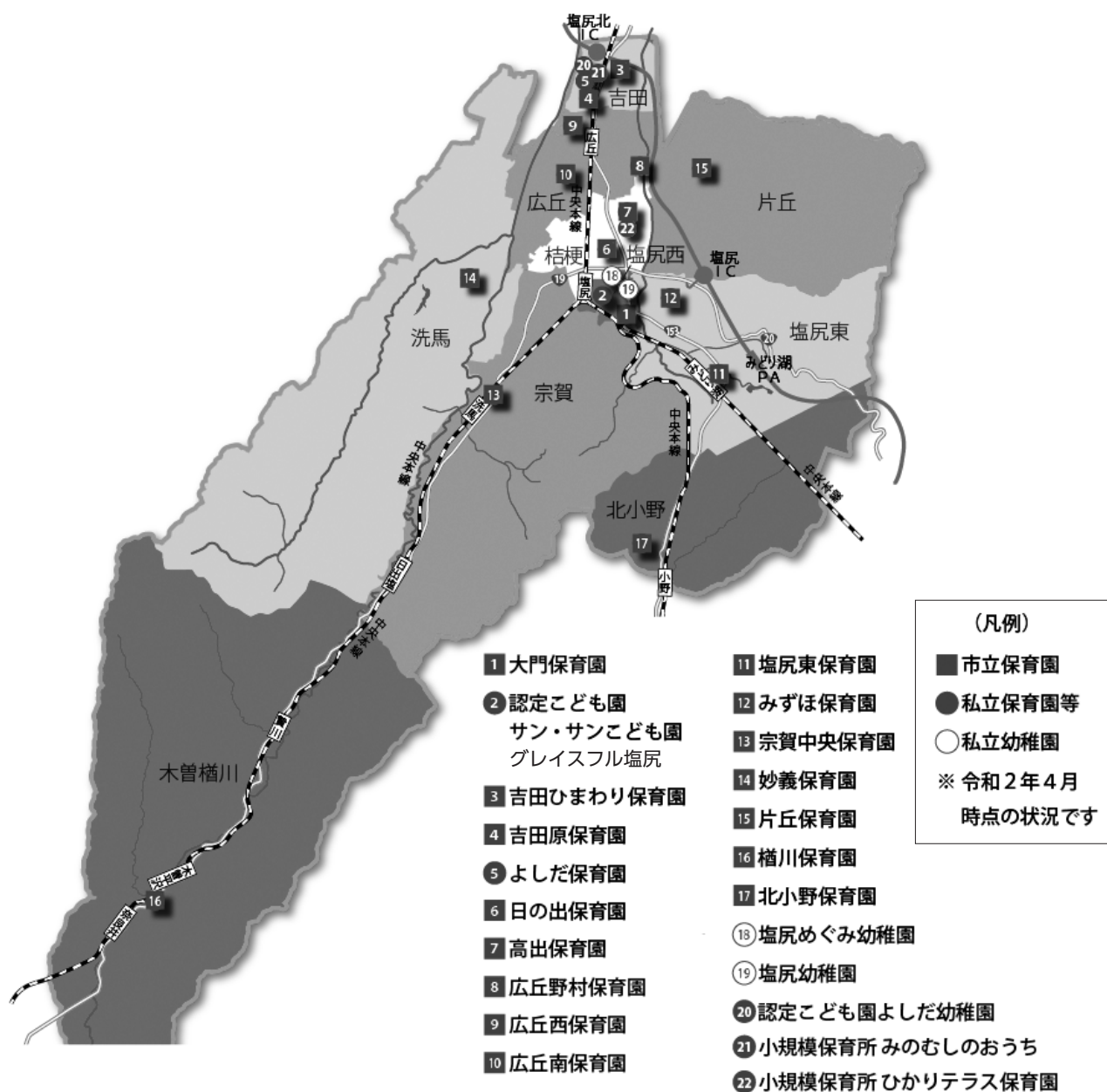
区域設定の考え方

① 地理的状況等の視点から

- ・本市は古くから交通の結節点であり、現在も国道、高速道路、鉄道などに沿って市域が広がっています。
- ・市街地がある一方で、地理的に離れた地域が存在します。

② 既存施設の有効活用及び施設整備の視点から

- ・全ての子どもが家庭の生活圏域の中で保育園、幼稚園に確実に通える、より良い環境づくりを目指し、既存施設の有効活用と民間による施設整備の支援を推進します。
- ・幼保小のスムーズな連携等を考慮して小学校区を単位とし、保育園は7区域（73ページ参照）、放課後児童クラブは10区域（89ページ参照）へ分割し、十分な受入体制を整えていきます。
- ・なお、区域設定は施設の整備等を判断するためのものであり、勤務先近くの利用を希望する等の居住区域を越えた利用を制限するものではありません（市内全域での利用が可能です）。



〈参 考〉

量の見込みを算出するために、住民基本台帳による行政区別・性別・年齢別人口（平成30年4月1日現在）を使用し、コーホート変化率法を用いて人口推計を行った上で、塩尻駅北土地区画整理事業の影響を想定し値を補正し、本市の計画期間における子どもの人口を推計しました。

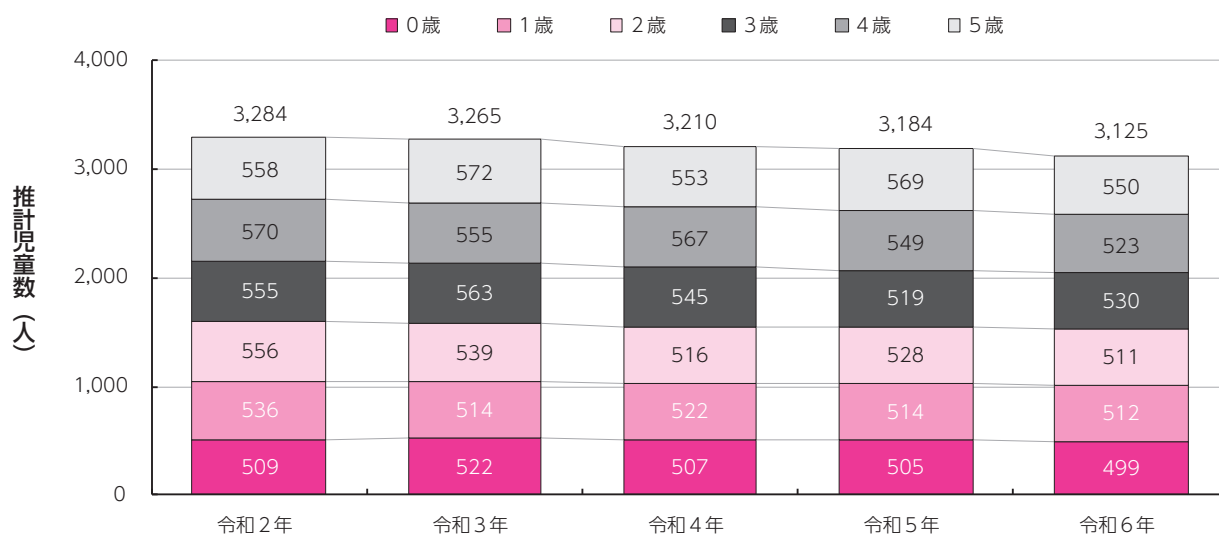
次ページ以降では、下表の推計人口を用いて量の見込みを設定しています。

単位：人

	推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	509	522	507	505	499
1歳	536	514	522	514	512
2歳	556	539	516	528	511
3歳	555	563	545	519	530
4歳	570	555	567	549	523
5歳	558	572	553	569	550
0-5歳	3,284	3,265	3,210	3,184	3,125
6歳	584	565	574	557	562
7歳	549	588	566	574	551
8歳	500	541	590	566	565
9歳	554	495	534	590	556
10歳	506	548	487	526	581
11歳	575	501	541	479	520
6-11歳	3,269	3,238	3,292	3,292	3,335

表中の数値は、推計値の小数点第1位を四捨五入した数値であるため、合計値と一致しない場合があります。

0～5歳の年齢別推計児童数



5-2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

【国が定める事業の概要】

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	
	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施
	利用できる保護者	制限なし
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	
	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
	利用できる保護者	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設 幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。	
地域型保育	19人以下の少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業。 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの類型があります。	

【塩尻市の事業展開】

令和2年3月時点における施設の状況は、次のとおりです。

- ・ 幼稚園3園（私立3園）
- ・ 保育所16園（市立15園・私立1園）
- ・ 認定こども園1園（私立1園）

また、今後の施設整備等の見込みは次のとおりです。

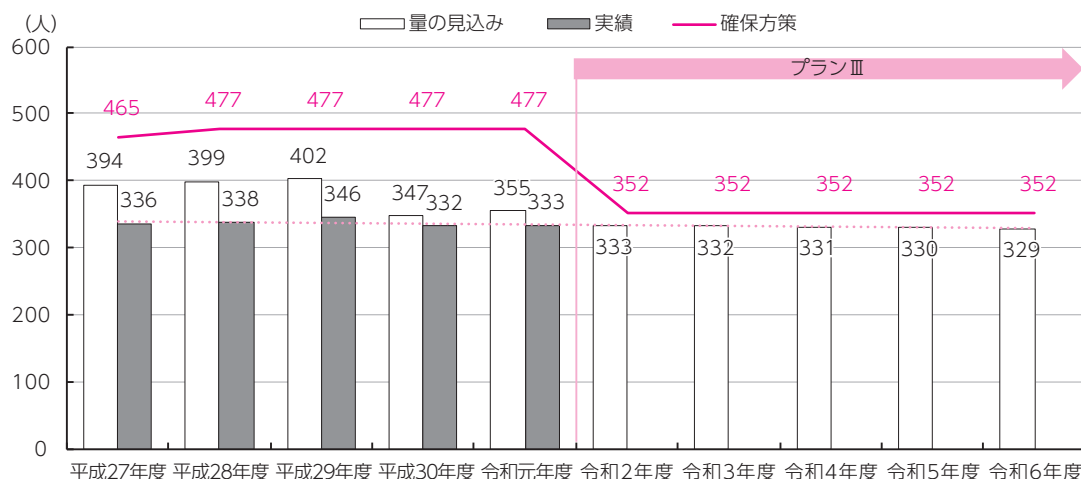
- ・ 令和2年度 幼稚園のうち1園が幼稚園型認定こども園に移行予定
小規模保育所（私立）3園が開園予定
- ・ 令和3年度 小規模保育所（私立）1園が開園予定

【量の見込みと確保方策】

(1) 1号認定（3～5歳の教育認定）【確保方策】幼稚園、認定こども園の幼稚園部分

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～R1は実績)	336	338	346	332	333	333	332	331	330	329
確保方策	465	477	477	477	477	352	352	352	352	352
特定教育・保育施設	0	12	12	12	12	72	72	72	72	72
確認を受けない幼稚園	465	465	465	465	465	280	280	280	280	280

単位：人（5月1日時点の在園児数）

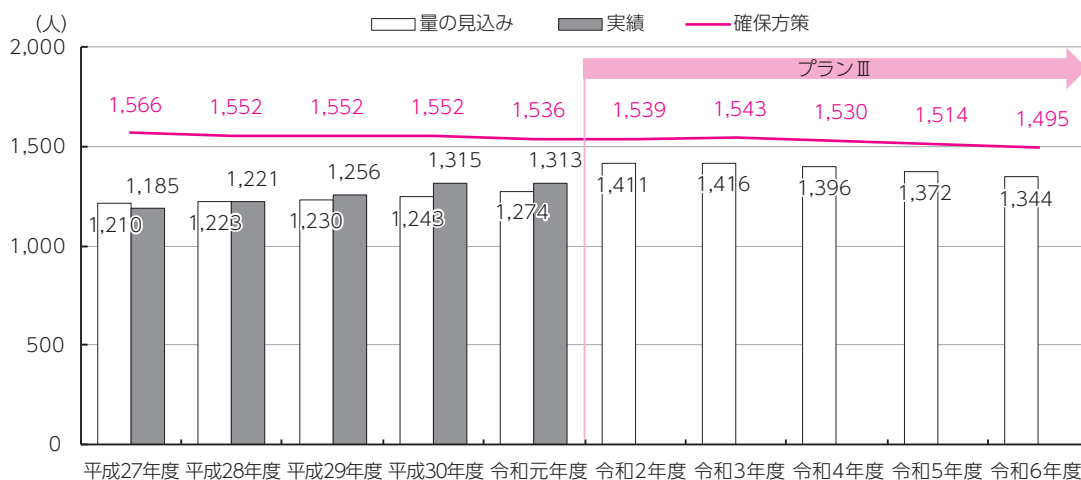


量の見込みは、実績値の近似式から算出しています。既存施設でニーズに対応できる見込みです。

(2) 2号認定（3～5歳の保育認定）【確保方策】保育所、認定こども園の保育所部分

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～R1は実績)	1,185	1,221	1,256	1,315	1,313	1,411	1,416	1,396	1,372	1,344
確保方策	1,566	1,552	1,552	1,552	1,536	1,539	1,543	1,530	1,514	1,495

単位：人（4月1日時点の在園児数）



量の見込みは、ニーズ調査（市民アンケート）から算出しています。既存施設でニーズに対応できる見込みです。

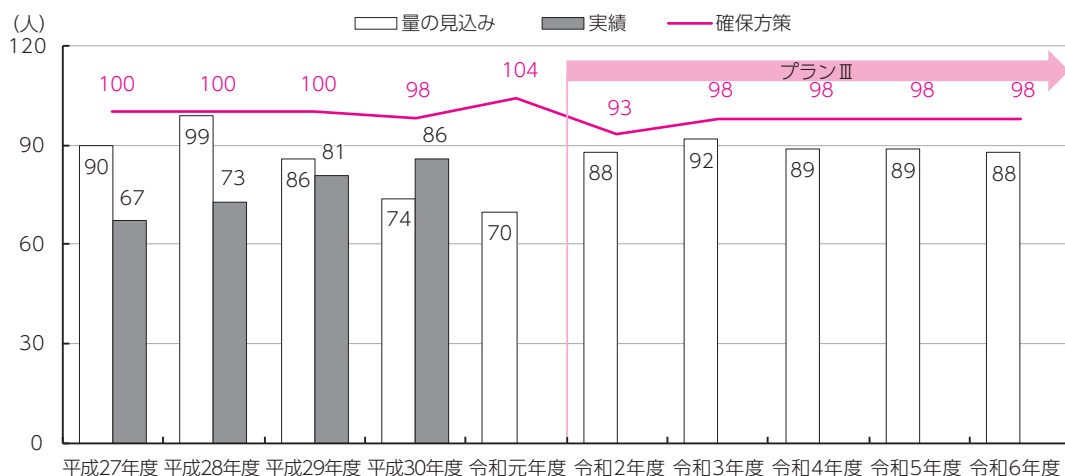
(3) 3号認定 (0～2歳の保育認定)【確保方策】 保育所、認定こども園の保育所部分、地域型保育

3歳未満児については、本市でも待機児童が生じているため、入所児童数をベースに量の見込みを算定した場合、正確なニーズが反映できない（入所したくても入所できない者のニーズ量が反映できない）ため、令和2～6年度の量の見込みについては、入所希望者（年度当初の入所申込をした者）の割合を基に算定しています。（参考データ参照）

① 0歳

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		プランⅡ					プランⅢ			
量の見込み (H27～H30は実績)	67	73	81	86	70	88	92	89	89	88
確保方策	100	100	100	98	104	93	98	98	98	98

単位：人（3月1日時点の在園児数）



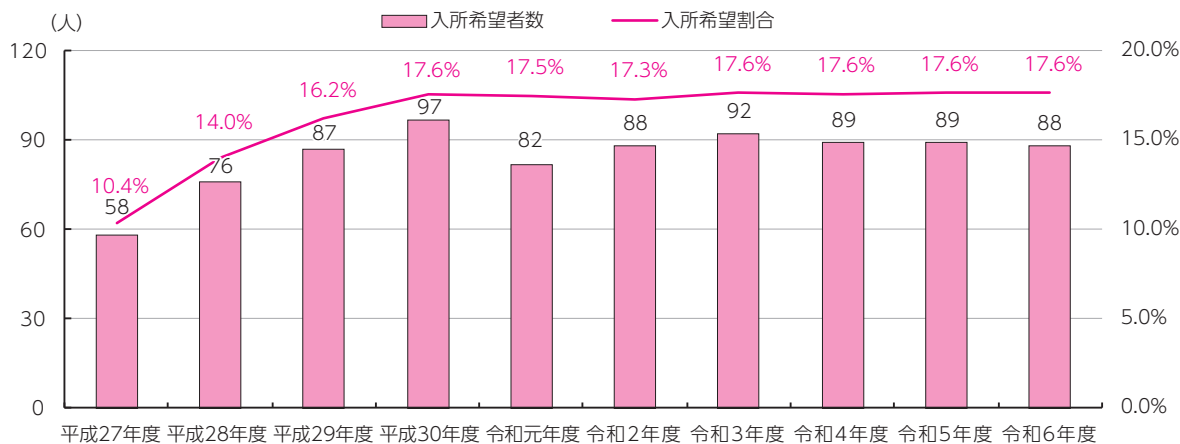
民間による小規模保育所の新設等により、ニーズに対応できる見込みです。

<参考データ>

■0歳児の入所希望割合

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所希望者数	58	76	87	97	82	88	92	89	89	88
人口	558	544	537	552	469	509	522	507	505	499
入所希望割合	10.4%	14.0%	16.2%	17.6%	17.5%	17.3%	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%

令和3年度以降の入所希望者数は、人口と入所希望割合の積
令和3年度以降の入所希望割合は、平成27～令和2年度の実績値の最大値

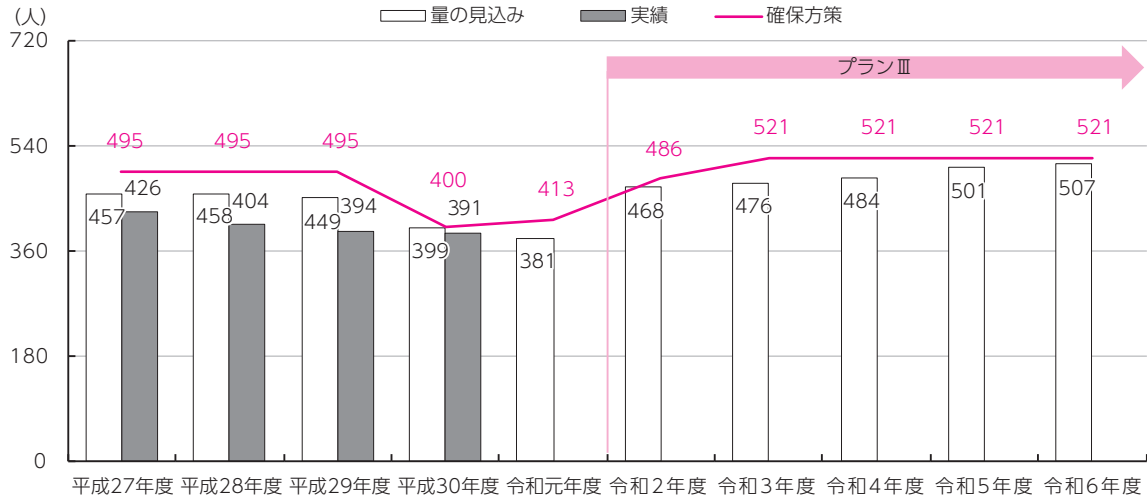


出典：入所希望者（前年度11月時点の実績値）、人口（住民基本台帳（4月1日））

② 1～2歳

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～H30は実績)	426	404	394	391	381	468	476	484	501	507
確保方策	495	495	495	400	413	486	521	521	521	521

単位：人（3月1日時点の在園児数）



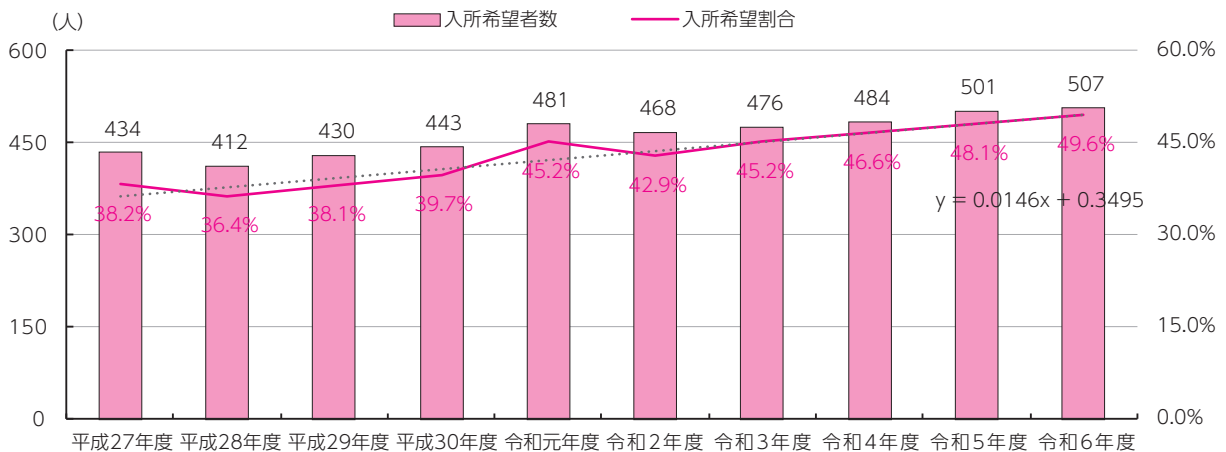
民間による小規模保育所の新設等により、ニーズに対応できる見込みです。

<参考データ>

■ 1～2歳児の入所希望割合

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所希望者数	434	412	430	443	481	468	476	484	501	507
人口	1,136	1,132	1,130	1,116	1,065	1,092	1,053	1,038	1,042	1,023
入所希望割合	38.2%	36.4%	38.1%	39.7%	45.2%	42.9%	45.2%	46.6%	48.1%	49.6%

令和3年度以降の入所希望者数は、人口と入所希望割合の積
令和3年度以降の入所希望割合は、平成27～令和2年度の実績値の近似式から算出された値



出典：入所希望者（前年度11月時点の実績値）、人口（住民基本台帳（4月1日））

(4) 区域別の2・3号認定の量の見込みと確保方策

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
認定区分		3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	
		0歳	1・2歳	3歳以上	0歳	1・2歳	3歳以上	0歳	1・2歳	3歳以上	0歳	1・2歳	3歳以上	0歳	1・2歳	3歳以上	
①	塩尻西・桔梗・広丘・吉田小学校区	量の見込み	66	340	955	67	345	959	66	352	946	66	363	930	65	368	911
		確保方策	68	340	955	73	375	959	73	375	946	73	375	930	73	375	911
		特定教育・保育施設	59	311	955	55	324	959	55	324	946	55	324	930	55	324	911
		特定地域型保育事業	9	29		18	51		18	51		18	51		18	51	
②	塩尻東小学校区	量の見込み	13	44	176	13	49	177	12	49	174	12	53	171	12	53	168
		確保方策	13	56	196	13	56	196	13	56	196	13	56	196	13	56	196
		特定教育・保育施設	13	56	196	13	56	196	13	56	196	13	56	196	13	56	196
		特定地域型保育事業	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
③	宗賀小学校区	量の見込み	2	28	82	2	26	82	2	27	81	2	27	80	2	28	78
		確保方策	2	28	100	2	28	100	2	28	100	2	28	100	2	28	100
		特定教育・保育施設	2	28	100	2	28	100	2	28	100	2	28	100	2	28	100
		特定地域型保育事業	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
④	洗馬小学校区	量の見込み	1	20	89	1	20	89	1	20	88	1	20	86	1	20	84
		確保方策	1	20	129	1	20	129	1	20	129	1	20	129	1	20	129
		特定教育・保育施設	1	20	129	1	20	129	1	20	129	1	20	129	1	20	129
		特定地域型保育事業	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
⑤	片丘小学校区	量の見込み	1	15	56	3	16	56	2	16	55	2	17	54	2	17	53
		確保方策	3	21	66	3	21	66	3	21	66	3	21	66	3	21	66
		特定教育・保育施設	3	21	66	3	21	66	3	21	66	3	21	66	3	21	66
		特定地域型保育事業	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
⑥	木曾檜川小学校区	量の見込み	3	9	23	3	9	23	3	9	23	3	9	22	3	9	22
		確保方策	3	9	48	3	9	48	3	9	48	3	9	48	3	9	48
		特定教育・保育施設	3	9	48	3	9	48	3	9	48	3	9	48	3	9	48
		特定地域型保育事業	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
⑦	両小野小学校区	量の見込み	2	12	30	3	11	30	3	11	29	3	12	29	3	12	28
		確保方策	3	12	45	3	12	45	3	12	45	3	12	45	3	12	45
		特定教育・保育施設	3	12	45	3	12	45	3	12	45	3	12	45	3	12	45
		特定地域型保育事業	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
全市	量の見込み	88	468	1411	92	476	1416	89	484	1396	89	501	1372	88	507	1344	
	確保方策	93	486	1539	98	521	1543	98	521	1530	98	521	1514	98	521	1495	
	特定教育・保育施設	84	457	1539	80	470	1543	80	470	1530	80	470	1514	80	470	1495	
	特定地域型保育事業	9	29		18	51		18	51		18	51		18	51		

単位：人

※確保方策の特定教育・保育施設は保育所及び認定こども園、特定地域型保育事業は小規模保育所です。

5-3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

(1) 質の高い幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業

子どもの成長には、身体的発達、情緒的発達、知的発達や社会性の発達などの様々な側面があり、互いに関係しあっています。質の高い幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業には、子どもの成長を様々な側面から支援していく役割があり、本市においても積極的に事業を展開していく必要があります。

幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものであることを踏まえ、幼児期に継続して教育・保育が提供できる既存施設の機能を維持します。加えて、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、関係部局と連携して、保護者や受入施設に対して適切な支援を行うことに努めます。また、より質の高い幼児期の教育・保育を提供するよう、その担い手である幼稚園教諭・保育士の研修を支援し、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭の合同研修（市幼年教育研究会）の機会を広げることと努めるとともに、その処遇改善の方策を検討し、より質の高い教育・保育が提供できるように取り組んでいきます。

(2) 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続 — 幼保小連携 —

元気っ子応援事業等の幼保小が連携する取り組みによって、一人ひとりの子どもの成長を継続して支え、よりよい育ちにつなげられるように支援を推進していきます。また、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭が園・小学校の相互の参観、協議等を通じて子どもへの共通理解を持てるよう、より緊密な連携を図っていきます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化においては、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討・改善を行います。

5-4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

【国が定める事業の概要】

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で専任の職員が、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、次の3つの類型があります。

- ①基本型：利用者支援と地域連携を共に実施する形態
- ②特定型：主に利用者支援を実施する形態（保育コンシェルジュ）
- ③母子保健型：保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携を共に実施する形態（継続的な把握、支援プランの策定を実施。主として、保健所・保健センター等を活用）

【塩尻市の事業展開】

本市では、こども課に利用者支援専門員1名を配置し、保護者の皆さんからの子育てに関する相談に対して情報提供を行う基本型を実施しています。また、保健福祉センター内の中央あんしんサポートルーム及び北部子育て支援センター内の北部あんしんサポートルームにおいて母子保健型を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～R1は実績)	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3
確保方策	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3

単位：箇所

3つの拠点において、利用者支援を継続的に実施していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【国が定める事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市は、子育て支援の拠点として、子育て支援センター、北部子育て支援センターを設置し、育児相談や様々な講座を行っています。また、こども広場（あ・そ・ぼ）や児童館等で行う未就園児対象のつどいの広場において、親子や保護者同士の交流の場を設けています。

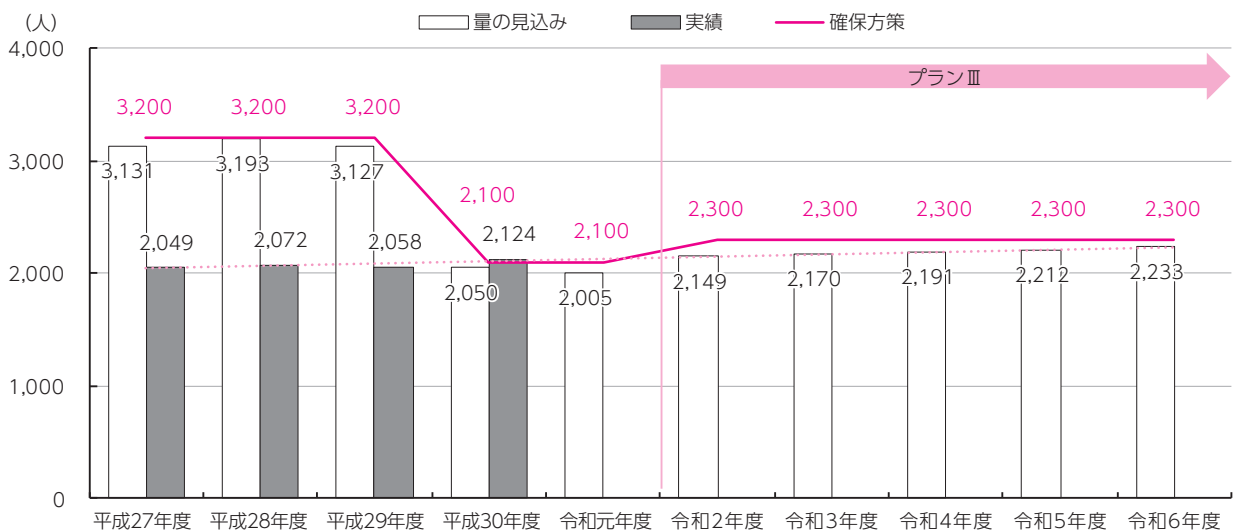
実施施設 13箇所

事業種別	施設名	所在地	対象
センター型	子育て支援センター	大門一番町12番2号	0～3歳の児童及び保護者
	北部子育て支援センター	塩尻市広丘野村2069番地1	
ひろば型	こども広場あ・そ・ぼ	大門一番町7番1号ウィングロード3階	就学前の児童及び保護者
児童館型 (つどいの広場)	塩尻児童館	広丘高出2073番地5（日の出保育園2階）	就学前の児童及び保護者
	広丘児童館	広丘原新田291番地2	
	吉田児童館	広丘吉田1568番地3	
	吉田児童館分館	広丘吉田3037番地	
	塩尻東児童館	堀ノ内293番地1（塩尻東小学校内）	
	宗賀児童館	宗賀2643番地2	
	大門児童館	大門五番町4番21号	
	片丘児童館	片丘5071番地（片丘小学校）	
	洗馬児童館	洗馬2713番地1	
	宗賀中央保育園	宗賀2411番地1	

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～H30は実績)	2,049	2,072	2,058	2,124	2,005	2,149	2,170	2,191	2,212	2,233
確保方策	3,200	3,200	3,200	2,100	2,100	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300

単位：人（一月あたり延べ利用児童数）
令和2年度以降の量の見込みは、平成27～30年度の実績値の近似式から算出された値



地域子育て支援拠点事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

(3) 妊婦健康診査

【国が定める事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【塩尻市の事業展開】

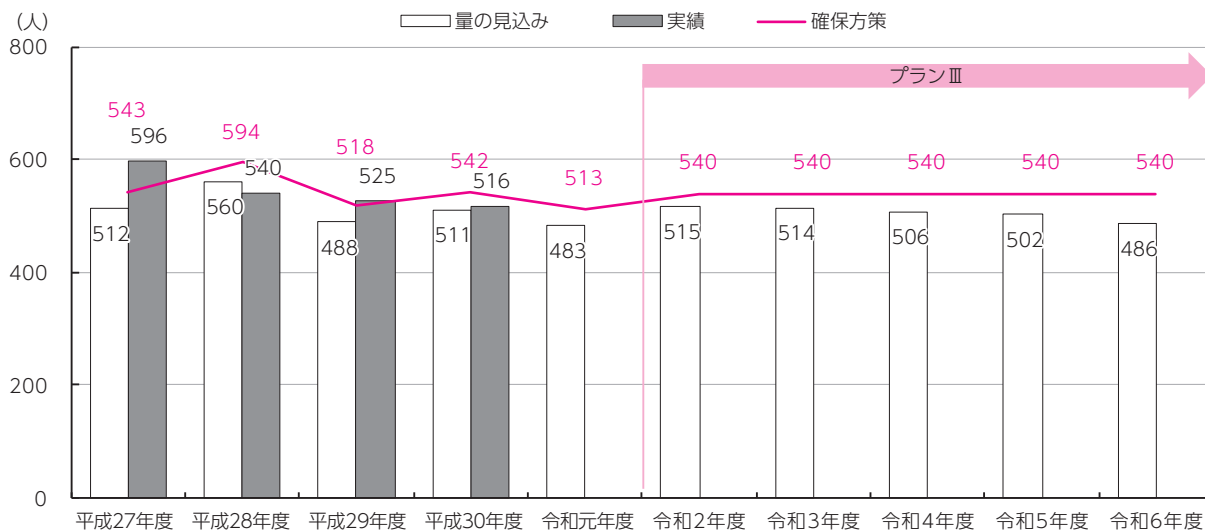
本市は、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性・必要性は高いと考え、積極的な受診に取り組んでいます。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～H30は実績)	596	540	525	516	483	515	514	506	502	486
確保方策	543	594	518	542	513	540	540	540	540	540

単位：人

- ・令和2年度以降の量の見込みは、当該年度と翌年度の0歳児推計人口の平均
- ・令和2年度以降の確保方策は、平成27～令和元年度の平均



県医師会、助産師会が指定する各医療機関（産婦人科、助産師）で行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【国が定める事業の概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【塩尻市の事業展開】

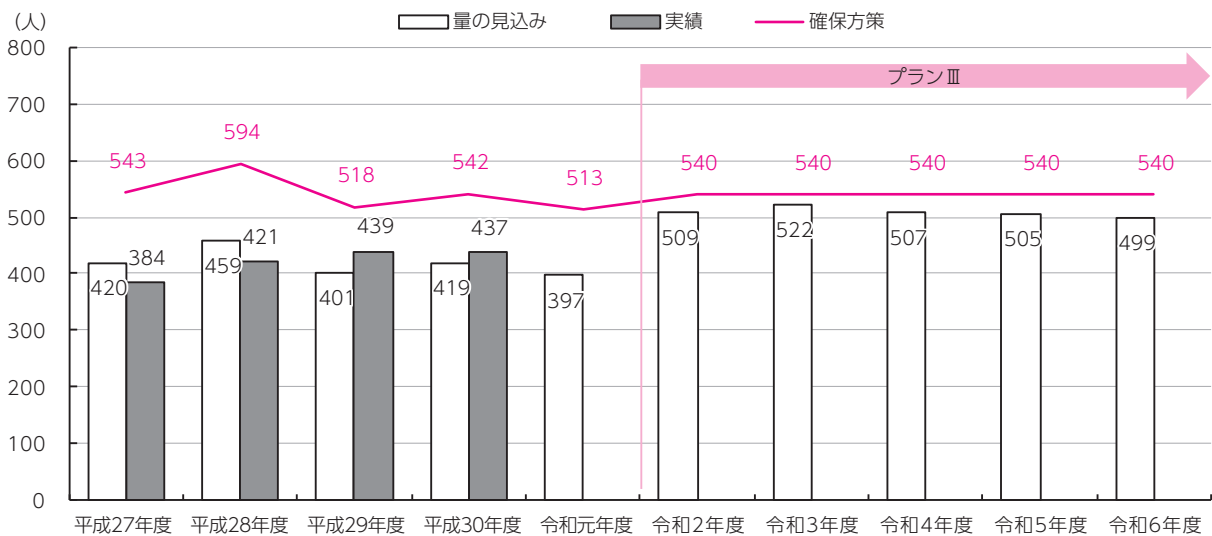
本市は、生後1～2か月までを目安に、生後1年未満の乳児のいる家庭を保健師が訪問し、母子の健康状況を把握するとともに、健康診査や予防接種をはじめ、子育てに関する情報提供等を行います。また、この事業に合わせて、社会的な支援を必要とする家庭を把握し、養育支援訪問事業等による支援につなげています。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～H30は実績)	384	421	439	437	397	509	522	507	505	499
確保方策	543	594	518	542	513	540	540	540	540	540

単位：人

- ・令和2年度以降の量の見込みは、0歳児推計人口
- ・令和2年度以降の確保方策は、平成27～令和元年度の平均



(5) 養育支援訪問事業、要保護児童等の支援に資する事業

【国が定める事業の概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

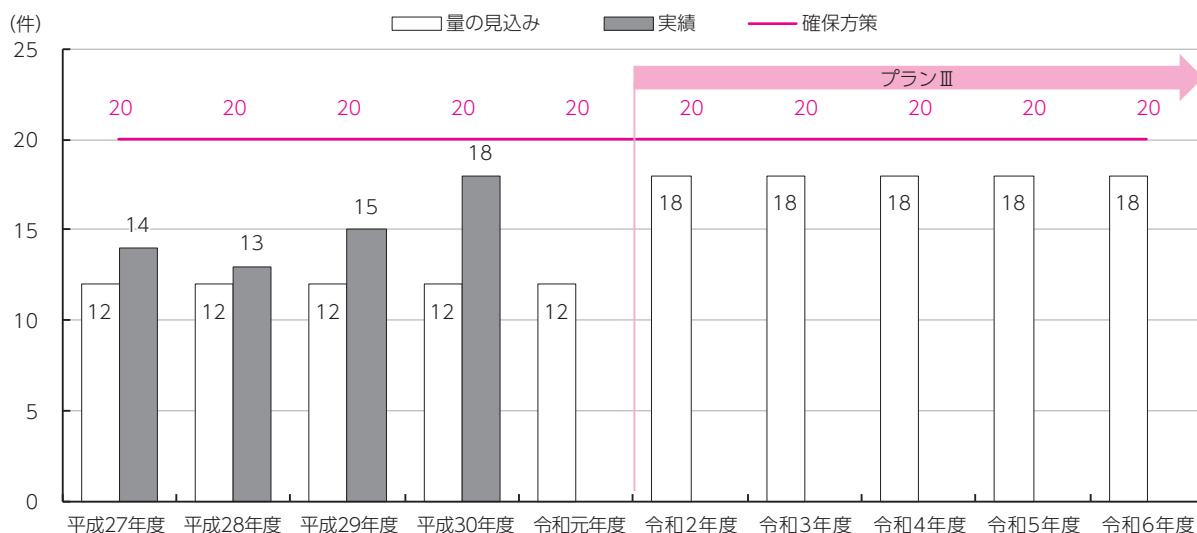
【塩尻市の事業展開】

本市では、養育支援が必要な家庭に保健師、助産師、保育士等の訪問による養育に係る指導、相談等を行い、それぞれの家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減等を図ります。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～H30は実績)	14	13	15	18	12	18	18	18	18	18
確保方策	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

単位：件
令和2年度以降の量の見込みは、平成27～30年度の最大値



要保護児童等の支援に資する事業は、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図る事業です。

ネットワーク（児童相談所、警察、保健センター、医療機関等）の連携強化と、ネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を推進します。

(6) 子育て短期支援事業

【国が定める事業の概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な支援を行う事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市の事業内容は、市外の4施設と連携し、保護者が児童の保育をできないときにお預かりするショートステイ事業を実施しています。

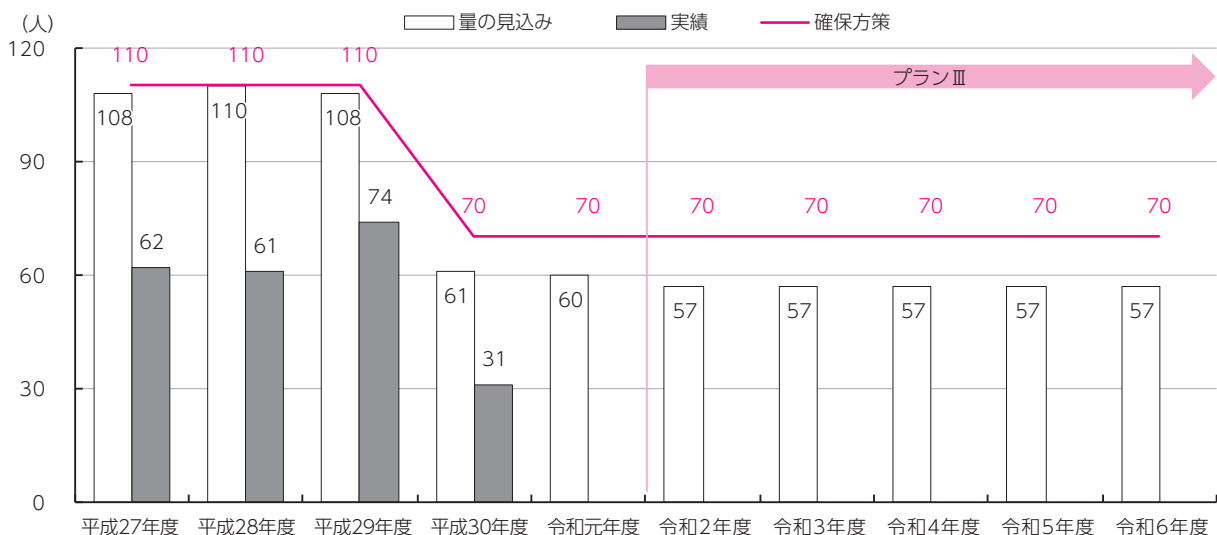
実施施設 4箇所

施設名	所在地	利用可能日数
児童養護施設 松本児童園	松本市島内1666番地880	連続7日以内
松本赤十字乳児院	松本市元町3丁目8-10	
児童養護施設 木曾ねごめ学園	木曾郡上松町大字萩原1255番地	
児童養護施設 つつじヶ丘学園	岡谷市川岸上4丁目12番51号	

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～H30は実績)	62	61	74	31	60	57	57	57	57	57
確保方策	110	110	110	70	70	70	70	70	70	70

単位：人（延べ利用泊数）
令和2年度以降の量の見込みは、平成27～30年度の平均値

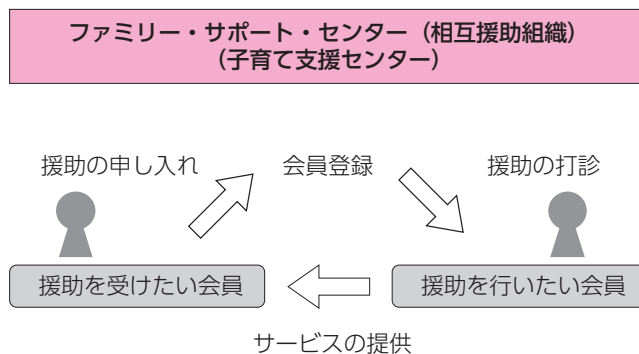


子育て短期支援事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【国が定める事業の概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。



【塩尻市の事業展開】

本市は、育児と社会的活動の両方を支援するため、お子さんを見て欲しい保護者と、お手伝いしていただける方をともに会員として登録し、子育ての相互の援助を行っています。保育園への送迎や急用のときなどに、自宅又は提供会員宅で託児を行います。

実施施設 2箇所

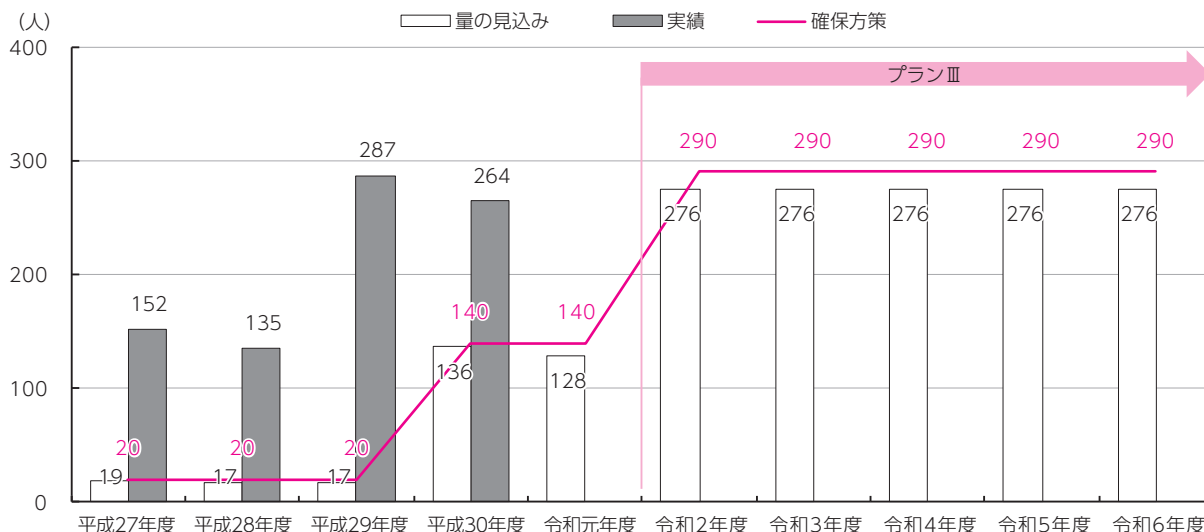
施設名	所在地
子育て支援センター	大門一番町12番2号
北部子育て支援センター	塩尻市広丘野村2069番地1

【量の見込みと確保方策】

①就学児

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～H30は実績)	152	135	287	264	128	276	276	276	276	276
確保方策	20	20	20	140	140	290	290	290	290	290

単位：人（延べ利用者数）
令和2年度以降の量の見込みは、平成29～30年度の平均値

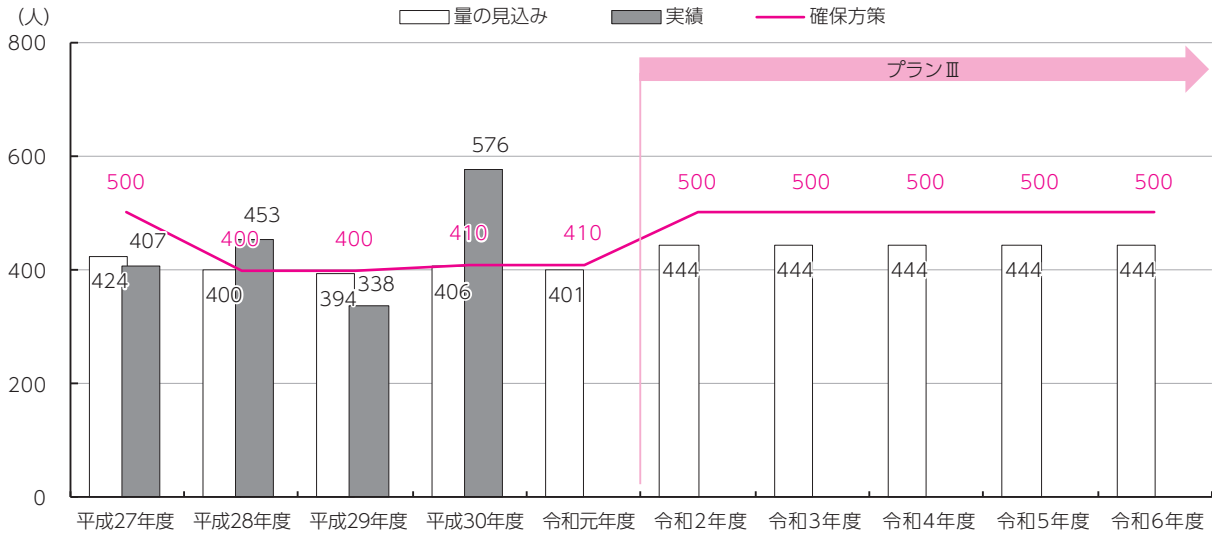


②未就学児

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～H30は実績)	407	453	338	576	401	444	444	444	444	444
確保方策	500	400	400	410	410	500	500	500	500	500

単位：人（延べ利用者数）

令和2年度以降の量の見込みは、平成27～30年度の平均値

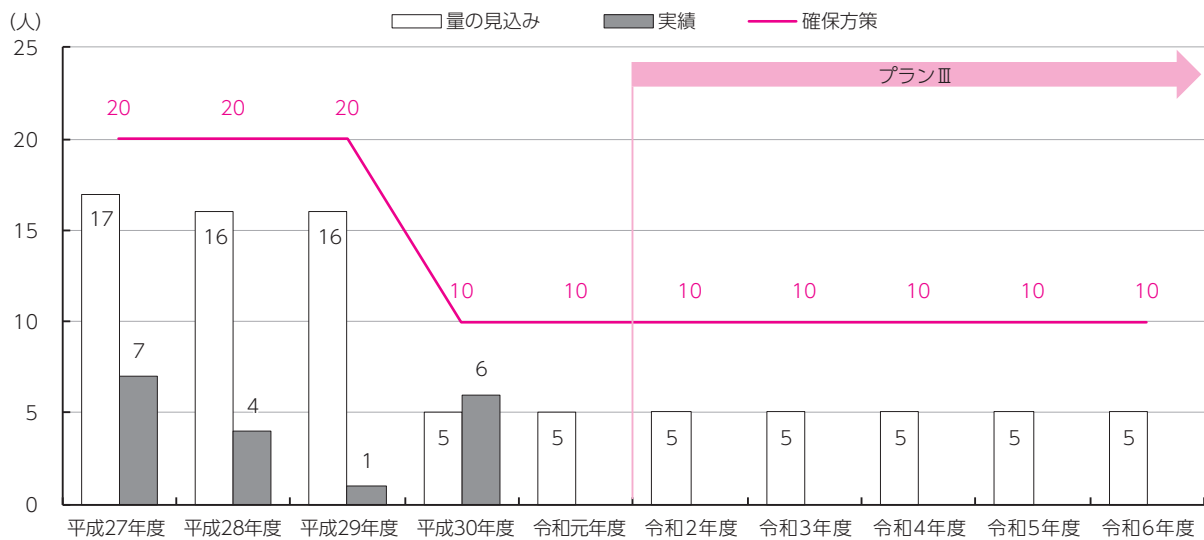


③病児・病後児

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～H30は実績)	7	4	1	6	5	5	5	5	5	5
確保方策	20	20	20	10	10	10	10	10	10	10

単位：人（延べ利用者数）

令和2年度以降の量の見込みは、平成27～30年度の平均値



量の見込みは、現行の受入体制で対応できる規模となっています。継続的に、ファミリー・サポート・センター事業の会員の維持・増員を図り、相互援助活動を促進します。

(8) 一時預かり事業

【国が定める事業の概要】

保育園を定期的に利用しない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市では、日の出保育園、広丘野村保育園、吉田ひまわり保育園の3園でデイ保育を実施しています。また、市内の幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分では、教育時間の終了後に希望する児童をお預かりする預かり保育を実施しています。

実施施設 【一般型】 一時的保育事業 計3ヶ所

保育園名 (市立)	所在地	対象児童	利用時間
日の出保育園	広丘高出2073番地5	満3か月以上の就学前児童	平日 9時00分～16時00分
広丘野村保育園	広丘野村1788番地80		
吉田ひまわり保育園	広丘吉田1150番地6		

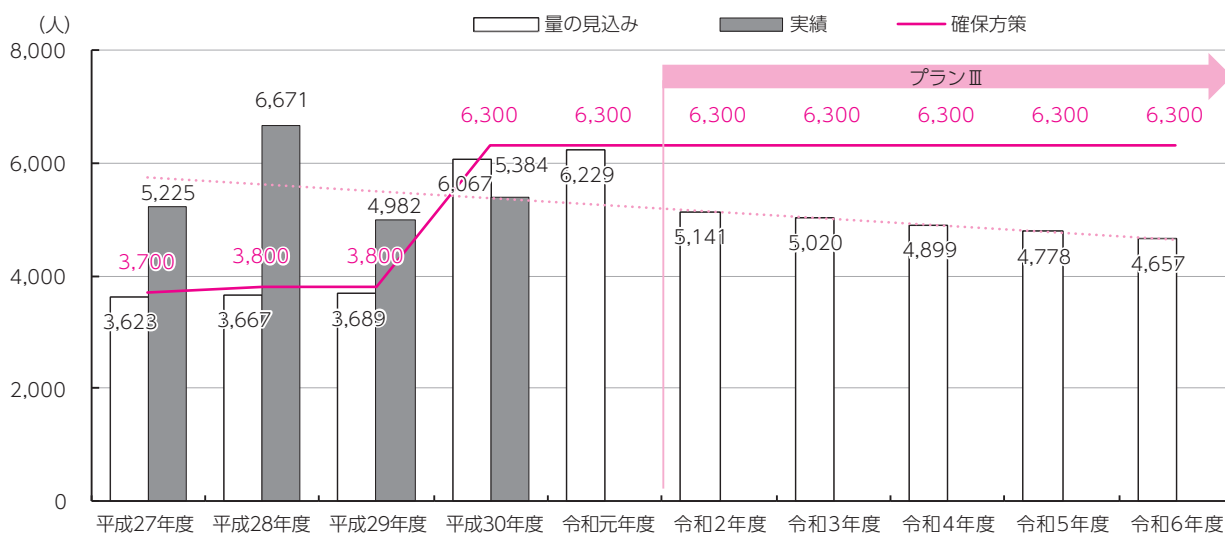
【量の見込みと確保方策】

① 幼稚園における預かり保育

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～H30は実績)	5,225	6,671	4,982	5,384	6,229	5,141	5,020	4,899	4,778	4,657
確保方策	3,700	3,800	3,800	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300

単位：人（延べ利用者数）

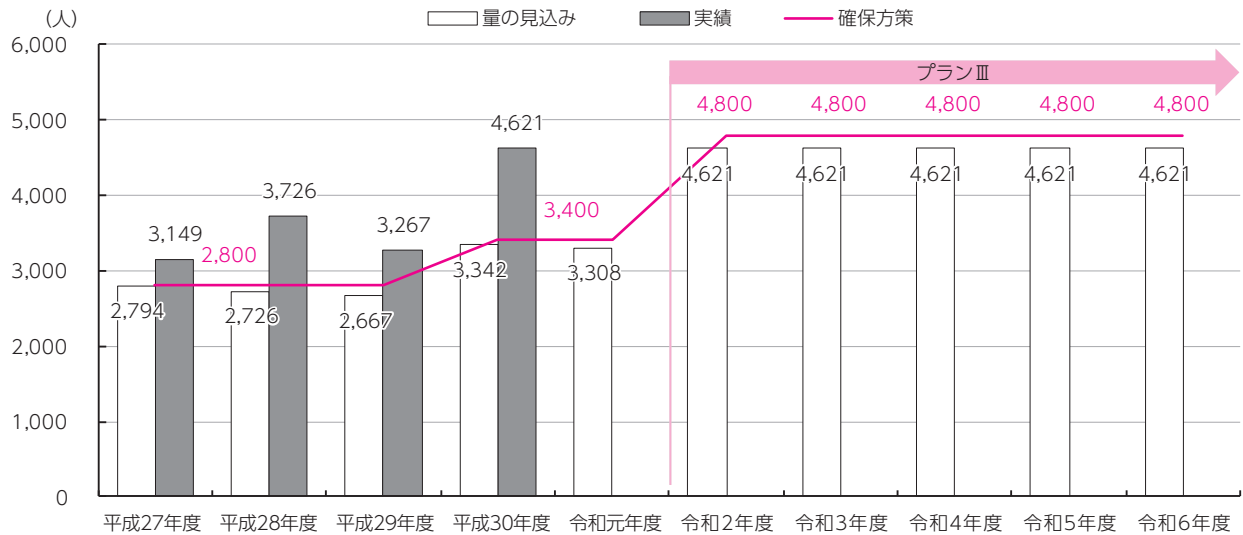
令和2年度以降の量の見込みは、平成27～30年度の実績値の近似式から算出された値



②保育園の一時保育

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～H30は実績)	3,149	3,726	3,267	4,621	3,308	4,621	4,621	4,621	4,621	4,621
確保方策	2,800	2,800	2,800	3,400	3,400	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800

単位：人（延べ利用者数）
令和2年度以降の量の見込みは、平成27～30年度の最大値



一時預かり事業の量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

(9) 延長保育事業

【国が定める事業の概要】

保育認定を受けた子どもに対して、保育園や認定こども園等で通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市では、子ども・子育て支援新制度において決められた保護者にとって必要な保育時間（8時間・11時間）を超えて保育を行う「長時間保育」と、休日に保護者が就労しており、保育できないなど特別な場合に限り行う「休日保育（ホリデイ保育）」を実施しています。

長時間保育は、市内の公立保育園（全15園）、社会福祉法人立の保育園（1園）及び社会福祉法人立の認定こども園（1園）で実施しています。また、令和2年4月に開所予定の小規模保育事業所、認定こども園においても実施予定です。

ホリデイ保育は、公立園の日の出保育園で実施しています。

実施施設 公立保育園15ヶ所、社会福祉法人立2ヶ所
(令和元年度の状況)

保育園名（市立）	所在地	開所時間
塩尻東保育園	峰原173番地1	7時30分～19時30分
みずほ保育園	長畝260番地	7時30分～18時30分
大門保育園	大門四番町7番13号	7時30分～19時30分
日の出保育園	広丘高出2073番地5	7時30分～19時30分
宗賀中央保育園	宗賀2411番地1	7時30分～19時30分
片丘保育園	片丘4933番地	7時30分～19時
高出保育園	広丘高出1949番地1	7時30分～19時
広丘野村保育園	広丘野村1788番地80	7時30分～19時
吉田ひまわり保育園	広丘吉田1150番地6	7時30分～19時30分
吉田原保育園	広丘吉田3037番地	7時30分～19時
広丘西保育園	広丘原新田279番地5	7時30分～19時30分
広丘南保育園	広丘郷原1245番地1	7時30分～19時
妙義保育園	洗馬2535番地1	7時30分～19時
北小野保育園	北小野2894番地1	7時30分～18時30分
榎川保育園	木曾平沢1490番地	7時30分～18時30分
保育園名（社会福祉法人立）	所在地	開所時間
サン・サンこども園グレイスフル塩尻	大門八番町9番10号	7時30分～20時
よしだ保育園	広丘吉田498番地2	7時30分～19時

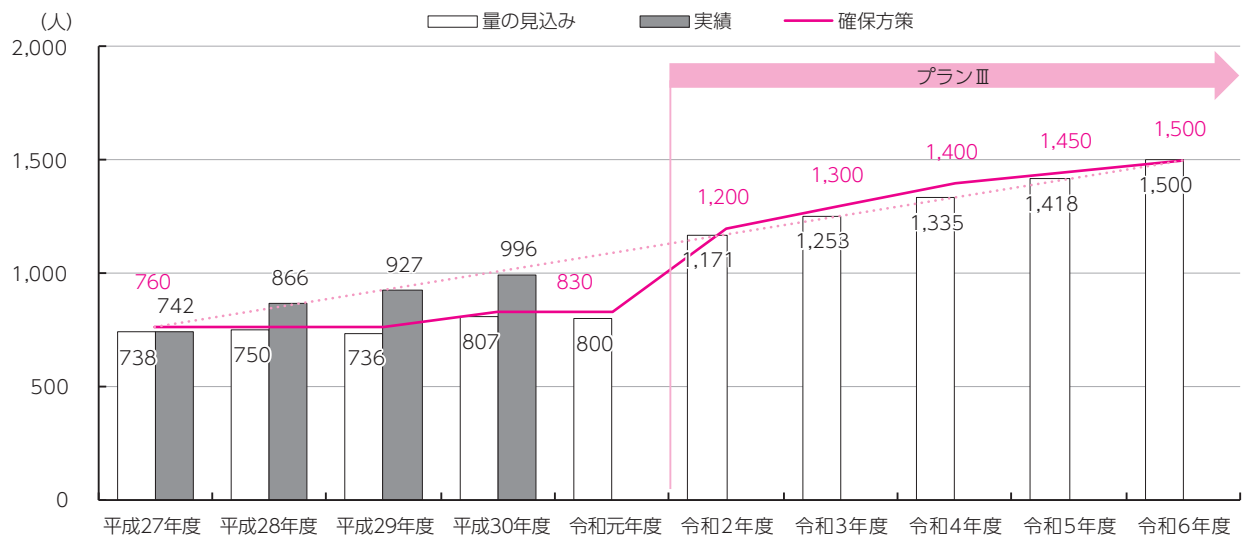
休日保育（ホリデイ保育）

保育園名（市立）	所在地	開所時間
日の出保育園	広丘高出2073番地5	8時30分～16時30分

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～H30は実績)	742	866	927	996	800	1,171	1,253	1,335	1,418	1,500
確保方策	760	760	760	830	830	1,200	1,300	1,400	1,450	1,500

単位：人（3月1日時点の利用登録者数）
令和2年度以降の量の見込みは、平成27～30年度の実績値の近似式から算出された値



保育園在園者に対する事業提供となるため、量の見込みは対応できる規模となっています。

(10) 病児・病後児保育事業

【国が定める事業の概要】

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

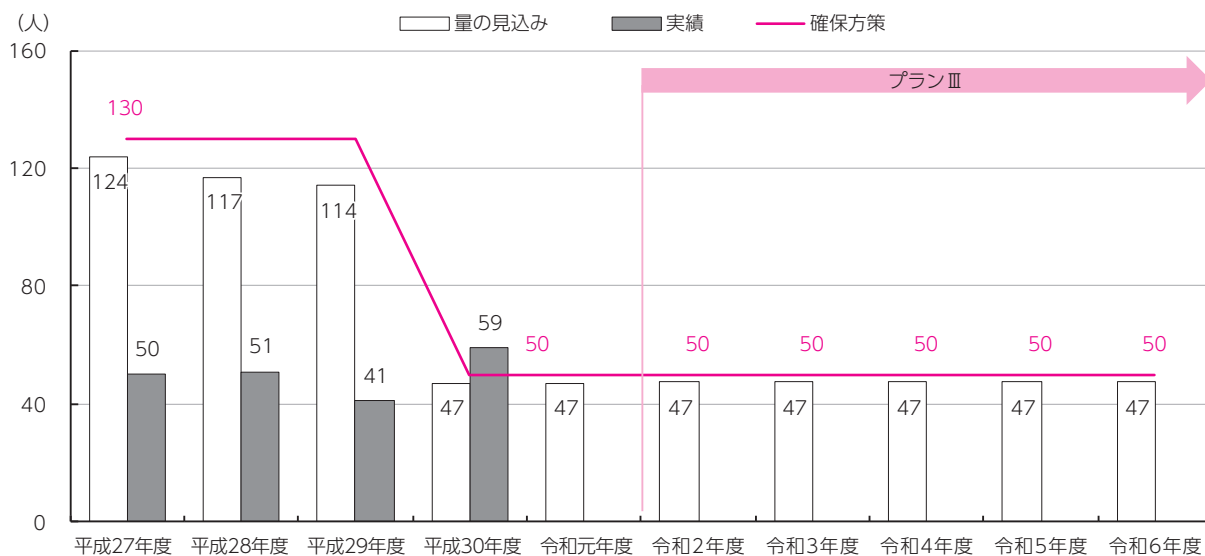
【塩尻市の事業展開】

本市では、病気の治療中又は回復期にある生後6か月から小学校3年生までの児童について、家庭で保育することが難しい場合に、病院内に設置された施設においてお預かりしています。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～H30は実績)	50	51	41	59	47	47	47	47	47	47
確保方策	130	130	130	50	50	50	50	50	50	50

単位：人（延べ利用者数）
令和2年度以降の量の見込みは、平成27～29年度の実績値の平均値



病児・病後児保育事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

(11) 放課後児童健全育成事業

【国が定める事業の概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市では、児童クラブ9箇所、放課後児童教室1箇所、学童クラブ1箇所において、放課後児童健全育成事業を行っています（両小野学童クラブは辰野町が運営）。

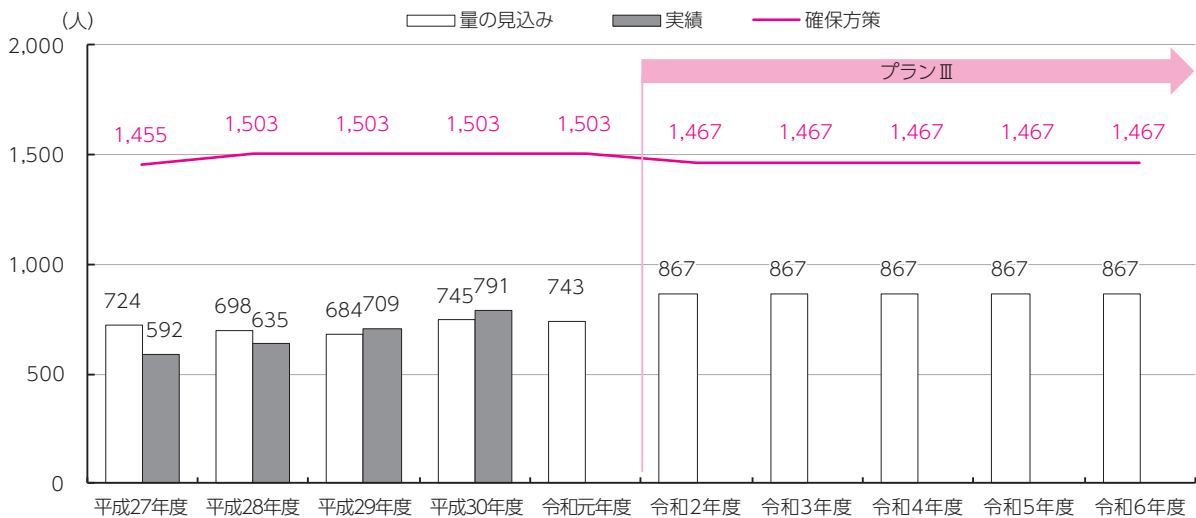
実施施設（放課後児童クラブ） 11ヶ所

クラブ名	所在地	対象
塩尻児童クラブ	広丘高出2073番地5（日の出保育園2階）	児童館内で運営
広丘児童クラブ	広丘原新田291番地2	
吉田児童クラブ	広丘吉田1568番地3	
吉田西児童クラブ	広丘吉田3037番地	
塩尻東児童クラブ	堀ノ内293番地1（塩尻東小学校内）	
宗賀児童クラブ	宗賀2643番地2	
大門児童クラブ	大門五番町4番21号	
片丘児童クラブ	片丘5071番地（片丘小学校）	
洗馬児童クラブ	洗馬2713番地1	
木曾榑川小学校放課後児童教室	木曾平沢1451番地138	榑川保健福祉センターに併設
両小野学童クラブ	上伊那郡辰野町大字小野1164番地	余裕教室を利用

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プランⅡ					プランⅢ				
量の見込み (H27～H30は実績)	592	635	709	791	743	867	867	867	867	867
確保方策	1,455	1,503	1,503	1,503	1,503	1,467	1,467	1,467	1,467	1,467

単位：人（3月1日時点の平日利用登録者数）
令和2年度以降の量の見込みは、施設ごとの直近5年間の実績の最大値の合計



本市の放課後児童健全育成事業の量の見込みは、現行の受入れ体制で対応できる規模であるため、これまでと同様に事業を実施します。

【区域別の量の見込みと確保方策】

施設名		区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	塩尻東児童クラブ (塩尻東小学校区)	量の見込み	79	79	79	79	79
		確保方策	138	138	138	138	138
②	大門児童クラブ (塩尻西小学校区)	量の見込み	85	85	85	85	85
		確保方策	176	176	176	176	176
③	塩尻児童クラブ (桔梗小学校区)	量の見込み	123	123	123	123	123
		確保方策	154	154	154	154	154
④	広丘児童クラブ (広丘小学校区)	量の見込み	158	158	158	158	158
		確保方策	176	176	176	176	176
⑤	吉田クラブ・吉田西児童ク ラブ(吉田小学校区)	量の見込み	132	132	132	132	132
		確保方策	281	281	281	281	281
⑥	片丘児童クラブ (片丘小学校区)	量の見込み	66	66	66	66	66
		確保方策	97	97	97	97	97
⑦	宗賀児童クラブ (宗賀小学校区)	量の見込み	70	70	70	70	70
		確保方策	136	136	136	136	136
⑧	洗馬児童クラブ (洗馬小学校区)	量の見込み	82	82	82	82	82
		確保方策	177	177	177	177	177
⑨	木曾檜川小学校 放課後児童教室 (木曾檜川小学校区)	量の見込み	43	43	43	43	43
		確保方策	102	102	102	102	102
⑩	両小野学童クラブ (両小野小学校区)	量の見込み	29	29	29	29	29
		確保方策	30	30	30	30	30
全市		量の見込み	867	867	867	867	867
		確保方策	1,467	1,467	1,467	1,467	1,467

単位：人（3月1日時点の平日利用登録者数）

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【国が定める事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市では、平成30年度まで本事業の実施はありませんでしたが、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化開始に伴い、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園に通う児童のうち低所得世帯及び多子世帯について、副食材料費に要する費用の補助を開始します。また、多子世帯への補助については、国の基準に加え、市独自の補助（第2子半額補助、第3子以降の判定における年齢制限の撤廃）を実施します。

- ・令和元年度の対象者数：42人

(13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

【国が定める事業の概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【塩尻市の事業展開】

待機児童の解消に向け、民間事業者等による小規模保育所の設置を支援しています。今後も、本市への参入希望を持つ事業者に対しては、こども課が窓口となり、相談、助言、実地支援などを行っていきます。

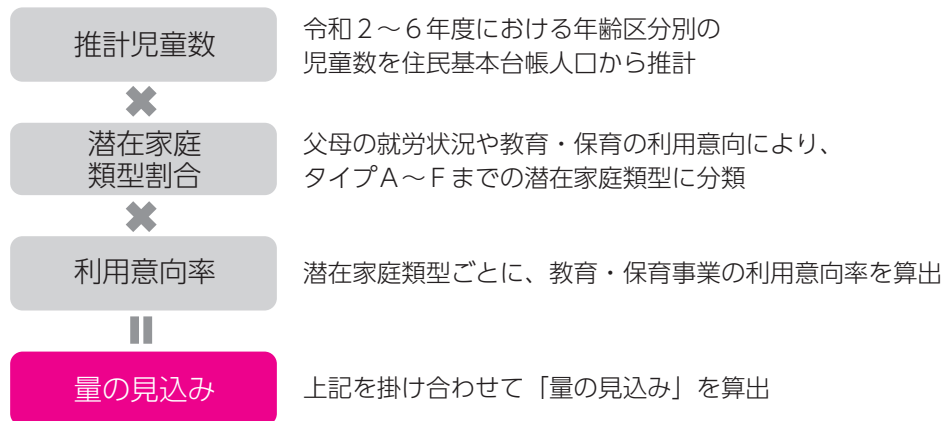
資料編

1 アンケートによる量の見込みの算出方法

(1) 基本となる計算式

第5章子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについては、各事業ごとに、以下の計算式を基本として必要事業量の算出を行います。

なお、本資料におけるアンケートによる量の見込みは、国から示された、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引きによる方法を基本としていますが、計画に記載する量の見込みについては、子ども・子育て会議における議論を踏まえて、より効果的、効率的な方法により算出した値を用いている場合もあります。



(2) 潜在家庭類型割合

① 家庭類型の定義

アンケート調査で把握した父母の現在の就労状況と将来の就労希望を踏まえ、以下のとおり家庭類型の分類を行います。

なお、量の見込みの算出に当たっては、現在の就労状況ではなく、将来の就労希望を踏まえた潜在家庭類型を基本として行います。

a) 家庭類型

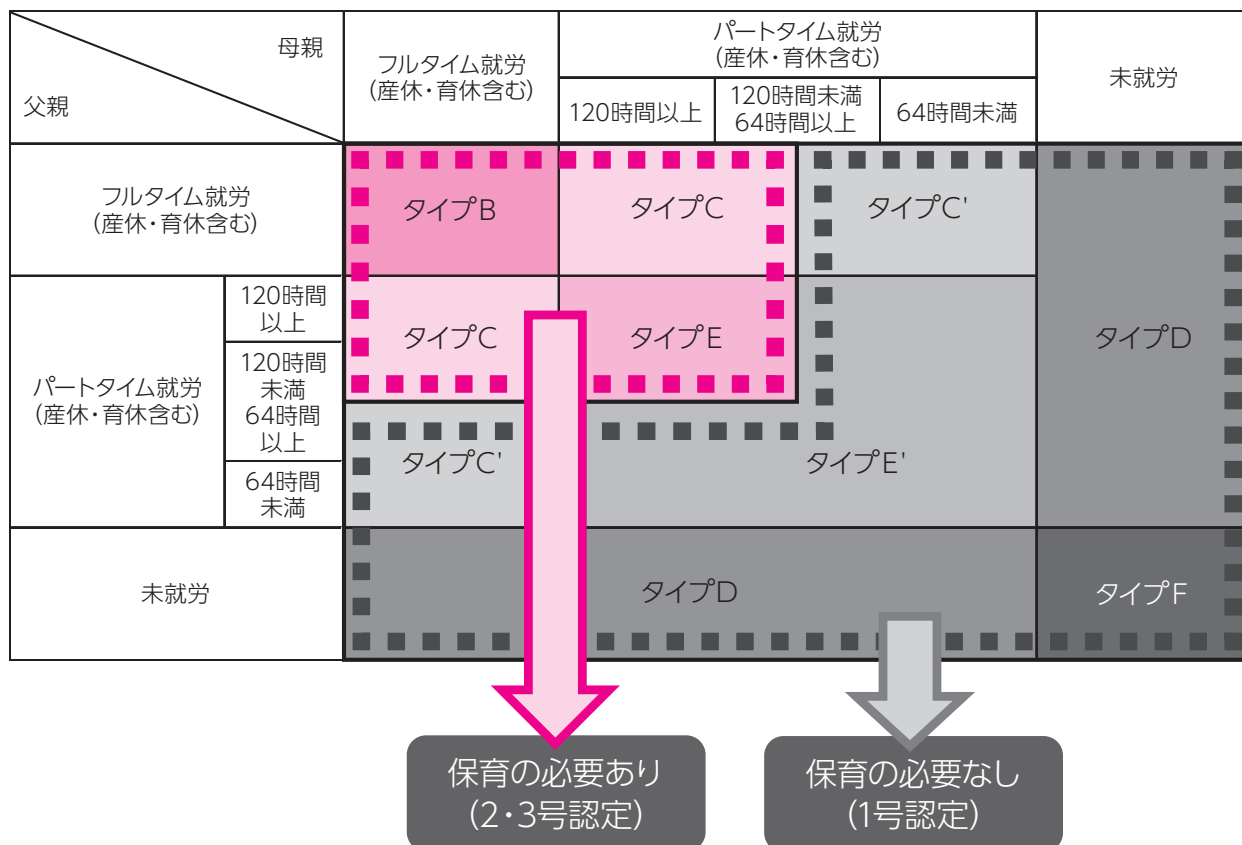
類型	定義	
タイプA	ひとり親家庭 (母子または父子家庭)	※1
タイプB	フルタイム×フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)	
タイプC	フルタイム×パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) 就労時間：月120時間以上+64時間～120時間の一部	※2
タイプC'	フルタイム×パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) 就労時間：月64時間未満+64時間～120時間の一部	※2
タイプD	専業主婦(夫)家庭 (父親または母親のどちらか一方が就労していない家庭)	
タイプE	パートタイム×パートタイム共働き家庭 (パートタイムとパートタイムで就労している家庭) 就労時間：双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部	※2
タイプE'	パートタイム×パートタイム共働き家庭 (パートタイムとパートタイムで就労している家庭) 就労時間：いずれかが月64時間未満+64時間～120時間の一部	※2
タイプF	無業×無業の家庭 (両親とも無職の家庭)	

※1：タイプAひとり親家庭は、就労状況に関わらず保育の必要性ありとなります。

※2：タイプCとタイプC'、タイプEとタイプE'の区分方法

タイプBを除き、父母の双方が月64時間以上就労している場合は、保育の必要性ありのタイプC又はEに分類されますが、幼稚園を希望すると回答をした者は、保育を現在も将来も必要としていない家庭として、タイプC'又はE'に分類します。

b) 保育の必要性の有無



認定区分及びその内容	対象となる家庭類型
【1号認定】 対象年齢 3～5歳児 認定内容 幼児教育のみの利用 対象施設 幼稚園及び認定こども園	タイプC'：フルタイム・パートタイム共働き家庭 タイプD：専業主婦（夫）家庭 タイプE'：パートタイム・パートタイム共働き家庭 タイプF：無業・無業の家庭
【2号認定】 対象年齢 3～5歳児 認定内容 保育の必要性あり 対象施設 保育所及び認定こども園	タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム・フルタイム共働き家庭 タイプC：フルタイム・パートタイム共働き家庭 タイプE：パートタイム・パートタイム共働き家庭
【3号認定】 対象年齢 0～2歳児 認定内容 保育の必要性あり 対象施設 保育所及び認定こども園 地域型保育	

②年齢区分別の潜在家庭類型割合

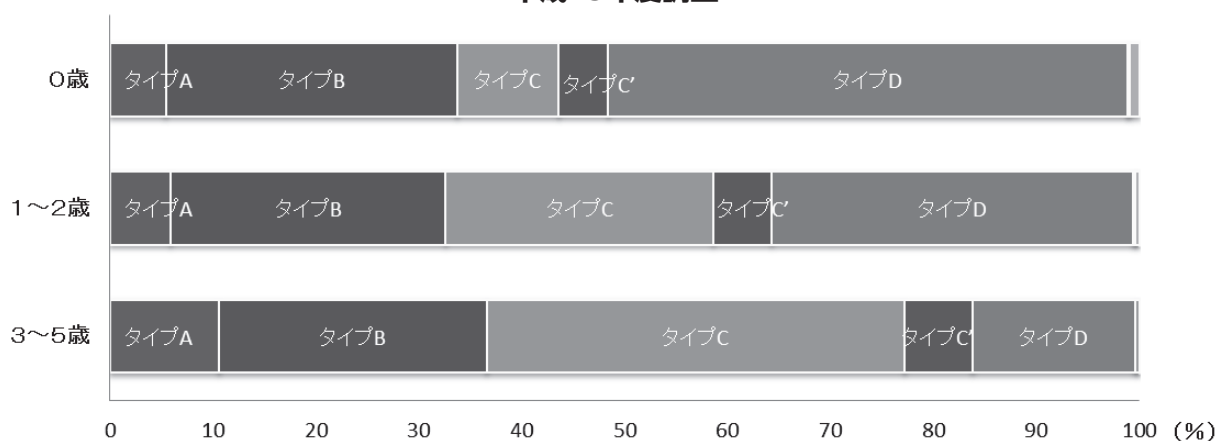
平成25年度調査

年齢	潜在家庭類型								
	タイプA	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	タイプE	タイプE'	タイプF	合計
0歳	5.4%	28.3%	9.9%	4.8%	50.3%	0.0%	0.3%	0.9%	100.0%
1～2歳	5.9%	26.7%	26.0%	5.7%	34.9%	0.2%	0.2%	0.2%	100.0%
3～5歳	10.6%	26.0%	40.5%	6.6%	15.8%	0.3%	0.0%	0.1%	100.0%

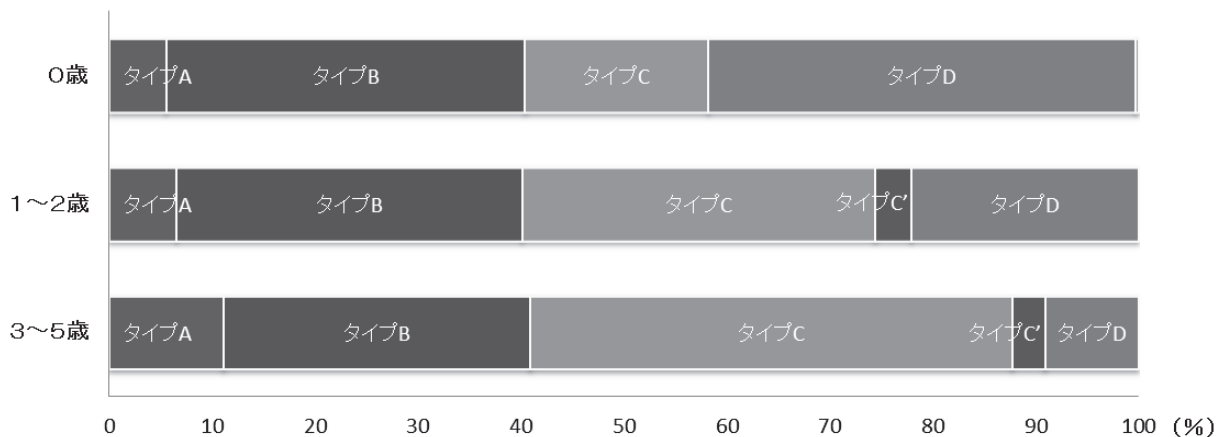
平成30年度調査

年齢	潜在家庭類型								
	タイプA	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	タイプE	タイプE'	タイプF	合計
0歳	5.5%	34.9%	17.8%	0.0%	41.4%	0.3%	0.0%	0.0%	100.0%
1～2歳	6.5%	33.6%	34.3%	3.5%	22.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
3～5歳	11.1%	29.8%	46.8%	3.2%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

平成25年度調査



平成30年度調査



2 元気っ子育て支援プランⅢ策定経過

平成30年度

期日	会議名等	内容
10月30日	塩尻市子ども・子育て会議	・ 諮問 ・ 子ども・子育て市民アンケート調査の実施について
11月26日 ～ 12月28日	子ども・子育て市民アンケート調査(※)	・ 0～6歳の子どもがいる1,844世帯に配布 ・ 回収数1,391件（回収率75.4%）
3月13日	塩尻市子ども・子育て会議	子ども・子育て市民アンケート調査の結果について

※アンケート調査の結果は、塩尻市ホームページで公開しています。（子育て・教育 > 子育て支援・相談 > 元気っ子育て支援プラン）

令和元年度

期日	会議名等	内容
9月30日	塩尻市子ども・子育て会議	・ 計画骨子案について ・ 幼児教育・保育の二歳量の見込み及び提供体制の確保計画について
11月25日	塩尻市子ども・子育て会議	計画素案について
12月 6 日 ～ 27日	パブリックコメント手続による意見募集	意見なし
12月13日	市議会福祉教育委員会協議会	計画素案について
1月23日	庁議	計画素案について
1月29日	塩尻市子ども・子育て会議	・ 計画案について ・ 答申について
2月7日	計画案の答申	
2月25日	定例教育委員会	計画案の報告

3 子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	団体名	役職	氏名（敬称略）	
			平成30年度	令和元年度
保護者を代表する者	塩尻市PTA連合会	会長	小平 幸夫	小口 信治
	塩尻市保育園保護者会連合会	会計	青柳 美花	平林 奈保美
事業主を代表する者	公益社団法人塩尻青年会議所	理事長	山田 祥雄	小林 毅
労働者を代表する者	塩尻地区労働者福祉協議会	会長	梅木 幸雄	梅木 幸雄
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	市立小学校	校長	牛山 雅恵	小林 康彦
	塩尻市公民館長会	公民館長	三澤 正照	大和 一光
	塩尻市子ども会育成会連絡協議会	会長	浅井 貴之	上間 匠
	私立幼稚園（塩尻めぐみ幼稚園）	理事長	原 和夫	原 和夫
	市立保育園	園長	小松 弘子	島田 朝子
	私立認定こども園（サン・サンこども園グレイスフル塩尻）	園長	山本 厚一	宮越 淳子
	児童館	館長	御子柴 澄子	大槻 勢津子
	子育て支援センター	所長	羽多野 紀子	羽多野 紀子
	塩尻市子育てサークル連絡会	会長	岡田 唯	西野 祥子
識見を有する者	松本短期大学	教授	内藤 美智子	内藤 美智子
	塩尻市民生児童委員協議会	部会長	太田 秀保	太田 秀保
公募による者	公募委員		清水 洋恵	清水 洋恵

4 諮問

30こ第343号
平成30年10月30日

塩尻市子ども・子育て会議
会長 内 藤 美智子 様

塩尻市長 小 口 利 幸

元気っ子育成支援プランⅢの策定について（諮問）

本市では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援事業の充実」の実現に向け、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「元気っ子育成支援プランⅡ」を推進しています。

この間、「子育てしたくなるまち日本一」を目指して、より良い子育て環境づくりに努めてきましたが、子育て世代の核家族化や共働き家庭の増加などに伴い、子育てに関するニーズは拡大・多様化する傾向にあり、よりきめ細かな対応が求められています。

これまでの施策を継続しつつ、社会変化に対応した、次期5年間の子ども・子育て支援施策の指針となる「元気っ子育成支援プランⅢ」を策定するため、塩尻市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、貴会議の意見を求めます。

5 答申

令和2年2月7日

塩尻市長 小 口 利 幸 様

塩尻市子ども・子育て会議
会長 内 藤 美智子

元気っ子育て支援プランⅢ（案）について（答申）

平成30年10月30日付け30こ第343号で貴職から諮問のありましたこのことについて、審議を重ねた結果、元気っ子育て支援プランⅢの案がまとまりましたので、次の意見を付して別紙のとおり答申いたします。

- 1 塩尻市では、平成17年度に元気っ子育て支援プランを策定し、子育て支援に総合的に取り組んできましたが、全国的に想定を超えるスピードで少子化が進行する中で、少子化、核家族化の流れは依然として改善されず、家庭や地域の養育力の低下などの課題が深刻化しています。課題の解決には、まちぐるみの分野横断的な取組が必要であることから、行政をはじめ、市民、事業者、団体等が課題を認識し、連携、協力することで、一人でも多くの子どもが生まれ、健やかに育つまちづくりに向けた取組を一層強化していただきたい。
- 2 安心して子どもを生み、育て、子育ての喜びを分かち合えるまちづくりに向け、子育て家庭の声を聴き、寄り添った支援を行う取組をまちぐるみで進めていただきたい。また、塩尻市がこれまで取り組んできた、きめ細かな事業を継続し、支援が必要な家庭へ必要な支援が届くよう、さらに事業の工夫や周知に努めていただきたい。
- 3 3歳未満児を中心とした保育ニーズの増加に適切に対応すると同時に、保育の質の確保に引き続き努めていただきたい。また、保育サービスの充実による子育て家庭の負担軽減と併せて、親子の愛着形成に重点を置いた取組を進めていただきたい。
- 4 子どもの貧困対策については、分野横断的な推進体制を検討し、確実に取組を推進することで、貧困の連鎖の根絶に取り組んでいただきたい。